

大日本神祇會編  
神社讀本

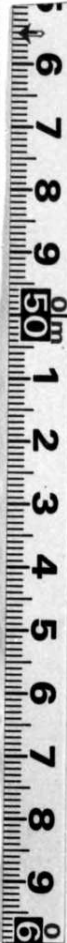
170-Z3ロウ



\*1200800289855\*

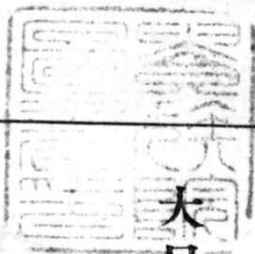
170  
Z3ロ  
7

省推薦圖書



始





大日本神祇會編

神社讀本

日本電報通信社



水溜米室畫  
神宮殿舍之圖(神宮教院版)

170  
Z3  
⑦



購入



5918

175

80W34454

天壤無窮の神勅

葦原千五百秋之瑞穗國 是吾子孫可王之地也 宜爾皇孫就而治焉  
行矣 寶祚之隆 當與天壤無窮者矣

同床共殿の神勅

吾兒視此寶鏡アガコノミタカラノカガミヲミテコトマサアヒレハルコトナクシトモニミカサトシレナカクヒツムレシ 當猶視吾トモニミカサトシレナカクヒツムレシ 可與同床共殿モトイヒノカガミトスベレ 以爲齋鏡モトイヒノカガミトスベレ

神鏡奉齋の神勅

此之鏡者コノカガミハ 專爲我御魂而タガノミタマニシテ 如拜吾前伊都岐奉アガレハクイマゴイツキマツレ

侍殿防護の神勅

天照大神アマテラスオホミカミ 復勅天兒屋命太玉命マタアノコトフクマノコトニコトリスラク 惟爾二神亦同侍殿內タガハクハイマシラクニシラノカミマタナシレナカクワニシラヒナ  
善爲防護ヨクサセキヤモルコトナサセ

齋庭之穗の神勅

以吾高天原所御齋庭之穗アガカカアノニホコシメスニハナイナホサモア 亦當御於吾兒タガニカセツルベレ

神籬磐境の神勅

吾則起樹天津神籬及天津磐境 當爲吾孫奉齋矣 汝天兒屋命太  
 玉命宜持天津神籬 降於葦原中國 亦爲吾孫奉齋焉

神武天皇檀原奠都の詔勅

自我東征於茲六年矣 賴以皇天之威 凶徒就戮 雖邊土未清餘  
 妖尙梗 而中洲之地無復風塵 誠宜恢廓皇都規摹大壯 而今運  
 屬此屯蒙 民心朴素 巢棲穴住 習俗惟常 夫大人立制 義必  
 隨時 苟有利民 何妨聖造 且當披拂山林 經營宮室 而恭臨  
 寶位以鎮元元 上則答乾靈授國之德 下則弘皇孫養正之  
 心 然後兼六合以開都 掩八紘而爲宇 不亦可乎 觀夫畝傍山  
 東南檀原地者 蓋國之塙區乎 可治之

武藏國一宮氷川神社を祭りたまふ詔勅

勅 崇神祇 重祭祀 皇國大典 政教基本 然中世以降 政道  
 漸衰 祀典不舉 遂馴致綱紀不振 朕深慨之 方今更始之秋  
 新置東京 親臨視政 將先興祀典 張綱紀 以復祭政一致之道  
 也 乃以武藏國大宮驛氷川神社 爲當國鎮守 親幸祭之 自今  
 以後 歲遣奉幣使 以爲永例

神祇鎮祭の詔勅

朕恭惟 大祖創業 崇敬神明 愛撫蒼生 祭政一致 所由來  
 遠矣 朕以寡弱 夙承聖緒 日夜忱惕 懼天職之或虧 乃祇鎮  
 祭天神地祇 八神 暨列皇神靈于神祇官 以申孝敬 庶幾使億  
 兆有所矜式

大教宣布の詔勅

朕ニシテ恭ニシテ惟ニシテ 天神ノ天祖ノ 立極ニシテ垂統ニシテ 列皇ノ相承ニシテ 繼ニシテ之述ニシテ之 祭政ノ一  
 致 億兆ノ同心ニシテ 治教ノ明ニシテ于上ニシテ 風俗ノ美ニシテ于下ニシテ 而中世ノ以降ニシテ 時ノ有ニシテ汚  
 隆 道ノ有ニシテ顯晦ニシテ矣 治教ノ之不洽ニシテ也久矣 今也天運ノ循環ニシテ 百度ノ維新ニシテ  
 宣明ニシテ治教ノ 以宣揚ニシテ惟神之大道ニシテ也 因新命ノ宣教ニシテ使 以布教ニシテ天下ニシテ  
 汝群臣衆庶 其體斯旨

序

神社は國家の宗祀であつて我が國體の顯現であり、惟神の大道は邦家の經緯であつて、我が彝倫の基本である。  
 今や我が帝國は未曾有の大躍進期に在り、此の時に當り帝國臣民は舉國一體となり、確乎不動の決意を堅持し、世界新秩序建設の一環として大東亞共榮圈確立の歴史的大業に邁進するの覺悟がなければならぬ。それには先づその指導理念たる皇道精神の眞姿を宣揚することを以て根本とせねばならぬことは、申すまでもないのである。  
 時恰も光輝ある紀元二千六百年を迎へ、舉國一致時艱を克服して八紘一宇の天業恢弘に奉仕するためには、益々惟神の大道を闡明し、國體觀念を明徴にして、愈々皇道の本義を發揚し、日本精神を中外に宣布することこそ最も焦眉喫緊の要務なりと云ふ可きである。



本會は茲に鑑みる所あり、斯道の興隆に資せんとして今回「神社讀本」を刊行し、廣く皇國臣道の規範たるべき公民教育用として世に送る事とした。江湖諸賢、幸ひに此の趣旨を諒せられ、本書をして十分に意義あらしめん事を衷心より希望して序文に代ふと云ふ。

昭和十五年十一月

全國神職會長 水野 鍊太郎

### 續刊の辭

本書は全國神職會當時、紀元二千六百年奉祝の記念事業の一として、國民一般の正しき神社觀念を普及徹底せしめんが爲編纂されたものであるが、一度上梓刊行せらるゝや、普く世人の要望を充たし、忽ち第五版を重ねたるも、猶ほ市場一冊の餘部もなき盛況を呈し、國民の神社に對する知識と理解とを深め、敬神思想の昂揚に資するところ尠からず、本書發行の趣旨は概ね達成せられたことを認めたので、一應後版を停止することになつたのである。然るに、時局の進展に伴ひ、我が國思想界は敬神尊皇の大義と肇國の精神が飛躍的に上昇し來れるの秋、世の本書續刊の要望は極めて切實なるものあり、本會亦時局の重大性に鑑み、曩に昭和十六年七月を期し、從來單に神官神職の團體たりし全國神職會の機構を整備擴充して廣く國民各層を網羅したる陣容に改組し、會名も大日本神祇會の稱を冠し、益々惟神道の昂揚と本

來の機能を發揮すべき時運の醸成を見るに至つたので、切なる江湖の要望に應ふる爲こゝに裝釘を新にして重版刊行に再出發することとなつた次第である。

希くば、此の直面せる凄愴苛烈の決戦下、神社を中心として國民精神の昂揚統一を圖り、國體觀念を高度に發揮し、民心をして國家最高の目的に凝集せしむるに寄與するを得ば幸甚である。

昭和十八年十二月一日

大日本神祇會々長 水野 鍊 太郎

# 神社讀本 目次

卷頭謹掲……………一八

天壤無窮の神勅（日本書紀）

同床共殿の神勅（同）

神鏡奉齋の神勅（古事記）

侍殿防護の神勅（日本書紀）

齋庭之穗の神勅（同）

神籬磐境の神勅（同）

神武天皇橿原奠都の詔勅（同）

武藏國一宮氷川神社を祭りたまふ詔勅——明治元年十月十七日（法令全書）

神祇鎮祭の詔勅——明治三年正月三日（天政官日誌）

大教宣布の詔勅——同日（同）

序……………九

續刊の辭……………二

第一章 敬神の大義……………一—元

皇國の大典政教の基本——神典と肇國の精神——神ながらの道皇道——敬神愛民の御統治——祭政一致——敬神崇祖の信念——神道の本義と敬神觀念——日本國民の傳統的信念と民族性

第二章 肇國の由來……………三—三

神武天皇の天業恢弘——大八洲國の修理固成——天孫降臨——天壤無窮の神勅——神鏡奉齋の神勅同床共殿の神勅——齋庭之惠の神勅——侍殿防護の神勅——神籬磐境の神勅——神勅と天業の恢弘——日向三代の聖治と神武天皇の聖業——八紘一字の皇謨

第三章 國體の本義……………六—六

萬世一系の皇統——天津日嗣の意義——神國日本——我が國體と民族性との關係——三種の神器

第四章 國體と祭祀……………八—三

祭祀の意義——まつり祭祀の語義——まつりごと政治の語義——祭祀と敬神——祭祀と清淨——我が國に於ける敬神觀念——祭祀の淵源——神宮の奉齋——上代

第五章 國家と神社……………三—六

の神祇制度——山陵の祭祀——皇室の御敬神——上代の神社——報本反始の觀念——天神地祇八百萬神  
祭祀は禮の最も大なるもの——祭政一致の精神——祭政教一致——神社は國家の宗祀——神宮の祭祀——神宮大祓——神社の神符神札——宮中の祭祀——國家の祝日祭日——神社存立の意義——明治以來の神社制度——官國幣社——府縣鄉村社——神官神職の制度——神社崇敬の基礎

第六章 神社の祭祀……………六—三

神祭り——神社の性質——神社の祭神——官國幣社以下神社の祭祀——祝詞のりと幣帛みてぐらと玉串——神社参拜——神社の設備——鳥居と神社建築

第七章 神社と郷土……………一五—六

神社崇敬の地方性——氏神氏子——神社の特質——地方公共團體と神社——我が國の郷土意識

第八章 神社と氏子……………一九—三

産土の神と氏神の社——氏神の尊崇——氏神氏子の意義——氏子と崇敬者——氏

子總代——神社と宗教——神社祭祀と家庭祭祀——神社崇敬は國家興隆の基礎

——(附 録)——

- 一、神宮及官國幣社一覽……………三六
- 二、神社參拜唱歌(全國神職會撰定)……………三四
- 三、家庭祭祀の行事作法(皇典講究所制定)……………三六

# 神社讀本

大日本神祇會編

## 一、敬神の大義

皇國の大義、  
政教の基本

風雅和歌集  
勅撰和歌集  
一、花間天皇の御  
一、二十卷の御

### 第一章 敬神の大義

明治天皇の詔勅に、神祇を崇め、祭祀を重んずるは、皇國の大義にして、政教の基本なりと仰せられてある。神祇の崇敬、祭祀の尊重が我が國史を一貫する根本的精神であり、我が國民生活を統一する中心的信念であることは、我が國史が神代を源頭とし、我が國民生活が神社を繞つて營まれてゐる事實に徴しても、極めて明らかである。されば、昔畏くも後宇多天皇は

天つ神くにつやしろを齋ひてぞわが葦はらの國はをさ  
まる  
(風雅和歌集)

真永式目  
即ち御成敗式  
目録一〇〇頁  
参照

大日本史神祇  
志  
大日本史  
近世水戸  
藩の全力を  
擧げ、編修し  
た。其の志は  
類史の類に  
成る。明治二十  
三年六月二十

と詠じ給ひ、武家法制の根本といはれる貞永式目には、先づ第一條に、神社を修理し、祭祀を專にすべき事を規定し、神は人の敬に依りて威を増し、人は神の徳に依りて運を添ふ」と説明してゐる。大日本史の神祇志には是等の事實と精神とに基づいて、

夫れ祭祀は政教の本づく所敬神尊祖、孝敬の義天下に達す。凡百の制度も亦是に由りて立つ。

と述べてゐる。此のやうな信念と事實とが、神ながらの道の源泉となり、神國日本の國體の基礎となつてゐるのであつて、我が國民道徳の神髓もここに存し、日本文化の特質も亦ここから發してゐるのである。

我が皇國日本の肇造は實に神代に於ける神々の修理國成に創り、我が萬世一系の皇統は遠く神代に於ける天照大神の御稜威に定つてゐる。而して我等國民の祖先も皇祖と皇孫とに奉仕し、或

神典と肇國の  
精神

舊事紀  
古の國  
文體の  
日本紀に  
て見え、  
又最も  
重んぜら  
る。

祝詞  
神に申  
上ぐる古  
文體の辭  
延喜式卷  
八に於て  
出でゐる  
が最も古  
く著す。

舊事紀  
卷、我子、  
聖德太子の  
に撰修すと  
ふも撰修し  
安朝初蓋し  
籍か初蓋し  
の史

は高く其の御稜威を仰いだのであつて、日本文化の根柢も既に深くこゝに芽生えてゐるのである。是等の古事古傳を今日に明かにしてゐる文獻が即ち神典であり、皇國の古典である。

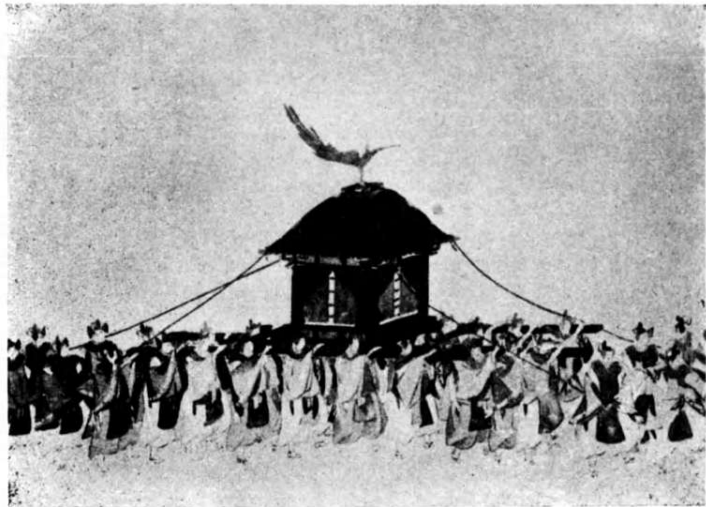
我が國の神代以來の歴史を語り傳へた古典には古事記、日本書紀、舊事紀、萬葉集、令義解、風土記、古語拾遺、新撰姓氏錄及び續日本紀の宣命、延喜式の祝詞等がある。是等の古典のうち、記紀及び舊事紀の三書には特に神代の古い語り事が詳しく記し傳へられてゐるので、普通神典(神のみふみ)と稱せられてゐる。我が國に於いて最も古い典籍であつて、世界に在つても極めて珍しい貴い古文獻である。我等は是等の貴重な古典に依つて、皇室の尊嚴國家の由來は勿論國民祖先の活動理想信仰文化遺風等をも、更に東亞古代史の一部面、人類文化史の一方面をも明かにすることが出来るのである。





日本書紀 十卷 元正天皇 老四年 八  
○(紀元一三八年) 王撰上 其人親  
神代卷は古來の 最も尊嚴研究  
がせられ註釋の 多し  
續日本紀 勅撰 二  
史の第一 勅撰 二  
天皇の御代に 宣  
命し多く出づ  
存する本邦に現 貴なる皇統の 集意は萬世に 萬の言の業に 其の意の業に 其の代に保家人 吟代に保家人の 古本に保家人の 書釋本に保家人 文化の我が古代

大崇高なる道が即ち神ながらの信念である。神ながらといふことは、日本書紀に見える大化三年四月の詔勅に惟神、また隨在天神の文字を宛て、續日本紀の宣命に隨神の二字を用ゐてあるのでも推知せられるやうに、又、萬葉集に大君は神にしませばとか、その時代の文獻に天皇を現御神とか現人神とか申してゐるところの信仰と併せ考へて、更に明かになつてくるやうに、天皇は即ち天つ神の御現はれであらせられ、やがて皇祖天照大神の御本質を表現したまふ絶對神聖なる御方であると同時に、天つ神の命即ち御心のまに、御代治しめされる、語を換へて申せば、皇祖皇宗の御遺訓に隨つて御統治遊ばされるといふことである。  
斯やうに、神ながらの信念は、皇祖と皇孫が御一體であらせられ、神と皇と御一體であるといふ思想であるからして、所謂神皇(じんわん)の信念である。此の信念は鎌倉時代に於いて、神宮祠官の

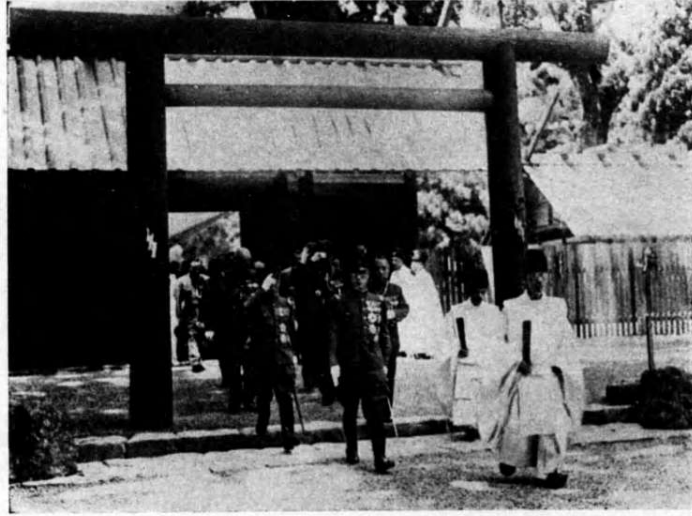


明治元十年二月十八日明治天皇  
幣官大社氷川神社行幸之圖

勅出神皇正統記  
皇國本由致教奉本  
然由世宗全政新委  
祀畫不舉遂副致  
細紀之振族深既之  
方令更治之秋新皇  
東京朝歸視政將  
先興祀畫張網記  
復祭政一致之遠也  
乃以武蔵國大宮縣  
氷川神社爲富國  
鎮守親幸祭之  
自今以後感運奉  
幣使公爲永例  
明治元十年正月

明治元十年正月明治天皇  
幣官大社氷川神社御親祭之勅書





滿洲國皇帝陛下には昭和十五年六月紀元二千六百年御慶祝の御爲め御訪日遊ばされたが、七月三、四兩日神宮、山陵等に御参拜あらせられた。(上) 外宮御参拜の皇帝陛下、(下) 原神宮拜殿御退出の皇帝陛下



北畠親房  
野朝の忠臣、  
人文武兼備の偉  
人、源義隆と  
稱す。神道學と  
度稱す。原行朝  
元々職原に學  
一社記の著者  
もあり、正應十  
五年生、六平  
九年歿、著十  
三歳。

神皇正統記  
四巻、神代卷、  
常陸の陣中に  
在つて記す。  
日本學の一部  
の先驅を爲すも  
の。

建武中興  
隆盛の天皇の御  
後、隆盛に依つて  
鎌倉幕府に依つて  
成り、王政復古  
の義を以て、非  
常に盛んなる朝  
代に入り、吉野朝  
の復興を期す。

間に強く起り、其の神道思想を承継し展開させた北畠親房に至つては、其の名著「神皇正統記」ともなつたのである。當時この信念に基づいて、天皇の御統治の方針たる政治上の理想を皇祖の親しく皇孫に授けられた三種の神器について、窺知し奉つたのであつて、そこから自ら「神皇之道」といふ語が現はれて來た。随つて其の省略された「皇道」といふ語も當時の文獻に見えて來たのである。元來、皇道といふ語は平安時代の文獻にも一二散見してゐるのであるが、それは尙神ながらの信念を表現する程の深い意義は有たなかつたやうである。それが建武中興の前後からは神皇の道といふ意義に於いて用ゐられ、明治維新前後に於いても亦同様に深い意味を含んで盛んに用ゐられた。それは同時に興つた皇國意識と共に強く自覺せられ、殊に國學者の間に之を皇神の道と稱した思想とも結び合つて、全く神ながらの信念を内容としたもので

あつた。それで明治維新直後に在つては、皇道の興隆と共に、惟神の大道といふ語が頻繁に用ゐられ、其の國是として具體化せられたものが、即ち祭政一致として標榜せられたのである。

皇道は神皇の道若しくは皇神の道といふ信念を表現する語であるが、此の嚴肅な信念を根本としてをる場合は、それはやがて天皇の道であり、皇國の道であるに相違ない。たゞ皇道が此の神皇一體の信念を基礎とした神ながらの道であることを忘れてはならぬ。それと同時に、天壤無窮の皇統を繼承し給ひ紹述し給ふ天皇を現御神と仰いで奉任し、其の御統治に對し奉つて、勅なればいとも畏しと絶對隨順の誠を捧げる生活が、亦皇國臣民の神ながらの道であり、皇道であることを心得ねばならぬのである。教育勅語に皇祖皇宗の御遺訓を遵守し奉ることが、又やがて國民祖先の遺風を顯彰する所以であると御諭しになつてあるやうに、天皇の

敬神崇祖の大道は、實に國民の敬神崇祖の道の據つて出づる所であり、隨つてまた上下自ら其の徳を一にする所以である。斯くて皇室に於ける皇祖皇宗以來の皇道の御實踐と、國民に於ける祖先以來の皇道の躬行とは、上下相待つて克く國體の精華を發揚し、以て天壤無窮の皇運を彌榮えに仰いでをるのである。茲に根柢の深い國運の發展が在り、堅實なる國民の幸福が存するのである。

天皇が神ながらの御信念によつて此の皇國を統治し給ふ神ながらの道即ち皇道は、皇祖天照大神の御心を大御心とし給ひ、皇祖皇宗の御遺訓を紹述あらせられるのであつて、其の御心、其の御遺訓は深く神祇を崇敬し、厚く國民を愛撫し給ふ所の敬神愛民の御統治に存する。而して天皇の大御稜威を仰ぐ國民の履踐する所の皇道即ち天壤無窮の皇運を扶翼し奉る神ながらの道は、専ら祖先の志を繼ぎ遺風を興して忠實奉公の誠を効すに在るのであつ

敬神愛民の御統治

祭政一致

て、其の奉仕は敬神尊皇の大義を竭すに在る。此の敬神愛民の御統治と敬神尊皇の奉仕とは皇道の根本であつて、肇國以來この君臣上下の大道が嚴として變らない所に、祭政一致の根本が存し、敬神崇祖の信念が確立してゐるのである。

祭政一致は我が國初以來の政治上に於ける精神であり形態であつて、國情の進展變化する間にも、古來の信念として存し、特に近世の識者屢々これを力説した所である。而して其の精神は皇道の本義であり、嚴肅な政治の理念であるからして、國情の緊張した明治維新に際しては最もよく其の精神形態共に顯現したのである。皇國の祭政一致といふことは、歐米の所謂政教一致とは異なるものであつて、國家の大禮葬倫たる祭祀と國民愛撫の道たる政治とが其の立つ所趨く所を一にしてゐることである。此の思想を育成し、此の精神に據つて教化するところに教育や宗教の本義

神祇官の神祇に上代  
の神祇に開明す  
る官廳に復治す  
維新にも一活  
買したるも照

が存するからして、そこに祭祀も政治も教育も宗教も其の根本を一にせねばならぬ理由が存する。祭政一致と稱せられる所以も亦こゝに在るのである。而して祭祀と政治とは直接、神祇に奉仕して天皇に奉仕する道であるからして、祭政一致は道徳、教育、軍事、宗教文化等の根柢を爲すのである。之れ特に祭政一致を以て皇道の本義とする所以である。

明治三年正月三日、明治天皇は神祇官に於いて天神地祇並に歴代天皇の皇靈等を鎮め祭り給ひ、厚く孝敬の御心を申べて、朕、恭しく惟みるに、大祖の業を創めたまふや、神明を崇敬し、蒼生を愛撫したまふ。祭政一致、由來する所遠し。

と仰せられ、引續いて、惟神の大道を宣揚すべく、特に宣教使を命ぜられるについで、

朕、恭しく惟みるに、天神、天祖、極を立て、統を垂れ、列皇相承

け、之を繼ぎ之を述ぶ。祭政一致、億兆同心、治教上に明かに、風俗下に美なり。

と仰せられたが、此の聖旨によつて祭政一致の意義と其の精神とが極めて明かである。神明を崇敬することは即ち敬神であつて、其の具體化したものは祭祀である。また蒼生を愛撫することは即ち愛民であつて、其の實際化したものが政治である。皇祖皇宗の御統治は全く此の祭政一致であつて、それは申すまでもなく、敬神愛民の大御心より出てゐるのである。祭祀即ちまつりは請待奉仕の意であつて神明に奉對する道であり、政治即ちまつりごとは服従奉仕の義であつて天皇に奉對する務である。神明の本宗は皇祖天神であつて、天皇は皇祖天神の神裔であらせられるから、まつりとまつりごとは固より其の本を同じうし其の歸を一にする。隨つて我が國の祭祀は實祚の無窮と共に國家の平和國民の

康福を本とし、皇國の政治は又、天壤無窮の皇運を扶翼し奉ることによつて、國運の興隆、民生の發展を旨としてゐる。斯くて天皇は敬神愛民の御統治に依つて天業の恢弘を圖り給ひ、國民は敬神尊皇の奉仕に依つて皇謨の翼贊を進めるのである。之れ即ち皇道の本義であつて、皇國臣民は茲に皇祖の神勅に基づく國體の眞姿を仰ぎ、其の精華の發揚を期してゐるのである。

斯やうな祭政一致が即ち惟神の大道であり、皇道であることは、明治二年五月二十一日、明治天皇が重臣を召し給うて、皇道の興隆に關して御下問あらせられた際、「我皇國天神天祖、極ヲ立基ヲ開キ給ヒシヨリ、列聖相承、天工ニ代リ、天職ヲ治メ、祭政維一、上下同心、治教上ニ明ニシテ、風俗下ニ美シク、皇道昭々、萬國ニ卓越ス（中略）今度、祭政一致、天祖以來固有之皇道復興在ラセラレ、億兆ノ蒼生報本反始ノ義ヲ重ンジ、敢テ外誘ニ蠱惑セラレズ、方嚮一定シ治

直道一巻、  
本義の國體の  
本質に直道即ち  
直日とほ創りて  
造し純化する  
を根本の靈力を  
在いふ。

會澤正志齋  
水戸學の大成  
者、諱は安五  
志齋と號す。  
藤岡東湖の父  
天明年生、父  
八十二歳歿。

下學遺言  
卷、道徳、學七  
時勢を論じ、  
水戸學の全貌  
を概よべき大  
著。

國體論二巻、  
國體並に二巻、  
に對する大要  
の名著、人心に  
神益す。早稲  
堆積論(三巻)  
として書き下  
したるものも出

教淡洽候様、遊バサレ度思食候と仰せられたのでも、十分に之を領  
解することが出来る。是等の精神は誠に御製に於いても明かに  
拜し奉る所である。

ちはやぶる神のこゝろを心にてわが國民ををさめてし  
がな

さだめたる國のおきてはいにしへの聖の君のみこゑな  
りけり

世はいかに開けゆくともいにしへの國のおきてはたが  
へざらなむ

國學の神道説や水戸學の國體論などは、何れも以上述べたやう  
な皇道思想を以て根柢としてゐるのであつて、本居宣長の著、直毘  
靈や會澤正志齋の著、下學遺言及び新論の如きは其の代表的なも  
のである。下學遺言に於ける政治論のうち、天神業を創め、皇孫

清原春岑  
記未詳、垂加傳  
に神道家、寛政  
七年、七十、八  
に當る。神代卷  
卷、鹽土傳、(名は谷  
本四卷、同、の寫  
泰山の異なる)

統を承け、神を敬ひ祀を崇び祭政維れ一なり。政の言たる祭也。  
上は則ち天神の訓を奉じて以て民を治め、而して之が爲に天神に  
福を祈り災を攘ふ。下は則ち業を勤め上に供し、而して天朝の爲  
に祭祀の用を助くる也と述べてゐる所は、祭政一致の深い精神に  
觸れてゐるものがある。之より先、信州の神道家清原春岑は寛政  
七年、神代卷鹽土傳を著はして、「神の道は天神唯一なり。神皇一  
體なり。祭政一致なり。神孫神臣、繼々承々、天神地祇、神代を崇敬  
し、以て教化を布く、故に之を神道と謂ふなり」と論じ、以て簡明に祭  
政教の一致を明かにしてゐる。而して之を神道として説いてゐ  
るが、神道もまたその本義は神の道であつて、皇祖皇宗の御遺訓で  
あり、國民祖先の遺風であるからして、それは正に皇道であり、實に  
日本民族祖先以來の生活原理である。

日本民族祖先以來の生活原理は、皇祖天照大神の御神徳若しく

敬神崇祖の信念

は大御稜威を發揚し奉るに在る。皇祖大神の御神威を發揚し奉る道は、上に述べたやうに、天皇に在らせられては敬神愛民の御統治に依る天業の恢弘であり、國民に於いては敬神尊皇の奉仕に依る皇謨の翼賛である。此の肇國以來の御統治と祖先以來の奉仕とは、日本民族の傳統的信念として、自らそこに敬神崇祖の誠を以て基礎づけてゐる。我が國に於ける敬神崇祖の信念は、斯やうに君臣の間を結び、國史の中心を一貫してゐるものであつて、其の根本は國家的民族的である。隨つてそこに自ら敬神愛國の精神を展開してくるのであつて、之は固より卓越した國家の完成を理想とする肇國の精神に緣由するものである。此の敬神崇祖の信念は、畏くも敬神愛民の御統治は素より、又敬神愛國の精神や敬神尊皇の奉仕の基調を爲すものであつて、それは悠久尊嚴なる神代に淵源するところの堅實無窮なる國史の發展に伴なつて深まり、更

神道の本義と敬神觀念

に又各地々々に鎮座する神社、即ち所謂鎮守の森若しくは産土の氏神の奉齋によつて實現し且培養されてゐるのである。此の神社の祭祀を奉仕し、又神典の傳へる神代の語り事を信奉することを古くから神道と稱してゐた。神道とは即ち神の道であつて、其の語は既に「日本書紀」の用明天皇並に孝德天皇の卷に見え、鎌倉時代以降は漸次豊富な思想的意義を包含して來るが、本來は、中世以降、神祇道とも皇神の道とも稱せられるやうに、神々を崇めて、神威を畏み、神徳を仰ぐところの國民の信仰乃至風習である。神道は即ち其のやうに祖先の思想業績を尊重し、神祇の威徳を敬慕するところの日本民族の傳統であるからして、そこに自ら敬神崇祖の念が中心となり、又培育せられてゐるのである。之れ實に神道に於ける最も著しい思想的特色である。神道思想の中心が敬神崇祖の信念に在るからして、神道の最も

儒教 於ける最も重に 支那に由る 子に於て 來るべき 行はれし 學問の 威の上に なる。

純な姿若しくは其の本義は神ながらの道であり、又皇道である。之れ神道即ち神の道の本義や其の特徴を審思すれば自らよく理解せられる所である。敬神觀念は神道思想の中心であつて、神社は其の具體的表現である。日本國民の敬神觀念は敬神尊皇の精神を以て其の根本とするからして、國民的信念としての神道に於ける敬神は、必然に皇室の尊崇を以て其の神髓とし、其の尊皇の精神は自ら、神祇の崇敬を背景としてゐるのである。我が國に在つては、既に一言した如く、肇國以來、皇室の御統治は敬神愛民の大御心を以て一貫せられ、國民の奉仕は敬神尊皇の至誠を以て根柢としてゐる。此の君民一體上下一致の敬神崇祖の生活を本として、固有の精神を育成し、外來の文化を攝取してゐる。それ故、久しきに亘る歴史發展の途上に於いて、佛教の信仰や文化が來れば、之を敬神崇佛の觀念として日本化し、儒教の思想や學說が盛になれば、

復古神道 學者の唱し 來る思想を排し 神を説く。 伊勢神道 世以來、外宮 神佛調和の神 道説もいふ。

之を敬神崇儒の態度によつて日本のならしめ、又武家時代に武士道の精神が發達すれば、之を敬神尚武の理念として展開し、更に明治維新に際して、國運の興隆を圖り、國民の生活を進める必要が急務となるや、敬神愛國の信念、敬神明倫の意識として、國民精神が振作された。而して是等の敬神思想が國民一般の間には常に其の土地々々に於ける敬神愛郷の生活によつて支へられ、培はれてゐるのである。隨つてそこには敬神好學の美風も興り、敬神勤勞の良俗も行はれてゐたのである。斯やうな民族的、傳統的な生活氣風の間、日本國民の奉仕的觀念、共存の氣分が涵養されて來たのであつて、其の敬神的生活を廣く神道として意識し、此の事實を本として、種々の神道に關する學說や組織的信仰も發達したのである。

右に説いたやうな國家的民族的な敬神觀念を本として發達し

佛調和の神道  
佛典の金剛界  
佛部一致の學部  
佛部一致の學部  
佛部一致の學部  
佛部一致の學部

佛調和の神道  
佛典の金剛界  
佛部一致の學部  
佛部一致の學部  
佛部一致の學部  
佛部一致の學部

佛調和の神道  
佛典の金剛界  
佛部一致の學部  
佛部一致の學部  
佛部一致の學部  
佛部一致の學部

日本國民の傳

た神道の思想は、極めて豊富な外來の文化や信仰と接觸し、其の包  
容的な性質に依つて是等と交渉したからして、一面に相當に變化  
の多い國情によつて刺戟を受けた關係上、漸次顯著な信念として  
發展し、既に中世に在つては儒教、佛教等を統合超越した雄大な思  
想、信仰として學說的に組織されるに至つた。近世に在つては、種  
種の神道説が發達し勃興した中に、古典の純粹な姿を復活しよう  
とする國學者の復古神道や、國史の進展に即した態度を強調しよ  
うとする水戸學の神道論が大きく我が國の思想界を動かし、從來  
神宮祠官の間に發達した伊勢神道、佛教家の間に廣く信ぜられた  
兩部神道、京都神樂ケ岡の吉田家で天下に弘めた唯一神道、山崎闇  
齋の唱道によつて一大勢力となつた垂加神道等と共に、神道史乃  
至日本思想史を飾つてゐるのである。

統一的信念と民  
族性

のであるが、神道そのもの、本質は日本民族の傳統的信念と傳統  
的情操とである。日本民族の傳統的信念と云ふのは即ち前述し  
た神ながらの信念であつて、敬神崇祖といひ、忠君愛國といひ、或は  
寶祚無窮といひ、何れも同じ祖先以來の國民的信仰に外ならない。  
此の傳統的信念の基調となり、又此の信念によつて培育されてゐ  
るところの祖先以來の國民感情が即ち傳統的情操である。日本  
民族の傳統的情操といふのは即ち我が民族性のことであつて、そ  
れは又歴史的に、古來やま、ま、と心とも稱せられてゐるのである。此  
の神ながらの信念及びやま、ま、と心が神道思想の本質を成し、其の神  
髓となつてゐるのであつて、それに重點を置き、善くそれを明かに  
し、強くそれを宣揚したところに、國學者の神道説が復古神道また  
純神道と呼ばれて、最もよく神道本來の姿を再現し得た所以であ  
る。



日本國民の傳統的信念たる惟神の觀念の基調となり根柢となつてゐる所の傳統的情操とは如何なる心理的特徴を有してゐるか、之を古來の文化に稽へ、賀茂眞淵本居宣長等の闡明した説に徴し、又現代に於ける國民的性情の動きに察して、之を纏めて考へるならば、そこに大體の特色が判定し得られるのである。今之を日本民族性の特色として考察する場合には、統一性と永遠性と純眞性とも名づくべき三つの著しい特性が看取されるのである。統一性といふのは、纏まる心であり、纏める力である。結合し易い感情であり、團結に富む精神である。積極的には同化力となり、消極的には順應性となる心理的のはたらきである。永遠性といふのは、無限に生きようとする欲求であつて、天地と共にといふ氣分であり、遠く祖先を偲び、永く子孫を思ふ精神であり、又一種の輿床しさ、神々しい氣持、或は幽玄味である。純眞性といふのは、飾り氣の

無い、自然さ若しくは有りのまゝの姿を悦ぶ風尙である。清楚簡易素樸質實正直眞面目、單純淡泊蕭洒などいふ趣を尙ぶ心もちであり、清廉潔白寬仁大度、天空海澗といふやうな心意氣を重んずる性情である。是等の特性が日本民族の信念の基礎的感情となつてゐると同時に、我が國體觀念や日本精神や日本文化や國民道德などの特色を基礎づけてゐると同時に、神社や神道の本質的傾向を定め、又その特殊なる表現を形成する最も重要な力となつてゐるのである。例へば神社の歴史性にしても、氏神氏子といふ構成に、しても、また其の尊信の心理的内容にしても、是等の統一性、永遠性及び純眞性といふ民族的性情によつて最もよく之を理解することが出来るのである。我が國の神典の性質も亦、其の神の觀念を始として、天照大神を中心とした神話の構成、高天原を至上とした明るい世界の氣分、豊葦原千五百秋の瑞穗國を根本とした卓越

した地上の國家建設に對する理想等に至るまで、全く此の民族性の特色が自らに具體化したものとも見られ、また斯やうな祖先の心と行とから、此のやうな傳統的情操が流れ出たとも云へるのである。

我が日本國民は古來斯かる民族性をやまと心として育くみもし、認めもして來たのである。隨つて日本國民の傳統的情操を大和心として考察するならば、そこにも亦神々しさと懐しさと、清々しさとといふ三つの特性が見出されるのである。神々しさは彼の永遠性に、懐しさは其の統一性に、又清々しさは自ら純眞性に當つてゐるのである。神々しさとといふのは、廣義の嚴肅感であつて、何かしら拜みたいやうな辱けないといふ心持である。天皇を現御神と仰ぎ、大日本は神國なりと観ずる信念であり、生命を君國に捧げ、英靈を神社に祀る思想である。奉仕的な一種の宗教的情操も、

犠牲的な一種の緊張味も、神さびたものの見方、寂といふものの考へ方、勿體ないとか負けじ魂とかいふ生活意識も、此の神々しさとといふ性情の作用である。懐しさとといふのは、温かい潤ひのある情味であつて、親子の情が濃やかなのも、櫻の花を愛するの、自然物に對する親しみの深いのも、皆その心持から出てゐる。義は君臣にして情は猶父子のごとき國體の特質も、朝顔に釣瓶をまかせて貰ひ水をするの、氏神祭が發達し、産土神の信仰が高まつたのも、向う三軒兩隣といふ隣保的生活も、更に和歌や庭園や日本の畫風などのやうにみやびな特殊の文化が形成されたのも、やはり此の特性によつて善くこれを理解することが出来る。清々しさとといふのは、純眞性と共に、是等の傳統的な民族感情の最も根本的な特性であつて、神代の昔、素戔嗚尊が八岐大蛇を平げて獲た靈劍を、此の劍私すべからずと宣ひ、天照大神に上つた後、我が心清々しと仰

せられたことは、禊祓といふ神事の發達と共に誠に意義深いことである。日本國民は古來、サツパリとした事、アツサリとした物が好きであり、清流や清風や清淨を愛する清明心を以て眞心として重んじてゐる。神ながら言擧せぬ國とか、清廉潔白を尙ぶ武士道といふやうな信念の發生した源泉である。

我が國の神道即ち神の道は、斯やうな特性を有する日本民族の傳統的信念並に情操を本質としてゐる日本國民の生活原理であつて、或は外來思想の影響に對して此の特殊性を喚起し、或は國內に於ける事情に基づく刺戟に對して此の本質を強調するところに、特に神道としての際やかな自覺が起つたのであるが、最初は、特殊な思想として意識せられるよりも、寧ろ神祇に對する信仰として、殊に其の具體的に表現した祭祀として此の神道の信念が覺醒せられたことと思はれる。それが後には儒教や佛教や其の他の

大陸文化若しくは外來思想に對する關係上、信仰や祭祀としても、又思想や學說としても、漸次複雑となり、組織的となつて、鎌倉時代以降、種々の神道説が形成され、近世から現代にかけては、幾多の神道に關する學說も、宗教上の教團も起つて來たのであるが、明治維新を中心として、國運が國際的に興隆し、國民の國體的信念が進展するに伴なつて、神道の根本的意義たる日本民族の生活原理としての意義が特に重んぜられることとなつて來た。斯くて神道の本義は、神ながらの信念若しくは皇道として解せられる俾向が、日本精神の高調につれて、一層著しくなつて來たのである。

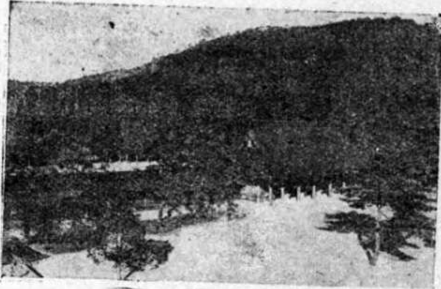
二、肇國の由來

神武天皇の天業恢弘

第二章 肇國の由來

光輝ある紀元二千六百年の紀元節に際して渙發せられた詔書には、其の前後に於いて、

朕惟フニ神武天皇惟神ノ大道ニ遵ヒ一系無窮ノ寶祚ヲ維ツギ萬世不易ノ丕基ヲ定メ以テ天業ヲ經綸シタマヘリ歷朝相承ケ上仁愛ノ化ヲ以テ下ニ及ボシ下忠厚ノ俗ヲ以テ上ニ奉ジ君民一體以テ朕ガ世ニ逮ビ茲ニ紀元二千六百年ヲ迎フと仰せられてある。神武天皇が神代を承け、皇祖の御稜威を襲いで、第一代の天皇として橿原宮に御即位あらせられ、天業を恢弘して、敬神愛民の御統治を施し給うた御聖績こそ即ち惟神の大道であり、皇國固有の皇道を宣揚遊ばされたのである。天皇が皇師を帥ゐて日向の地を發したまひ、長年月に亘つて御東征の大業を御



橿原宮神

遂行あらせられた御艱難、御辛苦は推察し奉るも恐れ多い極みであるが、其の間深く天照大神の光助を仰ぎ給ひ、屢々天神地祇を祀つて其の威靈を祈請し給うて、遂に敵傍の橿原宮に御即位の大禮を擧げ、堂々として天下に君臨せられたのである。御即位に先だつ二年己未の年三月、令を下して、我東に征きしより茲に六年になりぬ。皇天の威を頼りて、凶徒就戮れぬ。邊土未だ清まらず、餘妖尙梗しと雖も、中洲之地復風塵無し。誠に宜しく皇都を恢廓め、大壯を規摹るべし。而るを今運此の屯蒙に屬ひ、民の心朴素なり。巢に棲み穴に住む、習俗惟れ常となれり。夫れ大人の制を立つる、義必ず時に隨ふ。苟も民に

利有らば何ぞ聖の造に妨はむ。且當に山林を披拂ひ、宮室を經營りて、恭しみて實位に臨み、以て元元を鎮むべし。上は則ち乾靈國を授けたまふ徳に答へ、下は則ち皇孫の正を養ひたまへる心を弘めむ。然して後に六合を兼ねて以て都を開き、八紘を掩ひて宇と爲むこと亦可からずや。夫の畝傍山の東南、橿原の地を觀れば、蓋し國の塙區か。治るべし。

といふ大詔を渙發せられた。乾靈授國の洪徳即ち天神が國を開き國を授け給へる御盛徳に答揚し奉り、皇孫尊が之を承けて此の國家を統治し給ひ、正しき道を明かにし、正しき心を養ひ給ふ大御心を紹述せられることは、正に皇祖皇宗の宏遠なる御肇國と深厚なる御樹徳とを御深思御景仰あらせられて、其の天業を恢弘し給ふ所以であつて、之れ即ち惟神の大道に遵ひ給ふ敬神愛民の御統治の由つて來たる所である。此の崇高なる天業恢弘の大御心は

列聖の承け給ひ繼ぎ給ふ天つ日繼の大御業であつて、明治天皇の御製に、

おごそかにたもたざらめや神代よりうけつぎ來たる浦安のくに

橿原の宮のおきてにもとづきてわが日の本の國をたもたむ

ちはやぶる神の御代よりひとすぢの道をふむこそうれしかりけれ

といふ數々の大御歌を拜する所以である。斯かる惟神の大道、神聖な御統治の淵源するところは、もとより皇祖の神勅、皇孫の御降臨に溯るのであつて、其の根本を究むれば、更に天神の命に基づいて大八洲國の修理固成といふ大業に當らせられた伊弉諾尊、伊弉冉尊の神生み、國生みに創まるのである。

大八洲國の修理固成  
 山鹿素行 名は高祖の偉人近  
 世に高祖の偉人近  
 五左衛門尉は又甚  
 和八年生、元貞高  
 享四十二歳、武  
 道學を大成し、  
 唱へて古學を  
 風を樹立す  
 中朝素行 中朝即ち  
 皇朝の史實に  
 卷づいて、寛文  
 十九年著す、四  
 十八歳の著  
 古事記 元和  
 銅三、皇紀三  
 一、天武二年、  
 上、天武二年、  
 神代卷の古事  
 種、阿古事、  
 重なる所、最  
 重なる所、最

山鹿素行の中朝事實に天地の生成國土の開發を説いて、伊弉諾尊、伊弉冉尊、國中の柱を巡りて男女の禮を定め、大八洲及び海川山草木鳥獸魚蟲を生みて、蒼生の食ひて活く可きを致し、養靈の道を教ふ。諸神を生みて、其の分を定む。功既に至り、徳も亦大なり。  
 (原文)と叙べてゐるが、今之を古事記、日本書紀等の古典について稽へるに、天地の最初に、高天原に成りませる神は天之御中主神、天御中主尊、高御産巢日神、高皇産靈尊、神産巢日神、神皇産靈尊と申し、次に宇麻志阿斯訶備比古遲神、可美葦牙彦舅尊、次に天之常立神、天常立尊が成りまし、更に國之常立神、國常立尊、豐雲野神、豐斟淳尊が相次いで成りまし、次に宇比地邇神、泥土煮尊と須比智邇神、沙土煮尊、角杵神と活杵神、意富斗能地神、大戸之道尊と大斗乃辨神、大苦邊尊、淤母陀琉神、面足尊と阿夜訶志古泥神、惶根尊、伊邪那岐神、伊弉諾尊と伊邪那美神、伊弉冉尊が相並んで次々に成りましたのである。

本居宣長が古事記傳を著す

日本書紀の傳へには本文に先づ國常立尊を掲げ奉つて、其の以前を語らず、又其の次に國狹槌尊の化れることを傳へて、角杵神、活杵神の御名が見えない。而してそれらの神々について二三の御名のあることをも傳へてゐる。斯やうに神典の所傳に異なるものが存するが、今日は多く古事記に據つてゐる。而も何れの古典もよく我が肇國の神聖と宏遠とを其の眞髓として、我が國民の鞏固なる國家的信念乃至民族的信仰の源泉となつてゐる。  
 以上の神々は至つて貴い天神であつて、天之御中主神より天之常立神までは特に別天神と稱せられ、國之常立神より伊邪那岐神、伊邪那美神までは神世七代と稱せられてゐる。而して那岐那美二柱の神即ち伊弉冉二尊は多くの天神の命によつて、此の地上の浮漂へる國を修理固成すこととなり、天瓊矛を賜はり、天浮橋に立つて國土經營の大業に着手せられたのである。其の最初に磯取慮

鳴が生じ、次いで此の島を國中の柱と爲して大八洲國を生み、更に多くの山川草木神々を生み、終には是等の總てを統治し給ふ天照大神を生ませられたのである。此の事を古事記には、

此の時伊邪那岐命大歡喜ばして詔りたまはく、吾は子生み生みて、生みの終に三貴子得たりと詔りたまひて、即ち其の御頸珠の玉の緒もゆらに取りゆらかして、天照大御神に賜ひて詔りたまはく、汝が命は高天原を知らせと事依さして賜ひき。

と語り傳へ、日本書紀には、

伊弉諾尊、伊弉冉尊共に議りて曰はく、吾れ已に大八洲國及び山川草木を生めり、何にぞ天下の主たるべき者を生まざらめやと。是に共に日神を生みまつります。大日靈貴と號す一書に云はく、天照大神一書に云はく、天照大日靈貴。此の子光華明彩しくして六合の内に照徹らせり。

と書し奉つてゐる。天照大神は此の光華明彩、天地の間に照徹したまふ大御稜威を以て、畏くも高天原を知食し給ふこととなり、其の宏大無邊の聖徳は天地と共に永遠に皇孫の大御稜威として輝き、大神は常久に皇孫と共に遍く此の國土を愛護し、萬物を化育し給ふのである。大神の御出現について、古事記には、伊弉冉神が火の神を生みまして、神遊りまして後、伊弉諾神が之を黃泉國に訪ね給ひ、其の甚だしい汚穢に觸れたので、之を禊祓によつて徹底的に攘ひ清められた時に成りませる、いと貴く美はしき神におはしますと語り傳へてゐる。即ち筑紫の日向の橘の小門の櫛原に到りまして、先づ御手に持てる杖より始めて、御身に着いてゐる衣類や裝飾品などを一々投げ棄て、深い汚穢を除き去り給うて後、更に傍の川の中つ瀬に御身を滌ぎ遊ばされた時、八十禍津日神、大禍津日神、次に神直毘神、大直毘神、伊豆能賣神が出現し、次に尙また水

の底水の中水の上といふやうに繰返して滌ぎたまへる時、海神と  
ます底津綿見神、中津綿見神、上津綿見神と、墨江住吉の三前の神と  
仰がれる底筒之男命、中筒之男命、上筒之男命が成りまし、いよ／＼  
清淨の御身となりまして、左の御目を洗ひ給ひし時に天照大御神  
右の御目を洗ひ給ひし時に月讀命、御鼻を洗ひ給ひし時に建速須  
佐之男命、素戔鳴尊が相次いで成りましたのである。

斯くて伊弉諾尊は天照大神の靈異なる御稜威に驚歎し奉つて、  
遂に高天原を知食し給ふ至高至貴の天神と仰ぐこととなり、曩に  
奉承した天神々よりの使命を果し給うたのである。後に淡路の  
官幣大社伊弉諾神社には伊弉那岐命を祭り、近江の官幣大社多賀  
神社は伊弉那岐命と伊弉那美命を祭つてゐる。諾冉二尊が國土  
を修理固成し給ふに當つては、先づ天瓊矛によつて島を造り、次いで  
八尋殿を起て、神々を生み給ひ、茲に自ら尙武の國風を示し、家

庭生活を本とした立國の精神を明にせられたが、其の後、幾多の困  
難を克服しつゝ、終に天照大神の御出現を仰いで、卓越した日本國  
家の基礎が確立するに至つたのである。上は天神の命を承けて、  
ひたすら浦安の國の修理固成のために努力し給ひ、下は國民生活  
に缺く可からざる生産文化の神々を生み、且、人生の大義たる夫婦  
の道を調へ給ひ、斯くて更に此の國土に偉大なる國家を實現すべ  
く、いとも貴い天照大神の大御稜威を高く廣く高天原に仰ぐこと  
となつたのである。之れ實に我が建國精神の淵源するところであ  
る。

## 天孫降臨

天照大神は高天原を知食し給ふことによつて、神國日本の存立  
にとつても、又人類の生活にとつても、最高至貴の御位置を有ゆる  
神々の信仰の上に占め給ふこととなつた。而も其の初諾冉二尊  
の修理固成せられた此の大八洲國を治しめし給ふべく生れまし



たのである。是に於いて、其の御子を天降し給ふべく天業の發展を思召し立たせられ、終に皇孫瓊杵尊を此の常久へに榮行くべき大八洲國即ち豐葦原千五百秋の瑞穗國にお降しになるのである。茲に天孫即ち皇孫は多くの神々を随へさせられ、威風堂々として天降り遊ばされるのである。此の天孫降臨に當つては、素戔嗚尊の御子孫たる大國主命即ち大己貴命御一族が出雲地方を中心として、廣く葦原中津國を開拓經營し、久しく大勢力を有してゐた關係上、先づ其の交渉を進めて多くの年月を重ね、遂に東國に威武を輝かし給ふ武甕槌神建御賀豆智命と經津主神蓋し伊波比主神と御同神とが智勇を竭くして事に當り、大國主命の忠誠を籠めた國土の奉獻、御子事代主神建御名方神建御名方富命を始め御一族の神靈鎮護の御誓ひに依つて、いよゝゝ皇孫の御降臨を仰ぐ事となるのである。大國主命が夙に出雲大社に祭られ、建御賀豆智

命と伊波比主命とはそれゝ、鹿島神宮、香取神宮の御祭神として古くより東國鎮護の神威高く、又素戔嗚尊須佐之男命は出雲國の日御碕神社及び須佐神社に、大己貴命は能登國の氣多神社に、事代主命は攝津國の長田神社に、建御名方富命は信濃國の諏訪神社に鎮座して外に國威を輝かし、内に神徳を施し給ふことは、史上に顯著な事實である。而して、是等の神々が更に武藏國の氷川神社大和國の大神神社、大和神社、春日神社、上野國の貫前神社、播磨國の伊和神社等多くの古社に奉齋せられて、各地方の開拓發展に著しい神威を示し給ひ、自ら皇化の伸張となり、益々大八洲國の基礎を鞏固ならしめるのである。

之より先、高天原に於いては、天照大神が高皇產靈尊即ち高木神をして、八百萬神等と共に謀らせ給ひ、大國主命の恭順を納れさせられ、種々の準備を調へて、皇孫瓊杵尊を此の大八洲國即ち豐葦

天壤無窮の神勅

蓋原一本ま  
た古事記に豊  
原に於て  
「天壤無窮の神勅」  
とあり

原千五百秋の瑞穂國に降臨せしめ給ふのである。大神は皇孫に親しく三種神器を授け給ひ、又玉體近く八意思金神、天手力雄神、天石門別神を副へ給うて、御前の事を執行はしめられ、更に天兒屋命、太玉命、天鋲女命、石凝姥命、玉祖命と申す五伴緒を始め三十二神に供奉せしめて天降らせ給ふこととなる。茲に瓊杵尊は多くの神々を隨へさせられ、皇祖の御事依さしの隨に、威風堂々、所謂稜威の千別きに道別きて、日向の高千穂の峯に天降り給ふのである。

皇祖天照大神は皇孫の天降り給ふに際して親しく次の如く詔りせられた。

葦原の千五百秋の瑞穂の國は、是れ吾が子孫の王たるべき地なり。宜しく爾皇孫就きて治せ。行矣。寶祚の隆えまさむこと、當に天壤と窮りなかるべし。

之れ即ち天壤無窮の神勅であつて、高天原を知食して、大御稜威

神鎮奉齋の神勅(同床共殿の神勅)

六合の内に照徹し給ふ天照大神の御子孫とます皇孫尊が此の地上の世界たる瑞穂國を統治し給ふ天津日嗣の大御位、即ち神聖なる寶祚の天地と共に無窮であり、其の大御業の日月と共に永遠に榮えますべきことは、此の神勅を仰いで愈々明かである。而して此の皇孫の御降臨を迎へ奉る豊葦原瑞穂國に生を享ける者が、此の皇孫の御稜威を戴き奉り、更に其の皇祖の御神徳を仰ぎ奉つて、千秋長五百秋に皇御國の御榮えを稱へ奉るべく、奉公の誠を捧げるのは固より當然の務である。

寶祚無窮の神勅によつて、大日本帝國の國體は萬古不易の基本が確立し、茲に神代以來萬世一系の天皇の皇位と、其の神聖なる御統治とを仰いで、遠く天神の命に依つて修理固成せられた大八洲國の國體と國史と國運とが神勅を根源とし、天皇を中心とした肇國の精神を展開して行くのである。我が神聖なる萬世一系の天

皇の御統治と、正大なる肇國の精神とは、更に他の神勅聖詔によつて一層明かにその意義が窺ひ奉られるのである。即ち皇祖は親しく八咫鏡、叢雲劍、草薙劍、八咫瓊曲玉を皇孫に授けて常久に榮行く御統治を壽ぎ給ひ、特に其の寶鏡を手づから授けられるに當つて、

此れの鏡は専ら我が御魂と爲て、吾が前を拜くがごと、いつき奉れ。

と詔り給うた。これは古事記の傳へで、即ち神鏡奉齋の神勅であるが、日本書紀には一書の所傳として、

是の時に、天照大神、手に寶鏡を持ちたまひて、天忍穗耳尊に授けて祝ぎて曰はく、吾が兒此の寶鏡を視まさむこと、當に吾を視るがごとくすべし。與に床を同じくし、殿を共にして、齋鏡と爲す可しと。

と記されてある。世に之を同床共殿の神勅と申してゐる。天忍穗耳尊は申すまでもなく、瓊杵尊の御父君にましまし、最初、大神の神勅に依つて先づ天降り給ふべき筈であつたので、古事記には御降臨に先だつて、忍穗耳尊に、

天照大御神の命以ちて、豐葦原之千秋、長五百秋之水穗國は、我が御子正勝吾勝勝速日天忍穗耳命の知さむ國と言因さし賜ひて、天降したまひき。

と詔したまひ、後に出雲地方平定して皇孫天降りたまふ時に至つて、天忍穗耳尊の白すまゝに、更に改めて瓊杵尊に親しく、

是を以て白したまふ隨に、日子番能邇邇藝命に科せて、此の豐葦原水穗國は、汝知らさむ國なり、と言依さし賜ふ。

と傳へられてゐるのでも、明らかに察せられるやうに、御父子の斯かる御事情の場合に、同じ神勅が嚴かに重ねて宣らせられたこと

古語拾遺  
年城天皇大  
の著。皇部同  
忘され。世人  
る。古語家と  
の。拾ひ集り  
奏上したる事  
料である。資

と思はれる。それ故古語拾遺には此の書紀一書の所傳に見える  
同床共殿の神勅が皇孫に就いて語られてあるのである。斯く神  
鏡は皇祖神靈の舎りたまふ寶器として、第十代崇神天皇の御代ま  
で、天皇の御傍近く同床共殿に奉安し、その後、大和國笠縫邑に新に  
神祠を建て、遷し奉り、次の垂仁天皇の御代に至つて、今の伊勢國  
の五十鈴川の上に神宮を建て、奉齋することとなるのである。  
斯かる神聖尊嚴なる神勅に基づいて、我が國家の生命とも申す  
べき天壤無窮の皇運即ち萬世一系の天皇の大御位と御統治とは、  
日月の如くに炳乎として定まり、我が國體の大本は牢乎として確  
立したのである。而して皇孫尊とます御歴代の天皇が常に皇祖  
神靈の鎮まり坐す伊勢の神宮を奉齋し、萬古渝ることなく、大神の  
大御言のまに、平けく安けく此の皇國を統治し給ふのであつ  
て、明治天皇の御製に、

とこしへに民やすかれといのるなるわがよをまもれ伊

勢のおほかみ

神風の伊勢の宮居のことをまづことしもの始にぞ

きく

と遊ばされた所以である。斯やうな敬神愛民の御統治、又は祭政  
一致の皇道は、實に

天てらす神の御光ありてこそわが日の本はくもらざり  
けれ

と仰せられた高い御稜威と深い御信念とに、其の由來する所が存  
するのである。我が國民も亦、遠く八百萬神の祖先より、皆齊しく  
此の天照大神の高い御稜威を仰ぎ奉り、又歴代天皇の深い大御心  
を戴き奉つて、皇國臣民としての固い信念を築いてゐるのである。  
茲に日本國家發展の歴史的原理が存し、我が肇國の精神の根本が



延喜式 上代  
文獻の重要なる  
五十年上代  
四年(天武)長  
八頁(參照)

秋長五百秋と云も、此水穗に係たる祝辭にて、長く久しく、御子命の此水穗を所聞食べき國と云意以て名けたる國號なること、彼大嘗祭祀詞に、此同祝辭を、御孫命の大嘗聞食すことに係て云るにても知べし。

と解釋してゐる。其の大嘗祭祀詞といふのは延喜式に見える、神祇官に於いて毎秋行はれる新嘗祭の詞であるが、それは即ち次の如く白すのである。

高天原に神留り坐す皇陸神漏伎神漏彌命以ちて、天祖國社と敷き坐せる、皇神等の前に白さく、今年十一月中の卯の日に、天都御食の長御食の遠御食と皇御孫命の大嘗聞し食さむ爲の故に、皇神等の相宇豆乃比奉りて、堅磐に常磐に齋ひ奉り、茂し御世に幸はへ奉らむと依さして、千秋の五百秋に平らけく安らけく聞し食して、豊明に明り坐さむ皇御孫命の宇豆の幣帛を、明妙照妙和

侍殿防護の神勅

中臣氏 上古  
専ら朝廷の祭  
祀を奉仕した  
氏族。藤原氏、  
卜部氏(吉田  
家)等は之よ  
り出づ。  
忌部氏 又齋  
普氏とも齋  
共に中臣氏と  
共に祭祀の事  
に與り、奈良  
時代に於て、  
時より衰微す。

妙荒妙に備へ奉りて、朝日の豊榮登りに稱辭竟へ奉らくを諸聞し食せと宣る。

斯くて皇孫は敬神愛民の深い大御心によつて、代々新穀を以て皇祖を始め奉り、普く天神地祇を御親祭あらせられるのであるが、天兒屋命、太玉命はそれ、中臣氏、忌部氏の祖神として、共に宮中の祭祀を奉仕したのであるからして、この二神に特に此の神勅を下されたのであらう。二神はまた近く皇祖に奉仕し、皇孫の降臨に際して最も重大な使命を帯び、極めて重要な位置に在つたからして、大神は更に二神に勅して

惟はくは爾二神、亦同じく殿の内に侍ひて、善く防ぎ護ることを爲せ。

と命じ給ひ、皇孫の御安泰に深く御心を用ゐさせられたのである。當時、高皇產靈尊も亦、二神に對して、

神籬磐境の神勅

八神籬 玉體  
 安穩、國家隆昌、  
 中の神を祈る宮  
 つたへ一三  
 頁参照  
 宮中三殿 治以來、宮中  
 に當り、  
 聖所、皇靈殿、  
 神殿、  
 四〇頁參  
 照  
 神勅と天業の  
 依弘

吾は則ち天津神籬及び天津磐境を起樹て、當に吾孫の爲に齋ひ奉らむ。汝天兒屋命、太玉命、宜しく天津神籬を持ちて、葦原の中國に降りて、亦吾孫の爲に齋ひ奉れ。

と仰せられた。前者は即ち侍殿防護の神勅であり、後者は神籬磐境の神勅と申してゐる。神籬と磐境とは共に神を祭るための最も古い形式であつて、神籬は神靈の舎りたまふ尊嚴な設備であり、磐境は嚴重に之を圍む神聖な施設である。即ち相待つて後世の神宮若しくは神社の起源をなすものである。上古特に八神殿を奉齋する神祇官が百官の上首に置かれ、明治以來長くも宮中に三殿の奉祀を仰ぐのも、全く遠く此の高皇產靈尊の御思召に基づくものであつて、又實に皇祖天照大神の洪大無邊の御稜威と皇孫に此の國を授けたまへる御神徳とに由來するのである。

以上述べたところの天壤無窮の神勅、神鏡奉齋の神勅、齋庭之穗

の神勅、神籬磐境の神勅、侍殿防護の神勅に依つて、我が國體の根本たる天壤無窮の皇運の淵源する所、我が皇室の敬神愛民の御統治の由來する所が極めて明白となり、又我が國民が敬神尊皇の至誠を以て皇室に敬事し、祭祀を奉仕すべき道が全く定まつたのである。而して又、古事記には、大神が神鏡奉齋の神勅を宣らせ給うた後、かの天の岩屋の前に智謀を竭した功臣たる思金神に向つて、

思金神は前の事を取り持ちて政爲よ。

と仰せられたことを語つてゐる。此の神は又八意思兼命とも申し、高皇產靈尊の御子に當り、聰明叡智の靈徳よく此の大命を拜したのであつて、茲に臣下たる者、明き心を以ち、正しき思を致して、大政翼賛の誠を捧げ奉るべき道が示されたのである。斯くて皇國日本に於ける皇室に奉仕するまつりごとたる政治は、高天原に於いて八百萬の神々が悉く其の心を一にして、天照大神に仕へ奉つ

た如く、大神の大御心を承けて天降り給へる皇孫尊を奉じて、國民は常に億兆一心、祖先の遺風を顯揚しつゝ、至誠奉公、以て祭祀を重んじ、忠實奉公、以て生活を勤しむ、義勇奉公、以て國防に勵まなければならぬ。こゝに祭政一致し、生活と國防また自ら一體となるのであつて、我が國の教育と學問とは固より此の精神を基礎として進展せねばならぬのである。

是に於いて、皇孫は天業を恢弘すべく、日向三代の聖治を施し給ひ、供奉の諸神は後裔相繼いで皇謨を翼賛し奉つた。其の間の久しい歲月に亘る皇化は、我が神代の語り事を最も善く筑紫即ち九州の地に關係づけしめるに至つた。我が皇國日本の肇國以來の古事が、一千三百有餘年の久しき間、大和國に皇都の定められてつたに拘はらず、全く西邊九州地方と深い關係を以て語り傳へられたことは、主として日向三代の間に於ける皇孫の御統治が善く

日向三代の聖治と神武天皇の聖業

正を養ひ蒙を啓いて、其の化育の聖徳が廣く深く民心を感孚しからである」と推察する。

皇孫瓊杵尊、彦火火出見尊、鸕草葺不合尊、相次いで西邊を治め給ひ、其の聖徳は自ら慶を積み、暉を重ねて、仁愛の化、普く草木に及び、國運漸く一大興隆の機を牙すに至つた。時に葦不合尊の第四子狹野尊、即ち神日本磐余彦尊は、天資明達、御意志極めて確如おはしまし、御年十五で皇太子に立ち給ひ、雄大な御理想を抱いて、皇化の發展を御思召立たせられ、徐ろに時運の到るのを待つてをられたが、御年四十五歳に及んで、皇兄皇子等と御熟議を遂げ給ひ、いよく御東征の大軍を率ゐて、日向の聖地より進發し給ふのである。

神日本磐余彦尊は即ち神武天皇であらせられる。天皇は天業恢弘、國運興隆の大御心から、幾多の年月を瀬戸内海地方に送迎し





高屋山の上陵

可愛山陵

給ひて、無限の御辛苦を忍び給ひ、鳥見の長髓彦と戦うては、賊の流矢に皇兄五瀬命の痛ましき御負傷を歎き給ひ、熊野の海の激浪に遭うては、意外にも更に皇兄稚彥命と皇兄三毛入野命とに別れ給ひ、皇軍南紀より大和に北上するに及んで、或は毒氣瘴癘の災に惱まされ給ひ、或は險峻隘路の難に阻まれ給ひ、誠に名状し難い千辛萬苦の御征討をお進め遊ばされた。此の間、天皇は克く堅忍と慎重とを以て事を處し給ひ、常に深く天照大神を尊信敬慕し、又屢々天地祇を祭つて加護を祈らせつゝ、ひたすら言向け稱す大御心に最も意義深い御東征の大業を遂行せられ、こゝに大御稜威に副ふ六合の中心とし



吾平山の上陵

て大和國の壘區に皇都を奠め、莊嚴神聖な宮殿を構へて、畝傍の橿原宮に御即位の大禮を擧げさせられたのである。之れ實に我が皇國の紀元元年であつて、茲に皇國日本の臣民は、皇祖皇宗の國を肇めたまふこと宏遠に徳を樹てたまふこと深厚なる聖旨と天業とに基づいて現御神として此の天下を知食したまふ天皇すめらみこと(の御統治を御ぎ奉ることとなつたのである。神代と人皇の代とこゝに結び合せられ、天地のうち、に照徹し給ふ天照大神の光華明彩の御盛徳を承けて、天地を兼ね、八紘を掩ふところの鴻基即ち天つ日繼の大御業を行はせ給ふ天皇としての御統治がこゝに創まるのである。之れ實に我が皇國の悠久無限なる發達の過程に於ける國運の發展と歴史の創造と

にとつて、最も顯著な劃期的な時運を示すものである。神武天皇は其の御即位の大禮を擧げさせられる辛酉の年に先立つこと二年、即ち己未の年三月所謂橿原奠都の大譚を煥發せられたのである。此の令は實に神武天皇即ち始敷天下之天皇が神ながらの大道に遵ひ給うて皇祖の大御稜威を承け、大御心を紹いで、我が國史の源頭に輝く御威徳を發揚せられた建國創業の御精神を明かにし給うたものとして、前に其の全文を掲げたが、更に此に其の後半を引用し奉る。

夫れ大人の制を立つる、義必ず時に隨ふ。苟も民に利有らば、何ぞ聖の造に妨はむ。且當に山林を披拂ひ、宮室を經營りて、恭みて寶位に臨み、以て元元を鎮むべし。上は則ち乾靈の國を授け、たまふ徳に答へ、下は則ち皇孫の正を養ひ、たまへる心を弘めむ。然して後に六合を兼ねて、以て都を開き、八紘を掩ひて、宇と爲む。

こと、亦可からずや。夫の畝傍山の東南橿原の地を觀れば、蓋し國の奥區か。治るべし。

此の詔勅によつて、我が皇室の皇都を奠め、皇國を統治し給ふ御精神が極めて明かである。即ち敬神愛民の大御心を以て、國民の康福を増進し、懿徳良能を啓發するためには、時を量り、勢を制して、最も適正な法律を定め、制度を立てねばならぬといふ御信念であつて、其のやうな御統治によつて、遠く皇祖天神が此の國を授けたまへる御德澤に答へ奉り、近く皇孫が常に正しき心を養ひ、正しき道を開き給へる御精神を弘めて行きたいと云ふ御思召を示されたのである。是れ實に光華明彩しく、天地の内に照徹し給へる天照大神の御稜威を承けて、天地を兼ね、天地に合する徳を以て、皇都を經營し、荒遠邊陲の遠い地方に至るまで、よく此の天の下を以て、宛ら一家の如く、平けく安けく治しめし給ふ所の皇道であり、惟神

の大道である。所謂八紘一宇の皇謨は全く此の詔勅によつて明かにせられたのであるが、それは固より神代以來古今を通じて渝ることの無い我が皇室の御稜威のうちに輝く御光であつて、我等國民は此の御光を仰いで、祖先以來日本國民としての理想をこゝに見出してゐるのである。

八紘一宇の皇謨は斯やうに六合の内に照徹したまふ光華明彩の御徳に基づき、國民を赤子のごとく愛撫し給ふ仁愛の皇化に由るのであつて、四海一家よく天下の億兆をして平けく安けく生活せしめ給ふ御統治である。それ故皇室は我が國民を大御寶と稱したまひ、畏くも深く國民の力に倚藉したまひ、國民の勤勞を嘉みし、又その修養を勵ましたまうて、國民の協力と活動と親和とを深く悦び給ふことは、歴代の詔勅にも又數々の御製にも窺ひ奉るところであつて、實に皇國臣民の感激し感泣して止まない光榮であ

八紘一宇の皇謨

る。之れ古來、我が國民が「海行かば水漬く、屍山行かば草蒸す、屍大君の邊にこそ死なぬ、徒には死なじ」と固く義勇奉公の誓ひを立ててゐる所以である。こゝに家族國家としての情操が最も深い根を下し、温い公の意識が發達し、よく一國の和が醸されて來たのであつて、陛下の赤子といふ觀念が深まり、祖孫一體の精神が育つたのも、畢竟このやうな深く廣い大御稜威、大御心によつて、國を肇めたまふこと宏遠に、徳を樹てたまふこと深厚であらせられたからである。皇國の臣民たる者は、常によく此の古への傳へに省み、歴代の事實に鑒みて、ます／＼至誠奉公の念を深くし、皇謨の翼賛、皇道の宣揚に邁進せねばならぬのである。

神武天皇の聖績は建國創業として我が史上に輝かしい光を放ち、日本精神の源泉となつてゐるからして、明治維新の大業は實に神武創業への復古といふ理想の下に力強く行はれたのであつた。

従つて天皇御即位の日は紀元節として、又その崩御の日は神武天皇祭として共に國家の祝日、大祭日と定まり、聖徳を景仰し奉る國民の至情は自ら國運發展の力として動くに至つた。大正の半に思想界の動搖を見た時、國民精神の自覺が起り、次いで輕佻危激の思想が更に極端に走るに及んで、剛健なる國民精神の作興は遂に國民をして建國の精神に還らしめ、紀元節に際して一層力強く之を奉祝し、之によつて國體觀念を高調すべく、大正十五年に建國祭なる國民的行事が舉行されるに至つた。越えて昭和の大御代となり、此の建國の精神は内外の國情に應じて、海を越えて大陸日本の進展を促し、滿洲の建國を援助すると共に、國際聯盟の刺戟を受けて、東亞永遠の安定を圖る必要が迫り、世界に於ける日本の立場から、茲に日本精神の自覺が勃興するに至つた。日本精神の自覺は世界に於ける皇國日本の位置と使命とに對する積極的反省であ

あつて、而も建國の精神に還つた後に起つた所の大きな國民的自覺であるからして、そこに自ら八紘一字の理想を見出したのである。

八紘一字の理想が進展するにつれ、國體明徴の要求と相待つて、神武天皇の御盛徳は自ら天照大神の御稜威と密接の關係を以て國民の信念と情操とを動かし、橿原の奠都は深く皇孫の降臨と結んで、國民の建國意識をして更に肇國の精神として躍動せしめるに至つたのである。斯くて支那事變に伴ふ國民の思想と生活との緊張を見つゝある間に、肇國の精神に基づき、八紘一字の理想に邁進すべき日本國民の上一體、大中至正の道としての皇道精神が覺醒して來たことは、誠に意義深い現象と云はなければならぬ。

## 三、國體の本義

萬世一系の皇統

## 第三章 國體の本義

吉野朝の忠臣であり、日本思想史上の偉人である北畠親房は常陸の陣中に於いて、心血を注いで其の信念を披瀝した神皇正統記に先づ筆を下して、

大日本は神國なり。天祖始めて基を開き、日神長く統を傳へ給ふ。我が國のみ此の事あり。異朝には其の類なし。此の故に神國といふなり。

と高唱してゐる。皇祖天照大神の御子孫が萬世一系の天皇として、永遠に此の大日本帝國を統治したまふ神聖なる此の國體を思ふ時、何人か我が國の神國たる事實に深い神聖感を起さない者があらう。況んや國家非常の秋に際會して、畏くも皇祖皇宗の威烈を仰ぎ、肇國以來幾千歲御歴代の洪澤を偲び奉り、俯して國民祖先

以來の努力と、自家の雙肩に懸かる使命とを思ふ時誰か此の「正統記冒頭の一句に感激せざる者があらうぞ。靜かに皇國日本の悠玄なる神代の昔を思ひ、神武天皇の御創業を偲び更に紀元二千六百年の今日に至る國史の成迹と時運の顯晦とを考察し來たる時そこには人類の生活にとり、又國民の活動にとつて、誠に嚴肅なる努力と言ひ知れぬ情誼とが相結んで流れてゐることを感ずるのである。而して此の努力がその末は悉く結んで我が皇室に捧げられ、此の情誼がその源を悉く皇室の御惠澤に發してゐることを思念する時我が國歌として「君が代を唱へる御民われ等の辱なさを覚え、日本は浦安の國と稱した古史の傳への意義深いのに驚くのである。我が天皇の大御稜威、皇室の尊嚴、天壤無窮の天つ日嗣は、皆此のやうな歴史的事實と國民的情操との上に、其の高い權威と深い意義とを發揮し、又その廣い情味を發露せられてゐるので

前編 藤原の學石  
見國漢田の學石  
者、神道問答、  
諸國名義考な  
どの著書があ  
る。明和五年  
丙、安永元年  
丙、八十七歳

ある。此の義は君臣にして情は猶父子のごとき萬邦無比の國體こそ、實に萬世一系の天皇によつて、肇國以來皇國統治の根本として、はた日本國家の生命として繼承し發展せられてゐる所の天津日嗣の御光を中心として儼存してゐるのである。本居宣長の門人齋藤彦麿の歌に、

から書ぶの干卷せんまき八千卷はちせんまきくりかへし

見れども見えず天つ日嗣（飯玉集）

といふ一首がある。支那古今の書物にも、歐米諸國の文獻にも、我が肇國以來、最高至貴の御神裔が天壤と共に此の國家を統治し給ふやうな萬世一系の皇統即ち天津日嗣といふ事實は全く見當らないのである。宣長は此の天津日嗣の連綿として斷えず、三種神器と共に神代よりして代々の天皇によつて繼承せられ、其の御統治によつて、常に皇祖日神の御稜威の輝きつゝある所の神皇正統

の理を誠の我が神の道として確信し、其の大著古事記傳の巻頭に添へた、直毘靈（たひびたま）に於いて、

皇大御國は掛まくも可畏（かしこ）き神御祖天照大御神の御生坐る大御國にして、大御神、大御手に天つ璽（しるし）を捧持して、萬千秋の長秋に吾御子のしろしめさむ國なりと、ことよさし賜へりしまに、天雲の向伏すかぎり谷蟻のさわたるきはみ、皇御孫命の大御食國とさだまりて、天下にはあらぶる神もなく、まつろはぬ人もなく、千萬御世の御末の御代まで、天皇命はしも、大御神の御子とましまして、天つ神の御心を大御心として、神代も今もへだてなく、神ながら安國と平（たの）けく所知（し）看しける大御國になもありければ、古の大御世には、道といふ言舉（ことあ）もさらになかりき。（中略）  
天照大御神高天原に大坐（おほ）々々て、大御光は、いさゝかも曇りまさず、此世を御照（み）しましたまし、天津御璽（あま）は、たはふれまさず傳はり坐（ま）て、

天照御靈  
つとむと同日天  
照する三種神  
靈をいふ。

事依し賜ひしまに、天の下は御孫命の所知食て天津日嗣の高御座は、あめつちのむたときはにかきはに動く世なきぞ此道の靈く奇く異國の萬の道にすぐれて、正しき高き貴き徴なりける。そも此道は、いかなる道ぞと尋ぬるに、天地のおのづからなる道にもあらず、人の作れる道にもあらず。此道はしも、可畏きや、高御産巢日神の御靈によりて、神祖伊邪那岐大神伊邪那美大神の始めたまひて、天照大御神の受たまひたもちたまひ傳へ賜ふ道なり。故是以神の道とは申すぞかし。

と述べてゐる。斯やうな事實が我が國體の神髓であり、日本國民祖先以來の根本的な信念である。萬世一系の天皇が、皇祖祖宗の御遺訓を遵守せられて、天地と共に永遠に皇國日本を統治し給ふ所の此の天津日嗣に就いて、同書には次の如く説明してゐる。

天皇の御統を日嗣と申すは、日神の御心を御心として、其御業を

天津日嗣の意  
義

嗣坐が故なり。又その御座を高御座と申すは、唯に高き由のみにあらず、日神の御座なるが故なり。日には高照とも高日とも日高とも申す古語のあるを思へ。さて日神の御座を、次々に受傳へ坐て、其御座に大坐ます天皇命にませば、日神に等く坐こと決し。かゝれば、天津日神のおほみうつくしみを蒙らむ者は、誰しか天皇命には、可畏み敬び尊みて、奉仕らざらむ。

此のやうな國體と信念とを基礎として、皇祖天照大神を奉齋する神宮を中心とした日本の神社が發展したのであつて、神代以來、莊嚴な神社が、國內到る處に、或は千木高く聳え、或は神々しい森のうち、鎮座して、太古の祖先も、現代の國民も、齊しく拍手高く打ち拜むところの國民的風習が、全く外國に見出されないのも、此の萬邦無比の國體の精華に由來する誠に珍しい現象である。天照大神と今上天皇を御一體と仰ぎ、神宮と宮城とを密接不離の御關係

神國日本

に拜する皇國至上の國民的信念が、此の皇國體の神髓たる天津日嗣を本として確立し、伊勢に坐す神宮を始め、全國に於ける神社に對する尊崇に依つて、此の信念が深められてゐるのである。茲に日本國民の皇國日本は神國であるといふ傳統的信念の最も深奥な基礎が存するのである。

抑も我が國を指して神國と稱することは、其の由來するところ極めて古く、此の文字の初めて我が國の史籍に現はれたのは、日本書紀の神功皇后の新羅御征伐の條である。即ち當時、新羅王、いたく堂々たる其の舟師の威風に恐怖し、「吾れ聞く、東に神國有り、日本と謂ふ。亦聖王有す、天皇と謂す。必ず其の國の神兵ならむ。豈兵を擧げて以て距ぐ可けむや」と云うて忽ち降服したのである。此の場合の神國には、或はアヤシキクニといふ訓を施し、或はカミノクニと讀ませてゐる。何れにしても之は異邦人から我が國を

三代實錄  
撰國史の  
天五十卷  
皇光孝天  
の御代史  
本紀、日本  
紀、續日本  
紀、文德、  
實錄の三  
代天皇後  
實錄

呼んだ名稱であつて、或は更に古くから我が國に於いて神の國と自ら稱した事實に基づいて、斯やうに新羅王が神國と稱したのかも知れないが、我が國に在つて、自覺的に此の稱を用ゐた例は、三代實錄の清和天皇貞觀十一年十二月の條に始めて見えてゐる。それは其の年の六月以來、新羅の賊船が九州の北邊に寇し、また種々の變災が有つたので、伊勢の大神宮に勅使を發遣して奉幣した際、奏上せられた告文のうちに、次のやうな御言葉が見えてゐる。

然れども我が日本朝は、所謂神明の國なり。神明の助け護り賜はば、何の兵寇か近づき來たるべき。況して掛まくも畏き皇大神は、我が朝の大祖と御座して、食國の天下を照し賜ひ護り賜へり。然れば則ち他國異類の侮を加へ亂を致すべき事を、何ぞ聞食して、警め賜ひ拒却け賜はず在らむ。申略若し賊謀已に熟して兵船必ず來るべく在らば、境内に入れ賜はずして、逐還し漂沒め



賜ひて、我が朝の神國と畏懼り禮來れる故實を澆たし失ひ賜ふ  
な云云。

此の神明の國若しくは神國に對する信仰は、次いで石清水八幡  
宮また翌年二月、宇佐八幡宮、香椎宮、宗像大神、甘南備神に上つた告  
文即ち御祭文にも、同様に見えてゐるのであつて、此の後、平安朝時  
代から鎌倉時代にかけて漸次各方面の文獻に多く見えてくるの  
である。殊に保元平治の亂から壽永の變にかけての不安な國情  
に際しては、此の語が益々多くの文獻に現はれ、就中、左衛門督藤原  
光賴の述懐として、保元物語に次の如く記してゐる。

藤原光賴  
子、原朝臣の長  
孫、承安三年  
二月、承安三  
年、五十歳

光賴卿、熟ら事の心を思ふに、日本は是れ神國なり。されば御裳  
河の流絶えずして、既に七十四代の天津日嗣を受け給ふ。昔、崇  
神天皇の御時、天津社、國津社を定め置かれてより以來、神わざ事  
繁き國の營、ただ寶祚長久の爲也。七千餘座の神祇、夜の守晝の守

なじかは怠り給ふべき申懸されば、今も誰人か此の京を滅ぼし、  
何者か我が君を傾けむ。南には正八幡大菩薩、男山に跡を垂れ  
て、京都を守り、北には賀茂大明神、天滿天神、東山には稻荷祇園、松  
尾、大原野等光を雙べて日夜に結番し、禁闕を守り給ふ。たとひ  
逆臣亂を爲すとも、争でか靈神の助無かるべきと、憑母しげにぞ  
宣ひける。

元暦二年、源義經が因幡前司大江廣元に宛て、兄賴朝との不和  
を解消するやう懇望した有名な腰越狀にも、我國は神國也、神は  
非禮を稟けたまふ可からずといふことが述べてある。それが蒙  
古襲來といふ大きな國難に際會するに及んで、極めて積極的に力  
強く國際的乃至國防的な意識として自覺せられ、文永年間、宏覺禪  
師が憂國の至情を披瀝して起草した蒙古降伏祈願文には、一切に  
翼はくは、明神、貴賤五體の中に入つて、運を増し、勢を益し、蒙古の怨

宏覺禪師  
は、東國に  
東國に生る  
宗に奉仕す  
正に奉仕す  
三三と傳説  
三三と傳説  
三三と傳説



類案神本原等  
 康元六年生、  
 正平六年生、  
 六十六歳。段、  
 神道中  
 世後期の神道  
 家吉田兼光  
 神武官に奉仕  
 一神大元  
 本宗神道  
 著書神皇正統記  
 中世より其の  
 世に弘まると  
 永享七年生、  
 七十七歳。段、  
 神道名法  
 二卷、平安朝  
 撰に下部兼光  
 の著である  
 も、蓋し兼光  
 の著である  
 一の神道の  
 學と稱する  
 も、蓋し兼光  
 の著である  
 一の神道の  
 學と稱する  
 も、蓋し兼光  
 の著である

道を大成し發揮した卜部兼光の手によつて世に弘められた唯一  
 神道名法要集には、次のやうに精彩を放つた文字となつてゐる。

國は是れ神國なり。道は是れ神道なり。國主は是れ神皇なり。  
 祖は是れ天照大神なり。一神の威光、遍く百億の世界を照らし、  
 一神の附屬、永く萬乗の王道を傳ふ。天に二日無く、國に二主な  
 し。故に日神在天の時、月光を双べず。

以上述べたやうな神國といふ信念は、實に我が國性の一特色で  
 あつて、それはやがて我が國體觀念の基礎ともなり、日本國民の傳  
 統的の信念ともなつてゐるのである。然らば神國といふ此の信念  
 は如何なる意義を有してゐるのであらうか。それは前述した事  
 實によつても、自ら認識せられる觀念内容であつて、少くとも、神  
 祐助の國、天神地祇の守護し給ふ國、非禮を斥け正直を守るところ  
 の道義的國家、日神永く其の統を傳へ給ふ所の國、即ち皇祖天照大

我が國體と民  
 族性との關係

神の御子孫たる萬世一系の天皇の統治し給ふ神聖な國家といふ  
 種々なる意義を有してゐる。それに尙、神々の修理固成し給へる  
 國神祕尊嚴な國柄、天神地祇の祭祀を重んずる國家といふやうな  
 思想も存在し、殊に、神皇正統記の場合などに於いては、最も神聖な  
 理想的國家としての豊富な意識が極めて力強く内在してゐるも  
 のと考へられる。而して此のやうな神國の信念が、少からず神社  
 の存在と祭祀の盛行とを其の背景としてゐることは、近時、外國の  
 識者が其の身親しく、明治神宮に參拜して、自然に神國日本の姿を  
 認め、日本精神の神髓に觸れたと語る者の尠くない事實について  
 も、直に之を推知し得られるのである。

斯かる莊嚴にして深遠な神國の信念は、畢竟、皇祖天照大神の御  
 肇國と、萬世一系の天壤無窮なる御統治とを本として、時代と共に  
 國運が興隆し、國情の動搖不安に際しても、國民の最も憑依すべき

大きな頼母<sup>たより</sup>しい力が心の底に一道の光明を與へてゐるからであつて、之を一言にして申せば、全く日本國家の中心に恒<sup>つね</sup>に萬世一系の皇統を仰ぎ、歴史の發展に高く天津日嗣<sup>あまのひつぎ</sup>の御光<sup>みひかり</sup>を戴いてゐるからである。天照大神の御神裔<sup>みかみ</sup>が深く其の御神意を繼承<sup>ついで</sup>し、天地と共に永遠に、其の皇祖皇宗の愛撫<sup>あいぶ</sup>し給へる忠良なる臣民の子孫として、此の國民を統治し給ふ所の天津日嗣<sup>あまのひつぎ</sup>の大御業<sup>おほみわざ</sup>は即ち皇位の儼存<sup>げんぞん</sup>と天業の恢弘<sup>くわいこう</sup>とを其の内容としてゐる。此の皇位を仰ぎ、天業を翼賛<sup>よくさん</sup>し奉る日本國民の心には、祖先以來、最も重要な國民的情として統一性と永遠性と純眞性とも名づくべき三つの根本的特質が發達してゐることは、既に前章に述べた所である。此の民族性の特質は、主として我が國體の精華によつて育<sup>そだ</sup>てられたものであつて、國體と民族性との密接なる關係は、如何なる國に在つても極め

て深いのであるが、特に萬古不易<sup>ばんこふぎ</sup>なる我が國體に在つては、最も意義深い關係が見出されるのである。

抑<sup>おさ</sup>も宇宙の發展にとつて、又一個の生物體の活動にとつても、其の確乎<sup>かくこ</sup>たる中心の存在が必要である。後者の場合に於いて、其の中心が不動の性質と永久の性質を有し、又その中心と之に伴なふ一切の物との關係が緊密<sup>きんみつ</sup>性を有する場合は、其の活動は最も多くの効果と持續と價值とを發揮するのである。それは國家にしても、團體にしても、個人としても、其の活動と發達とは必ず此の原則を漏れることが無い。前者の場合に在つては、其等の條件が自らに具備し、其の結果が自然に原理法則として表現してゐるのであるが、後者の場合に於ける人間としての個體に在つては、肉體的活動と精神的活動として分つてみて、將<sup>は</sup>た心身一如の人としての生活そのものに就つてみて、此の原則が特に意識的に守られ、その

原則に適應すべく努力せねばならぬ必要がある。此の宇宙の發展と人間の生活との間に在るものとも見られる國家そのもの、活動にとつても亦此の確乎不動の中心と之に歸一する國民と、其の兩者の永遠なる一體的活動とが必要であることは固より言ふまでもない。其の中心は統治作用の本質たる絶對的の權威であるが、此の權威が具體的には、或は憲法として存し、或は一定の統治組織として存し、更に歴史的には肇國の精神若しくは建國の理念として表現してゐる。それが我が國に在つては最も神聖尊嚴なる皇位として存在し、國民は之を天津日嗣若しくは寶祚として仰ぎ、此の絶對神聖なる權威を具現し繼承し給ふ御方を天皇として奉戴し、又現御神と仰ぎ奉つてゐるのである。而して天皇は萬世一系の皇統を承けて、其の皇位即ち御位に即き給ひ、その御位の具體的表現とも申すべき高御座に昇りまして、天の下を知食し、大日

本帝國を統治し給ふのである。其の皇位の萬世一系であると同様に、其の御統治も亦皇祖の御心を大御心とせられて、神代も當今も變ることなく、國運の發展と國民の愛撫とを本として祖宗の御神靈に御應へ遊ばされてゐるのである。國民も亦億兆一心、祖先の遺風を顯彰しつゝ、天皇に奉仕し、國家に奉公して、世々皇謨の翼賛に歸一し隨順することを以て、皇國臣民の本分としてゐるのである。斯くて日本の歴史は肇國以來建國の精神が一貫して國家の中心が絶對性と不動性と永久性とを顯現し、此の中心を皇室と仰ぐ國民の活動が之に伴なつて其の緊密性と奉仕性とを發揮してゐるのである。

宇宙の進化、萬物の發展に在つても、正に此のやうな特性が原理乃至法則として展開してゐるのであつて、其の中心の不動と組織の統一と全體としての永久性とが、其の進化と發展とを示現して

あるのである。我等はそこに統一性としての作用と、永遠性としての特質とを見出し得るのであつて、更に自然なる萬象には自ら純眞性としての存在をも認め得るのである。又之を近く人間としての意義深い活動を道德的に考察する場合は、即ち人格としての存在乃至發展を爲すものであつて、人格活動に在つては、一層よく意志と活動、精神と肉體とのはた、きの上に、性能や心身の統一と持久と純眞とが最も必要な条件となるのである。純眞といふことは理想乃至活動の根本として極めて重要な条件であつて、宗教的には信仰として形成され、道德的には奉仕の心として練磨されるのである。是に於いて廣く宇宙の進化、萬物の發展について考察する時、そこに統一性、永遠性、純眞性ともいふべき原理法則が見出されるのであつて、少くとも其のやうな傾向が最もよく活動體の作用を圓滑にし、進歩を持続せしめ、更に其の發達に意義あら

三種の神器

しめることは、極めて明白な事實である。之を國家の活動に就いて考察する場合、この統一と永遠と純眞といふ三つの條件若しくは特性が、言ふまでもなく、其の存立と發展と充實とに缺く可からざることは、一層よく之を明かに認め得るのである。而して其の國家の存立が明確であり、其の發達が肇國精神の展開としての歴史を形成し、其の存立の中心と歴史の成迹とに伴なふ文化と精神と産業とが充實するならば、其の國體の成立と發展とが輝いてくるのである。之れ實に皇國の國性と國體とに於いて最も顯著に見られる事實であつて、それは我が國體と民族性との關係に於いて、自ら首肯せられる點である。

斯くて我等は日本の國體が最も合理的であり、又此の國家生活が最も人格性に富んでゐる事實を確信し得るのである。随つて、此の國體に無疆に培ふべく、教育上、最も深く此の民族性の教養と

指導とに留意せねばならない。思をこゝに致す時、更に皇位の御璽としての三種の神器について、天津日嗣の御意義を拜察し奉らざるを得ない。且、神器は申すまでもなく、皇祖の神靈の憑り給ふ神聖な寶器であつて、御歴代の天皇は必ず此の神器を奉じて即位し給ふのである。我等の祖先は此の神器を皇孫に授け給へる皇祖の大御心を拜察し奉り、又鏡と劍と玉とに對する祖先以來の信仰を稽へ、更に三種の神器と仰ぐ寶鏡と靈劍と神璽との由來を案じ、之を皇室の大御稜威と國民思想の特質とに基づけて、皇室の御統治の大方針と御政道若しくは皇道の精神を此の三種の神器のうちに見出し奉つたのであるが、此の思想は可なり古くから行はれて來た。

此の事は遠く仲哀天皇の八年に、天皇が筑紫に行幸せられた際、伊親縣主の祖五十迹手が、五百枝賢木を船の舳盤に立て、之に八尺

一傳蓋實  
に一カヲ  
亂す一後  
治學の爲  
重き間を  
日本紀卷  
神代卷七  
釋公事根  
明一統源  
談治要記  
三年あり  
八十九著

瓊と白銅鏡と十握劍とを掛けて、天皇を迎へ奉り、「臣が敢へて是の物を獻つる所以は、天皇八尺瓊の勾れる如くに、曲妙に御宇せ。且白銅鏡の如くに、分明に山川海原を看行せ。乃ち是の十握劍を提げて天下を平げたまへ」と奏したといふ、日本書紀の記事が参考資料ともなる。近く北畠親房の「神皇正統記」に至つて、始めて三種の神器について、天皇の御政道を稽へ奉り、御鏡に正直を重んずべき御精神を拜し、御劍に剛利果斷を尙ぶ智慧の本源を拜し、御璽に慈悲の御心を拜し奉つた。室町時代中葉の先覺者たる一條兼良の「日本紀纂疏」には、「中庸の所謂天下の三大達徳たる知仁勇をそれぞれ鏡と玉と劍とに拜し、爾來或は政治的に、或は道徳的に、或は修養的に、或は教育的に、三種の神器を透して拜する皇祖の御思召若しくは皇室の御稜威を仰いで種々の見解を立てる風が盛んである。之れ蓋し我が國體の精華を仰いで自らに意識される國民的

山崎闇齋の神道學を學んだ谷素山は特に其の論を抄出して世に弘めた。悠久なる神代より此の神器は承け傳へられて、畏くも其の神鏡は垂仁天皇の御代よりして五十鈴川の流も清く遠く皇大神宮に奉齋せられ、神劍は日本武尊の御東征によつて更に熱田尊とます天皇の大御許に奉安せられてゐるのである。仰いで高天原を憶ひ賢所を拜し、伏して神國日本を思ふ時、誠に畏くも貴い極みである。

道徳的理想を強調する結果であつて、本邦教育史の一特色とも見ることが出来るが、狭く淺く解し奉つてはならぬ。

三種の神器は素より皇祖の威靈の憑り給ふところであつて、天つ日嗣と共に天皇の繼承し給ふ天璽である。其の神聖と歴史とに感激して、師鍊は「元亨釋書卷十七に於いて堂々たる國體論を述べ、山崎闇齋の神道學を學んだ谷素山は特に其の論を抄出して世に弘めた。悠久なる神代より此の神器は承け傳へられて、畏くも其の神鏡は垂仁天皇の御代よりして五十鈴川の流も清く遠く皇大神宮に奉齋せられ、神劍は日本武尊の御東征によつて更に熱田尊とます天皇の大御許に奉安せられてゐるのである。仰いで高天原を憶ひ賢所を拜し、伏して神國日本を思ふ時、誠に畏くも貴い極みである。

四、國體と祭祀

祭祀の意義

第四章 國體と祭祀

神事第一は我が國政の根本義であり、敬神の觀念は我が國民生活の眞髓である。而してまつり(祭祀)とまつりごと(政治)とが奉仕の精神を本として其の歸趨を一にし、相待つて我が國家活動の特殊な性格を形成してゐることは、全く神國日本の肇國の事實と國體の精華とに由來するのであつて、其の根本は實に皇祖天照大神を始めとして、天神地祇の崇敬が國家と地方と家庭とを一貫して、歴史的にも、社會的にも極めて重要な本質的習俗を成してゐるからである。謹んで「明治天皇御集」を拜誦するに、明治四十三年の條に、神祇と題して、

わが國は神のすゑなり神まつるむかしの手ぶり忘るなよゆめ



とこしへに國まもります天つちの神の祭をおろそかにすな

といふ神祇祭祀の尊重について誠に貴い大御心を詠ませられてある。げに神を祭ることは人の禮として最も重要なことであり、神社の祭祀は、國家の興隆にとつて極めて密接の關係を有するものである。殊に忠孝を以て國を建てたところの道義國家として、又道義の根本を報本反始の精神に置き、生活の中心を敬神崇祖の信念に定めて發達した我が國に在つては、國家の進運國民の生活と緊密の關係を有する歴代の皇靈天神地祇の祭祀は、實に上御統治の内容となり、下奉仕の眞髓となるのである。斯くて祭祀は自ら我が國政治の基礎となり、我が臣民の道の根源となるのである。幕末の我が思想界に深甚の影響を與へた名著として知られる水戸學の泰斗會澤安の新論は、國防の根柢を國體觀念に置いて、國

一姓歴 藤田 東湖が弘道館 記述義につい て言つてゐる やうに、此の 用例は勿論、 皇統一系の意 である。姓氏 なる超越した 我が皇統につい ては、誤解し 易い語である から一言を添 へる。

民の道德乃至生活に於ける嚴肅なる信念を自覺し建設せしむべく切論したものであるが、其の卷頭に先づ國體の章を設けて、次の如く論じてゐる。

帝王の恃んで以て四海を保ち、而して久しく安く長く治まり天下動搖せざる所の者は、萬民を畏懼し、一世を把持するの謂に非ず。而して億兆心を一にし、皆其の上を親しみて、而して離るゝに忍びざるの實誠に恃む可きなり。夫れ天地剖判して始めて人民有りしより、天胤四海に君臨し、一姓歴未だ嘗て一人も敢へて天位を覬覦するあらず。以て今日に至る者は、豈に其れ偶然ならんや。夫れ君臣の義は天地の大義なり。父子の親は天下の至恩なり。義の大なる者と、恩の至れる者と、天地の間に並立し、漸漬積累し、人心に洽浹し、久遠にして變ぜず。此れ帝王の天地を經緯し、億兆を綱紀する所以の大資なり。昔者、天祖

(影を其の中に見る云云。蓋し正解といふべからず)

肇めて鴻基を建て、位は即ち天位、徳は即ち天徳、以て天業を經綸す。細大の事、一も天に非ざる無し。徳を玉に比し、明を鏡に比し、威を劍に比し、天の仁を體し、天の明に則る。天の威を奮ひ、以て萬邦に照臨す。天下を以て皇孫に傳ふるに、迨んで、手づから三器を授けて、以て天位の信と爲す。以て天徳に象り、而して天工に代り、天職を治む。然して後之を千萬世に傳ふ。天胤の尊き、嚴乎として、其れ犯す可からず。君臣の分定まり、而して大義以て明かなり。天祖の神器を傳ふる、特に寶鏡を執り、祝して曰はく、此を視ること、猶吾を視るが如くせよと。而して萬世奉祀し、以て天祖の神と爲す。聖子神孫、寶鏡を仰いで、而して影を其の中に見る。見る所の者は、則ち天祖の遺體にして、而して視ること、猶天祖を視るがごとし。是に於いてか、盥薦の間、神人相感じ、以て已む可からず。則ち其の遠きを、追ひ孝を申べ、身

を敬し、徳を修む。亦豈に已むを得んや。父子の親教くして、而して至恩、以て隆んなり。天祖既に此の二者を以て、而して人紀を建て、訓を萬世に垂る。夫れ君臣や、父子や、天倫の最も大なる者、而して至恩内に隆にして、大義外に明かなり。忠孝立ち、而して天人の大道、昭々乎として、其れ著はる。忠以て貴を貴とし、孝以て親を親とす。億兆の能く心を一にし、上下の能く相親しむ。良に以有るなり。若し夫れ至教の不言に存し、百姓日に用ゐて、而して知らざる者は、此れ其の故何ぞや。天祖天に在して、下土を照臨し、天孫誠敬を下に盡くし、以て天祖に奉ず。祭政維れ一、治むる所の天職、代はる所の天工、一も天祖に事ふる所以に非ざる者無し。祖を尊び、民に臨む。既に天と一なり。故に天と悠久を同じうす。亦其の勢の宜しく、然るべきなり。故に列聖の大孝を申べ、たまふや、山陵を秩で、祀典を崇び、其の誠敬を

盡す所以の者禮制大いに備はり、而して其の本に報じ、祖を尊ぶの義、大嘗に至りて而して極まる。(中略)  
夫れ、天祖の遺體を以て、而して天祖の事に膺る。肅然優然、當初の儀容を今日に見れば、則ち君臣觀感し、洋々乎として、天祖の左右に在すが如し。而して群臣の、天孫を視る、亦猶、天祖を視るがごとし。其の情の自然に發する者、豈に已むを得んや。而して群臣やは、亦皆神明の胃、其の先世、天祖、天孫に事へ、民に功德有るは、列して祀典に在り。而して宗子族人を糾緝し、以て其の祭を主る。入りては、以て其の祖を追孝し、出でては、以て大祭を供奉す。亦各其の祖先の遺體を以て、祖先の事を行ふ。惻然悚然として、乃祖乃父の、皇祖天神に敬事する所以の者を念ふ。豈に其の祖を忘れ、其の君に背くに忍びんや。是に於いてか孝敬の心、父は以て子に傳へ、子は以て孫に傳へ、志を繼ぎ事

を述ぶ。千百世と雖も、猶一日の如し。孝以て忠を君に移し、忠以て其の先志を奉ず。忠孝一に出づ。教訓俗を正し、言はずして而して化す。祭以て政を爲し、政以て教を爲す。教と政と未だ嘗て分れて二と爲らず。故に民唯、天祖を敬し、天胤を奉ずるを知る。郷ふ所一定し、異物を見ず。是を以て民志一にして天人合す。此れ、帝王恃んで、以て四海を保つ所以にして、而して、祖宗國を建て、基を開くの大體なり。夫れ萬物は、天に原き人は、祖に本づく。體を父祖に承け、氣を天地に稟く。故に言苟くも、天地鬼神に及べば、愚夫愚婦と雖も、其の心に悚動する、こと無き能はず。而して政教禁令一に、天に奉じ、祖に奉ずるの義に出づ。則ち民心安んぞ一ならざるを得んや。人は天地の心、心専らなれば、則ち氣壯んなり。故に億兆一心なれば、則ち天地の心専にして、而して其の氣、以て壯んなり。則ち人元氣を稟く

る所以の者其の奇きを得。天下の人生れて而して皆全氣を稟く。則ち國の風氣頼つて以て厚し。是を天人の合と謂ふなり。是を以て民古へを忘れず。而して其の俗淳厚能く其の本に報じ其の始に反る。久しうして變ぜず(原文)

正々の論堂々の議筆よく理を盡くし、情よく微を穿つてゐる。而して全く我が國の史實に據つて、深く我が國民の習俗を説いてゐるのである。之によつて、我が國に於ける民情と道徳と政治と生活とが相待つて、齊しく我が神代以來の祭祀に本づき、又此の昔ながらの手ぶりたる神祭祀が是等の民情、道徳、政治、生活の自然に根ざしてゐることが知られる。斯くて我が國の祭祀は是等の要素を根柢とし内容として、我が國體の精華と密接の關係を結び、我が國に於ける國體觀念の極めて重要な基礎を爲してゐるのである。

まつり(祭祀)の語義

會澤安は「新論に於ける國體乃至祭祀に關する見解を一層詳しく、其の大著『下學』通言に於いて述べ、道徳や禮儀や制度などと祭祀との關係を明かにしてゐるが、其のうち「禮は祀より大なるは莫し。萬物は天に本づき、人は祖に本づく。其の本に報じ其の始に反るは、人道の大なる者なり。」と論じてゐるやうに、祀即ち神の祭祀は人の禮として最も重大なものであり、又その純なる祭祀は實に人情の自然に根ざし、人道の根原となるものである。我が國に於いて祭祀をまつりと稱するが此のまつりといふ語は廣義には、下より上に仕へ、或は長者を敬する動作を稱する場合に用ゐられ、仕へまつる、たてまつる、納めまつる等の用例が存するのであるが、狹義には神に敬事する動作を指し、一般に祭や祀の字を宛て、或は祭祀祭典祭儀祀典と書するのが例である。まつりのまつは待つと同義で、神祇を請待し、神の降臨をお待ち受けし接近する意であ

ると解する説もある。其のまつといふ語がまつりといふ語に成つたのは、やはり深く心をこめ敬意を表する動作に對して用ゐられた語だからであらう。隨つて語原を何れに解しても、まつりは神に對して敬事し、威靈を畏みて奉仕する動作を稱する語であつて、祭祀の根本は神威を畏み、神徳を仰ぎ、以て神靈に敬事するに在る。之れ國語に神に對して、特にちはやぶる神の御稜威を畏み、たまたまはふ神の御恩徳を祈る等の語が重く用ゐられる所以であつて、こゝに敬神の誠と祭祀の禮とが生ずる。而して敬神の誠を深くし、祭祀の禮を厚くする所に、自ら神明に奉仕して、奉公の道を進み、以て神功を亮け奉る明倫正直の生活が展開する。之れ即ち祭祀の精神であつて、又神道の由つて顯現する所以である。

我が國に於いては、政治をまつりごとと稱して、祭祀のまつりと極めて近似した語であるが、多少その語原を異にし、まつりごとは

(まつりごと  
政治)の語義

まつりごと、即ち服従ふことであつて、天皇に隨順し奉り、朝廷に歸服し奉ることを意味する。言ひ換へれば、政治家が命を承けて、神事を始め、國內の事、國民に關する事をそれ／＼に調へて、上、皇室に事へ奉り、歸一し奉るところの隨順奉仕のわざがまつりごとであり、即ちまつりごとであるといふ語原的解釋が行はれてゐる。斯やうにまつりごとまつりごととの間に多少言語成立上の差があつたとしても、共に下より上に敬事し、侍事し、奉仕する動作であることは同一である。此の祭祀と政治とに共通するところの畏敬し奉仕する心こそは、我が神ながら(隨神)の道の神髓であり、皇道精神の根本である。而してそこにこそ、我が皇祖天照大神を中心とした祭祀の本義が存し、國體の道義的基礎が内在するのである。奉仕とは私を去つて上に對し、公に對して至誠を以て敬事し、勤勞することである。之れひとり國家の道義的發展にとつて重要

神人合一

であるのみならず、道徳を淳厚ならしめ、日常生活を價值あらしめる所の底力である。此の奉仕の心を深く養ひ高く磨くとき、そこに報本反始の觀念が徹底し、又此の心を強く廣くして神を祭るならば、そこに自ら神人合一の境地が見出され、幽顯一貫の力が體驗されるのである。皇道を實踐し、祭祀を敬事し、また神道的修養を行じようとする者は、先づ其の小さな私を去り、偏固を棄て、嚴かな奉仕の眞心に歸り、明るく大きく奉公の氣分に動き出すやう、よくその心を反省すると同時に、又常にそのやうな心がまへを見出すべく、其の修養に眞劍味を加へなければならぬのである。

斯やうな祭祀は、我が國に在つては、極めて遠く神代に淵源し、殊に天孫降臨に際して、皇祖親しく皇孫に三種の神器を授けて、神鏡奉齋の神勅を賜ひ、高皇產靈尊また天兒屋命、太玉命に神籬磐境の神勅を下して、皇國祭祀の本源が至つて顯著である。而して又、我

が國體と祭祀との密接不離なる關係が自ら明かである。第五十四代仁明天皇の詔に、神を敬ふこと、在すが如く、民を視ること、子の如し、(後日本後紀承和七年四月)と仰せられてあるやうに、敬神愛民の御統治は、誠に古今の通規であるが、此の上、敬神愛民の御統治と、下、國民の敬神尊皇の奉仕とは、實に上下相待つて、我が國家成立の根柢を爲し、我が國體の基礎と爲つてゐる。即ち上下の厚い敬神は、自らに信仰の力として、國體乃至國家の究竟的基礎を成し、更に恒に變ることなき上の愛民は、下の尊皇と相待つて、自然に家族的、血縁的の力として、又その本質的基礎を形成してゐるのである。之れ我が國體と祭祀との社會的、心理的の基礎として、祭祀が極めて重要な位置を占めてゐる所以である。

第五十九代宇多天皇の御日記に、我國は神國也。因つて毎朝四方大中小の天神地祇を敬拜す。敬拜の事、今より始めて後一日も

三代御記  
卷(多)真(宇)三  
多(天)皇(延)喜  
(天)皇(村)上天  
日(三)代(御)天

三善爲康  
古(中)國(射)制(者)中  
越(京)都(に)出  
て、算(道)紀  
傳(の)學(に)通  
す(後)冷(泉)通  
皇(下)六(代)天  
幸(以)九(十)一  
五(年)延(一)

朝野群載  
十(卷)内(九)卷  
諸(官)新(關係)の  
公(私)の(文)書(を)  
拾(輯)す。

禁秘御抄  
卷(順)建(曆)三  
御(德)天(皇)御  
記(式)禁(中)皇  
儀(に)つ(て)古(の)  
等(給)ふ。詳(賞)

御成敗式目  
貞永式目、五  
十一條より成  
る。武家法制  
の根本。

怠ること無し」三代御記仁和四年十月と述べられてあるが天神地祇の  
祭祀は我が御歴代の御統治を一貫して行はれ、平安朝に於ける皇  
室の御敬神も亦史上断えることがない。それ故第七十四代鳥羽  
天皇の御代三善爲康の撰んだ朝野群載には、我朝は神國也。敬神  
を以て先と爲す可し。如在を以て禮と爲す可しとも、國中の政事  
神事を先と爲すとも見えてある。斯くて第八十四代順德天皇の  
禁秘御抄には、

凡そ禁中の作法、神事を先にし他事を後にす。且暮敬神の叡慮  
懈怠無し。白地にも神宮並に内侍所の方を以て御跡と爲した  
まはず。萬物出來るに隨つて、必ず先づ臺盤所の棚に置きまつ  
る。(原文)

と仰せられてあるのである。第八十六代後堀河天皇の貞永元年  
に完成した鎌倉幕府の御成敗式目には、先づ其の首に、神社を修理

し、祭祀を専らにす可き事といふ一條を設けて、神は人の敬に依り  
て威を増し、人は神の徳に依りて運を添ふ。然れば則ち恒例の祭  
祀、威を致さず、如在の禮、怠慢せしむる莫れ。云々と説明して  
ゐるのである。斯やうな上下の敬神觀念が自ら神國の觀念を深  
くし、此の觀念が天壤無窮の皇運を仰ぎ、三種神器の威靈を畏み奉  
るにつれて、いよく神國日本の信念を高めて、我が國體思想を豊  
富にして來たことは、既に前章に述べたところである。

祭祀を行ふには清淨を本とし、敬神を致すには至誠を旨とする。  
清淨は心身の穢を去つて至誠と結び、以て神を祭ること神在すが  
如くせねばならぬ。由來、日本民族は清淨を貴び、眞心を重んずる。  
隨つて其の神祭りには修祓潔齋つとめて心身の清淨を求め、  
神を祭ることをいはふ(齋、祝)といふのは即ち忌み清まはることで  
あつて、清淨の身と心とを以て神に奉仕することをいつく(齋、嚴)と

祭祀と清淨

一詞はに場間廣中臣る臣は十に於  
 二一稱般へれ基合にく古獻陽氏の主二月け  
 真すに中詞行い其社末も上奉して大六朝  
 参る臣事と行詞の民に稱し申す申獻月延  
 見ゆ。といふの人のみ重  
 千らのなごみ重  
 一の給民重  
 でれた清淨を重  
 びより神行事及  
 實徳神古

いふのも亦此の祭祀と清淨とに關係するのである。日本の神祇  
 祭祀は神明の御稜威を畏みまつるところから來てゐる關係上、禊  
 祓潔齋に關する行事や心得が頗る多く、中に就いて、朝廷に於ける  
 大祓神社及び民間に於ける夏越祓即ち六月祓や中臣祓などに關  
 する事實、また朝野に亘る祭祀に臨む齋戒についての制度等は、日  
 本國民が神事にも日常生活にも、如何に清淨を重んずるかを想像  
 せしめるに十分である。而して其の由つて來たる所は、言ふまで  
 もなく、神を祭り、神に仕へる場合、最も深く心身の咎過罪穢を忌み  
 嫌ひ、清淨謹慎と清明和樂とを貴ぶからである。至誠に充ちた清  
 淨謹慎は善く神人合一の境地を開き、真心に本づく清明和樂は善  
 く神人諧和の生活を現する。神人合一と神人諧和とは、敬神尊皇  
 敬神愛國の念強く、また敬神愛郷、敬神明倫の情豊かなるに従つて、  
 ますく其の神祕の境地を深くし、其の明朗の生活を高くする。

異本山家集  
 西行法師の佐  
 藤(流布)の二  
 集(流布)の二  
 古(流布)の二  
 古(流布)の二  
 頁に出づ。六五

我が國に於ける敬神觀念

長谷川道  
 名は元亮、戸  
 隱吉と號す、  
 信濃守、代藩の  
 道學、皇學を  
 張す。皇學を  
 三十年、文化の  
 十三年、明治

何事のおはしますをば知らねども  
 かたじけなきの涙こぼるゝ  
 (西行法師) 異本山家集  
 あめつちのいづれの神かうげざらむ  
 御代安かれといの願ひを  
 (香川景樹) 桂園一校

我が國の祭祀は神ながらの信念を本とし、日本國民祖先以來の  
 傳統的情操たる大和心を基調として行はれて來たのであるから、  
 其の祭祀の根本は神ながらの信仰即ち皇道に存し、又その特質は  
 大和心即ち日本民族性の特色に即して發達してゐる。我が大和  
 心は皇道述義の著者長谷川昭道が「天地のまことのみたま集まり  
 てやまと心となり」にけらしも「詠じたやうに、明き淨き正しき直  
 き真心であつて、神々しくもあり、懐かしくもあり、清々しくもある



からして、此のやまと心を根として展開した我が國の敬神觀念は、既に一言したやうに、誠に意義深い發達を遂げつゝある。即ち畏くも、皇室の御統治は敬神愛民の大御心を以て一貫し、國民の奉仕は敬神尊皇の至情を以て基礎としてゐる。此の御統治も國民の奉仕も、上下共に祖先以來變ることなく、子孫にも亦之を繼承せしめようと念願してゐる。茲に日本民族の敬神崇祖の信念が確立してゐるのである。皇室は此の御信念を以て神國日本の興隆を圖るべく、天業の恢弘を進め給ひ、國民は此の信念を以て皇國日本の發展を祈るべく、皇謨の翼賛に従ひ奉つてゐるのである。そこに敬神愛國の理想が明かにせられ、卓越した國家の建設といふ指導原理が歴史活動の方向を指示してゐるのである。此の敬神愛國の理想が日本文化の發展に伴なつて、其の内容の充實を要求し、佛教や儒教などの攝取、外來文化との接觸によつて、更に敬神崇佛

や敬神崇儒などの信仰となり思想となつて、教學の根本が明かとなると同時に、本來の生活、新生の精神には敬神愛郷や敬神尙武などの精神を展開して來たのである。明治維新直後には敬神明倫の神教が強調されたが、近來の國情は自ら敬神好學敬神勤勞の風を嗜ませる傾向を著しからしめてゐる。

皇國に於ける祭祀や敬神に斯やうな特質が存するといふことは、之れ明かに日本國民の精神生活に存する特性の豊かなることを示すものであつて、敬神觀念が最もよく其の特性を具現し内在してゐることを語つてゐると云へる。是に於いて、我が國の敬神は廣く人情の美を濟し、深く國民的情操を培養するは、たらしきを有するものであると云ふことが解るのである。之れ神祇の祭祀が人情の自然に根ざし、國體の精華に即して發達し、また國民の敬神觀念が神社の崇敬を本とし、國家の宗祀に基づいてゐるからであ

祭祀の淵源

我が國に於ける祭祀が、上來述べたやうに、國體と密接の關係が存するところからして、祭政一致は實に皇道の本義を爲し、皇國の行政には自ら祭祀の重要な一面が伴なつてゐるのである。其の具體的事實は天皇の御統治に基づく祭祀となり、宮中の祭祀及び陵墓の祭祀となり、又神宮及び官國幣社以下神社の祭祀として、日本に於ける神祇祭祀の特殊性を形成し顯現してゐるのである。之を我が國の歴史に稽へ、國民思想の發達に徴するならば、皇祖天神の大御稜威に基づいて國家が修理固成せられ、國運が興隆せられつゝ、あると同時に、天神地祇に奉仕する祭祀と其の精神とが政治教育軍事の根本を爲し、淵源を爲してゐるのである。茲に古來皇室を中心として有ゆる國民の上に而して又全國に亘つて神社を奉齋することとなり、其の敬神觀念が天照大神を中心として古

今を一貫し、以て意義深い發達を爲してゐる理由が存するのである。

我が國の祭祀は其の由來する所極めて古く、肇國の初光華明彩しく、六合の内に照徹りたまふ天照大神の現はれまし給へる時御父とます伊弉諾尊が深く歡び給ひて、其の御頸珠を大神に賜ひ、汝が命は高天原を知せと事依させられたのであるが、其の御頸珠の名を御倉板舉之神と謂したと、古事記に見えてゐる。伊弉諾尊が伊弉冉尊と共に、天神の命を承けて浮漂へる洲土を修理固成すべく八尋殿を建て、御子を生み給ふに當り、天神の命に本づいて太占に卜へたまうた事實と、此の御倉板舉之神の親授と其の御名とは、祭祀の最も古い事實と由來とを示すものと思はれる。而して太占の神事は、祭祀に神意と清淨とを重んずる精神の深く厚きことを察すべく、御頸珠の親授は、後に天孫降臨に際して、皇位の神靈

▲  
廣一八代意の  
御手殿  
長同  
卷に御紀  
見事にも  
記述する  
は、彌と  
で、彌と  
卷に、彌と  
見事にも  
記述する

を定め給へる所以、又廣く家宅に神を祭る國風の淵源する所以を窺ふことが出来るのである。今日神社に神體を奉齋し、民家に神棚を設け奉る如き種々なる祭祀に關する風習の遠い起原も、斯やうに神代に之を求めることが出来るのである。而して其等の神事、祭祀が國體觀念の神髓、國家發達の根本と關係し接觸するところの決して淺くないことが知られるのである。

神國日本の歴史は神代に肇まり、皇國日本の天皇とます現御神は天神の御裔であらせられる。而して此の天照大神の御子孫たる萬世一系の天皇に奉仕する國民は、肇國以來、皇祖皇宗に奉仕した天神地祇八百萬神の血脈を承け精神を繼いでゐる。皇祖皇宗の宏遠なる肇國と深遠なる樹徳とに基づき給ふ天業の恢弘を仰ぎ奉つて、億兆國民は祖先以來、世々、忠孝を本とし、忠實を旨として、皇謨の翼賛に勤しみつゝある。此の關係は神代も現今も變らぬ

如く、神々の世界に在つても、即ち神宮を中心とした他の總ての天神地祇を祀る神社の間に於ける關係に在つても、やはり同様の趣が表現してゐるのである。

皇位の御璽たる三種神器は實に皇祖の威靈の憑り給ふところであり、皇祖親しく皇孫に之を賜ひ、殊に神鏡に就いては、常に皇祖を仰ぎ視るが如く、専ら其の御靈として齋き祀るべき神勅があつた關係上、特に第十一代垂仁天皇の御代に、御即位の廿六年（五七六年）九月、伊勢國五十鈴川の上に皇大神宮として奉齋することゝなつたのである。而して皇女倭姫命が御杖代として奉仕した。先代崇神天皇の御代、神鏡を皇居より遷して、大和の笠縫邑に奉祀した時は、其の皇女豐鍬入姫命が奉仕したのであるが、倭姫命が其の後を承けて、諸國の良き處を求めて伊勢國に鎮まりまし給ふ後までも、命は終始よく御杖の如く、大神を扶け奉り、大前に仕へ奉つて、其

御饗部神 神  
饗に於いての  
神饗高き神の  
トヨリケの  
ケケともミケの  
衣食物の糞。廣く  
衣食住に關連し給  
ふ。

の御神威を發揚し奉つた。爾來御歷代天皇の皇女が齋宮として奉侍するのであるが、此の齋宮即ち齋王をも永く御杖代と申上げてゐた。第二十一代雄略天皇の廿二年(紀元一)に、天照大神の神意に隨ひ、丹波國より御饗部神とます豐受大神を迎へて程遠からぬ山田の原に鎮祭し奉ることとなるのである。前者は内宮にましまし、後者は即ち外宮であつて併せて、古來伊勢大神宮、或は單に伊勢とも大神宮とも申し、今日はたゞ神宮とのみ申し上げる。

神器の奉仕については、皇祖親しく同床共殿の神勅を賜うたのであるが、天孫降臨以來、年歴既に久しく、皇威の振張に伴なつて、政務は繁忙を加へ、國交も亦進展して、國內の情勢自ら複雑となつて來た折柄、崇神天皇の御代には、國運の興隆を要する事情が多かつたので、天皇は深い敬神の御心から、六年、皇居の外に別に神宮を建て給ふこととなつたのである。當時、靈劍も亦神鏡と共に奉遷し

上代神祇の制度  
令の制度所謂  
大實令の制度  
大實令の制度  
文法の根源  
本政官 八省  
百官を統轄す  
る昔時の政治  
上の中樞機關

たので、天皇は別に之を象つて、御靈を移し、その神鏡は近く宮中に奉齋し、畏所即ち内侍所として其の御稜威を仰ぐこととなるのである。現今宮中に仰ぎ奉る賢所が即ち之である。斯くて神器儼として玉體近く奉安せられ、同床共殿の御神意は常に渝らないのである。神宮に神鏡と共に遷幸せられた叢雲劍は、景行天皇の御代、日本武尊の東夷征伐に伴なつて、尾張國熱田に鎮座することとなり、今の官幣大社熱田神宮の起原を爲すことは、周知の事實である。

上古朝廷に於いて、神祇の祭祀を掌つた官衙は、神祇官と稱して、令の制度に在つては、太政官のほかに置き、所謂神國の特殊性を明かにしたのであるが、此の官衙は既に大化の改新當時、若しくは其の以前より設けられたものの如く、朝廷に於いて各地方の大社名、祠を官社として優遇した事實は、之を想像するに難くないのであ

神地神戸  
領地神戸  
類神戸  
納める神戸  
神田の民  
を祭す  
民又

つて、崇神天皇の御代に天神地祇の社を崇め、神地神戸を寄せられた當時、既に幾分其のやうな機關の存在を推察することは、天皇の御敬神と合せ考へても決して不自然ではない。斯くて漸次其の整備を見た此の神祇官に於いて、その長官たる神祇伯は専ら神祇の祭祀や神祇の奉仕者、又殊に大嘗祭、鎮魂祭に關する事などを掌つたのであるが、鎮魂祭はミタマシヅメノマツリともミタマフリノマツリともいひ、大嘗祭に先だつて行はれる重い神事である。こゝに大嘗祭といふのは年々の新嘗祭のことで、令制定の時分には、御一代一度の大嘗祭即ち踐祚大嘗祭をも年々の新嘗祭をも共に大嘗祭と稱したのである。此の極めて重大な祭祀に、天皇親しく皇祖を始め奉りて、天神地祇に大嘗を供へ給ひ、御自らも新穀を聞食し給ふにつけて、其の祭祀關係者は嚴重なる齋戒を行ふのであるが、至尊に於かせられては、大御心いよく安けく玉體ますま

八神祇の神  
延喜式の神名  
神、高御産日  
神、玉積産日  
神、生産日  
神、足産日  
神、大宮賣神  
神、事代主  
神、事代主

す榮えまして、御世の長久におはしますやう、鎮魂祭を行はせられ、高皇産靈神、皇産靈神、魂留産靈神、生産靈神、足産靈神、大宮賣神、事代主神、御膳神の八神及び大直日神の九座を祭つた。此の八神は平生、神祇官の西院に祭られて、世に八神殿と稱せられた。明治維新の際、神祇官の再興せられるや、天神地祇と共に此の八神も併せ祭られ、明治五年四月に至つて、八神は天神地祇と共に神殿に合祀せられることとなり、其の後賢所及び其の右側にます皇靈殿に次いで賢所の左側に奉齋せられて、以て今日に至り、宮中三殿として仰ぐのである。

我が皇室に於ける御敬神は神代以來國民の常に仰ぎ見る所、慕ひ奉る所であるが、皇祖天照大神の奉齋は申すも畏し、御歴代の皇靈に對し奉りては、上古の史筆には、或は神祇の靈と天皇の威とを並記し、或は神恩を被り皇威を頼むと書し、或は神祇の教と皇祖の

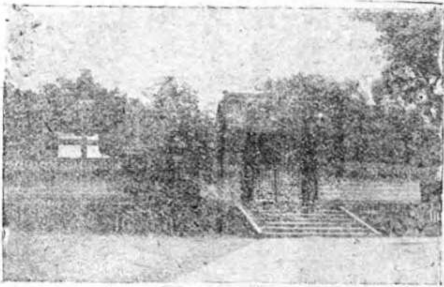
山陵の祭祀



古代の神社

語られてゐる事實によつても十分に之を推知し得るのであるが、それらの歴史に基いて明治の御代以來宮中に於ける御祭祀は益々興隆せられ、官國幣社の祈年新嘗の兩大祭には、等しく宮中より奉幣あらせられ、其の他の神社に在つても、或は民間に忠烈の臣卓功の士を祭る場合に當つても、特にしばしば、祀奠重祀の大御心を拜し奉ることが少くないのである。皇室の祭祀を重んじ給ふ御慮は斯やうに廣きに亘つて之を仰がれるのであるが、特に宮中に於いて行はせられるところの祭祀は明治四十一年御制定の皇室祭祀令及び同四十二年發布の登極令に本づき、又その後の御改正御實施等によつて、其の詳細なる御儀を窺ひ奉ることが出来る。斯やうに神宮の御奉齋は申すまでもなく、我が國に於ける官國幣社以下神社の祭祀は、其の本づく所實に皇室の大御稜威を仰いで行はれるのであつて、神社が國家の宗祀として國家的意義の上

に立つてゐるのも、全く此の國體の特殊なる性質と神社の創立の重要なる由來とに其の基礎が存するのである。試に神代の古傳を尋ねても、伊弉諾尊は國土の修理固成に關する天神の命を成し果されて淡路の伊弉諾神社と近江の多賀神社に祀られ給ひ、大國主命は其の國家經營の困難に直面した時に、其の和魂を大和の大神神社として祀り、其の國土を皇孫に奉獻して恭順の誠意を表し奉つた時、朝廷より特に出雲大社を造營して其の祭祀を定められ、又鹿島神宮、香取神宮は天孫降臨の際に於ける武甕槌神、伊波比主命の卓越した御功績と、また東北地方に對する皇化の普及に關する御活動とによつて、其の御鎮座を見るに至つたの



宇佐神

である。神社の創立殊に其の久しきに亘る公的尊崇は實に其の御祭神の忠誠と奉公とに原因するのであつて、我が國家の特殊性が之を神社の奉齋として制度化するに至つたのである。

こゝに大國主命の和魂のことが見えてゐるが、和魂といふのは、荒魂と共に、上代に於ける日本民族の靈魂觀であつて、神社にもそれぞれ其の御靈を奉齋した由緒の明かなるものがあるのであつて、今日に於いても、古社の祭神名や各地の神社名に荒魂奉齋の事實が存してゐるのである。和魂と申すのは平和的仁愛的な精神活動の方面荒魂は創建的進取的な作用を有する方面に對する神靈若しくは靈魂に對する信仰を示すものである。之れ和稻荒稻和妙荒妙といふ思想と同じく、奇異靈妙なる心理作用の方面について、情意的には幸魂智能的には奇魂の信仰が存するのと同様であつて斯やうな精神作用を重視することは、昔も今も變らぬ所である。

報本反始の觀念

禮記 禮運第九 孔子曰、我欲夏禮、先問周禮。故君子入國、先問其俗、入宮、先問其禮。入國、先問其俗、入宮、先問其禮。入國、先問其俗、入宮、先問其禮。

ある。大國主命の和魂を迎へた此の場合について、一に幸魂奇魂の事として傳へてゐる。

抑も神社の奉齋は、神威を畏み、神徳を仰ぐ心に根ざし、皇祖天神に淵源する天壤無窮の皇運を中心とし、皇室を宗家と仰いで家族的國家の發展を祈る國民の至情に基づいてゐるものであつて、其の崇敬は報本反始の精神を本とし、其の尊信には家運興隆の念願が籠つてゐる。此の報本反始といふことは、漢土の思想としては、「禮記」の郊特牲篇に見えるやうに、社稷の神を祭つて、其の神徳を感謝する場合と、所謂萬物は天に本づき、人は祖に本づくると云ふ信念から、大いに其の本に報じ、其の始に反うる場合とがあつて、明治以來、特に道徳的、教育的に後者の意によつて、報本反始の敬神思想を説いたのである。思ふに、我が國に於ける敬神觀念としての報本反始の思想は、此の兩者を兼ねて、敬神崇祖の念として發達した



のであるが、それには、神の御稜威を畏みまつり、又國家的信念と家族的情操と郷土的觀念とが其の心理的特性として内在してゐることを忘れてはならない。

此のやうな神社と敬神觀念との特殊性が、自ら神宮を始として全國に多くの大中小の神社を奉齋することとなつたのであるが、其のやうな大中小幾萬の神社を仰ぐに至つた所以は、神代以來天神地祇八百萬神の信仰が存在するからである。天神は高天原に坐しまして天地の生成に御力を用ひ給ひ、地祇は此の顯國に生れまして専ら國土の開發に努力し給ふ神々であるが、其の最も高い至つて貴い天神は即ち皇祖天照大神であらせられる。天神地祇は之を廣く申せば、一切の八百萬神で、之を狭く申せば、神社に齋きまつつて朝廷で之を崇敬せられる所謂官社の祭神を惣稱する例である。而して是等の天神地祇八百萬神は悉く天照大神に奉仕

天神地祇八百萬神

大祓詞 六月、  
朝二月の行末、  
淨なる國にて、  
亦延中喜め、  
見とる依り、  
主章に思ひ、  
文性一般に、  
民性一般に、  
しして一般に、  
はる古來、  
をばる古來、  
とをばる古來、  
ふハセの職と云

して皇室の御隆運、國家の發展、國民の康福を守護し給ふ關係に在らせられることは大祓詞によつても、神宮を中心とする國民の敬神によつても之を察することが出来る。之れ皇國の國體と神社の祭祀との密接なる關係を示すものと謂はねばならない。

五、國家と神社

祭祀は禮の最も大なるもの

第五章 國家と神社

祭祀は禮の最も大なるものであるが、禮といふものは、人間自然の至情に出で、その敬慕の念が道徳的意識と一般の習慣とによつて、禮の表現となり、各地各時代、それ々の禮儀といふ形式を取るのである。今一般に之を禮と見て、此の禮が宗教的情操や宗教的儀式と結んで、そこに祭祀といふものに表現し、更に一定の祭儀若しくは祭式作法といふものを形成する。而して此の祭祀が國家の制度と結び、或は國民全般の國家意識にその基礎を置く場合には、それが國禮若しくは所謂公式祭祀となるのである。神社の祭祀は即ち我が國禮であつて、神宮の祭祀並に宮中に於ける祭祀祝典は我が國の禮として最も重く最も大きいものである。随つて又、廣く我が國に於ける神社の祭祀は我が國民の人間的至情を本

祭祀一致の精神  
 禮時 祭祀の  
 行はれる一  
 の場處、祭  
 大嘗宮 祭の  
 正殿、悠紀殿  
 と主基殿とに  
 分る。

とし、道徳的觀念と風俗習慣と宗教的情操とを其の基礎として成立し、國家の政治制度と深い關係を保ちつゝ、發達したものであることが分る。それ故祭祀は極めて早く禮的風習として起る場合に在つても、或は後に制度的に發達した場合に在つても、其の性質上、自ら生活諸相の根本となり、制度諸般の基礎となるのである。斯くて我が國に在つては、極めて明白に神社が國家的性格を有し、國家が祭祀的性格を有してゐると見ることが出来るのである。こゝにも儼として祭祀一致の精神が存する。

我が國が祭祀一致の精神を以て建つてゐることは、既に初に皇道を説いた際に論及した所であるが、此の事實は、神武天皇が御即位の四年に鳥見山に靈時を設けて、厚く皇祖天神を祀り、大孝を申べて、統治の大本を示し給ひ、御歴代の御即位が大嘗宮に於いて親しく皇祖及び天神地祇を祭り給ふことによつて、其の大禮を調へ

させられる點からも察せられることであり、又、佛教の信仰が興隆して來た推古天皇の御代に當つて、攝政聖德太子が詔を奉じて群臣を率ゐて天神地祇を祭り、以て政治の根本を示されたのでも明白である。即ち日本書紀の推古天皇十五年二月の條に、其の詔が傳へられてある。

詔して曰はく、朕聞く、曩者我が皇祖天皇等の世を宰めたまへるや、天に踰まり地に踏し、て敦く神祇を禮ひ、周く山川を祠りて、幽に乾坤に通はず。是を以て陰陽開け和ぎて、造化共に調ふ。今朕が世に當りて、神祇を祭祀ふこと、豈に怠り有らむや。故れ群臣共に爲に心を竭くして、宜しく神祇を拜すべし。

此の詔勅を拜誦して直に思ひ出されることは、大化の新政を行はせられた孝德天皇の御代に、先づ其の大化元年七月に、蘇我入鹿等の專横を排除した功臣蘇我倉山田石川麻呂が、恭しく天皇の聖

旨を體し奉つて、「先づ以て神祇を祭鎮め、然して後に應に政事を議るべし」と奏上した事であつて、其の八月、天皇は東國の國司等に詔して、先づ

天神の所奉寄せたまひし隨に、方今始めて將に萬國を修めむとす。

と仰せられてをる。平安時代には、延喜式の神祇に關する規程に見える如く、又國史實錄の詳細に傳へるやうに、神祇官に於いても、國司の廳に在つても、天神地祇の祭祀が頗る盛んであつた。其の後、江戸時代に及んでは、著名な儒學者、國學者、神道家等の間に、祭政一致の論を説くものが漸次多きを加へて、明治維新の際に於ける皇道の興隆、祭政一致の國是確立に少からぬ力を添へることとなつた。中に就いて、能登國飯田の神職葛原秀藤の文政九年に著した「童蒙日本魂」には、次のやうな興趣多い説が簡明に述べてある。

祭政一致と云は天子の御政を天神地祇の御守あるやうに祈り給ふを祭といひ天子日神の道を以て天下の事を行はせ給ふを政といふ。祭をまつりと訓し、政をまつりごとと訓す。同訓一義なり。祭政ともに天下の泰平を期し給ふ。是を一致と云なり。日神の神勅にて祭祀を掌り給ふ人則ち朝政を行ひ給へり。崇神天皇より職掌分れりといへども、一致の事は我國萬代の規則と知るべし。

斯やうに我が國に於ける萬代の規則とも云ふべき祭政一致の精神が御統治の上に最も鮮明に昭示されたのは明治天皇の御代であつて此の御精神はその後いよいよ皇室の御儀宮中の祭祀の上には拜し奉られる所であるが、年毎の新年に行はせられる政始の御儀にも先づ内閣總理大臣より、  
昨年中神宮恒例臨時諸祭典總而無御滯被爲遂行候事。

祭政一致

と申す神宮祭主の奏文を執奏し天皇親しく之を聞召される例である。之れ全く惟神の大道に本づき皇道の本義を顯現せられるものであるからして、我が國に於ける教育も亦此の精神に即して行はれねばならない。之れ即ち祭政一致の國是が國體の本義よりして自らに定まり、學問も宗教も一般の教化も此の國是に適合する所に、其の健全なる發達を見、又よく皇謨翼贊の實を擧げ得る所以である。畏くも明治天皇の御製に、

ちはやぶる神のこゝるを心にてわが國たみを治めてしがな

ちはやぶる神の心になふべくをさめてしがな葦原の

神風の伊勢の宮居のことをまづことしもものの始にぞ

かみかぜの伊勢の宮居を拜みての後こそきかめ朝まつりごと

といふ大御心を詠じ給へる御製の多いのを拜して、誠に恐懼と感激とに堪へないのである。我等國民は此の至嚴至深の大御心を奉戴し、目に見えぬ神の心に通ふ至誠を以て、朝夕、其の心身を磨き、其の本分を盡くして、皇室の御繁榮、皇國の興隆に奉公の實を效し、祈念の衷を籠めなければならぬ。

我が國民は國家有事の日には義勇公に奉ずる一念よく金鐵をも貫くやうに、國家的の問題に其の心の緊張を覺える時には、其の敬神觀念はよく一致して尊皇愛國の大義に動き、神社に對する崇敬が君國を思ふの念と合して、一齊に老若男女を起たしめる力となるのである。明治維新に際して興隆した神社の祭祀と、其の直後に於いて躍動した朝野の敬神思想とは、全く此のやうな事情に

神社は國家の  
宗祀

由來するものであつて、此の現象は最近の支那事變に際しても、之をほゞ同様の情勢として我等の經驗した所である。

國家の發達にとつて最も大きな力となることは、國家としての理想が存し、此の理想に即した國民の信念が固いことである。而して此の理想が國初以來自然に内在し、此の信念が民族的信仰となつてゐる時、其の國家活動の基礎は最も深く、其の國の歴史は最も永遠性に富んでゐるのである。皇國日本は天壤無窮の神勅を中心とした肇國の精神が宏遠深厚なる理想として國體に表現し、これに即した信念が皇祖皇宗の御敬神を本として國民祖先以來の傳統的信念となつてゐる。此の國體に基づく敬神といふ上下一體の傳統的信念が即ち神社及び祭祀として顯現し、また惟神の大道、現御神の信仰、神皇の信念、神國日本の觀念、神代の古傳、神道の思想として、我が國民生活と國史とを基礎づけてゐるのである。

而して神社及び祭祀としての表現には、神宮及び賢所は申すも畏く、古來鎮座する諸國の神社、其等の神威を發揚する種々の祭祀があつて、全く日本國家の最も大きな且つ根本的な特殊性を形成してゐるのである。是に於いて、明治維新の後、國民の敬神を指導し、祭祀の興隆を企圖して、神社の行政を刷新するに當つて、明治四年五月、神祇官の布告に於いて、特に神社が國家の宗祀であることを強調し、爾來、神社の國家的性格の面は益々明かにせられ、其の意義も亦愈々發揮せられつゝあるのである。

我が皇室に於かせられては、皇祖の大御心を承けて、天神地祇の社を祭拜することを以て、國家統治の大本とし給ふことは、仰ぐも畏き極みであつて、歴代の天皇は皇祖の祭祀を以て第一とせられ、神宮の御崇敬は古來の盛儀であるが、明治以後、殊に其の制度も完備に近づきつゝあることが拜せられる。神宮は惣ての神社を超

齋部廣成  
刀玉命の裔  
又忌部とも書  
す。大同二年  
從五位下の  
古語拾遺  
す。撰して著聞

神宮の祭祀

越して特に一定の社格を有せられず、尊嚴變びないことは、昔、齋部廣成が「古語拾遺」を著はして、「祖を尊び、宗を敬ふは禮敬の先とする所なり。」といふ立場から、最も篤く伊勢の神宮を尊崇せねばならぬことを力説して、「天照大神は、惟れ祖、惟れ宗、尊きこと與二無し。因自餘の諸神は、乃ち子乃ち臣、敦か能く敢へて抗へむ」と陳べてある通りである。中古以來、往々制度の弛緩を見た時にも、國民一般の尊信が辱けなきの涙を湛へてゐたことは、誠にこれ天地のうち、に照り徹らせ給ふ大神の御稜威に本づき、皇室の御崇敬他に異なるものが存し、又歴代天皇の聖徳が深く國民の心に感孚してゐるからである。

斯かれば神宮の祭祀は、天皇の親しく奉齋し給ふ所であつて、昔は皇女が齋宮として、特に大御心を承けて、大神に奉仕せられ、現今は皇族を祭主に任じて、天皇の大御手代として、大神に奉仕せしめ、

大御心を體して常に奉齋の誠を捧げしめ給ふのである。祭主は親任であつて、皇族之に當るのを原則とし、或は公爵の華族を以てせられることもある。神宮の崇敬に關する事務を取扱ふ所は神宮司廳及び神宮神部署であつて、神宮司廳は皇室及び國家の神宮崇敬に關する一切の事務を掌るために、明治四年以來設置せられた所であるが、現時の官制は明治二十九年十一月勅令を以て公布せられ、その後多少の改正が加へられたものである。神宮司廳の職員として、神宮の祭祀に奉仕し、其の事務に従事するものを神官と稱し、祭主の外、大宮司一人、勅任、少宮司二人、勅任又は奏任、禰宜十人、奏任、權禰宜二十人、判任、宮掌四十人、判任等が置かれてゐる。神部署は、神宮大宮司の管理に屬し、神宮の大廡及び曆の製造頒布また臣民の奉賽に關する事を掌る所であつて、署長一人、奏任、神宮禰宜を以て之に充つ、神部二人、奏任待遇、神部補二十八人、判任

待遇、伶人判任待遇等の職員が設けられてゐる。神部署は明治三十三年九月の設置に係り、同四十五年四月の勅令を以て官制が公布せられ、その後、數次の改正が加へられ、もつて現在に至つてゐる。

神宮の祭祀は古來の舊儀極めて重く、明治十年に神宮明治祭式が制定せられたが、大正三年一月に至つて勅令を以て神宮祭祀令が公布せられ、左の諸條が定められた。

#### 大祭

祈年祭(としごひのまつり)

神御衣祭(かむみそのまつり)

月次祭(つきなみのまつり)

神嘗祭(かむなめのまつり)

新嘗祭(にひなへのまつり)

遷宮祭(せんぐうさい)

臨時奉幣祭(りんじほうべいさい)

中祭

日別朝夕大御饌祭(ひごとのあさゆふのおほみけのみまつり)

歳旦祭(さいたんさい)

元始祭

紀元節祭

風日祈祭(かざひのみのみまつり)

天長節祭

小祭

大祭及び中祭以外の祭祀

神嘗祭は一般にはカンナメサイともいひ天照大神が其の年の新穀を聞食したまふについて、初穂の大御饌を供進する古來の嚴

儀である。往昔は陰曆九月十七日に朝廷より例幣使が参向せられ、明治以降は十月十六日の午後十時と十七日の午前二時に新穀の大御饌が供進せられ、十七日正午頃奉幣の儀が行はれる。此の日、官國幣社以下神社に在つては遙拜の式を行ひ、國家の祭日として、全國民は謹んで敬祝の意を表するのである。豊受大神宮に在つては其の前日に行はれる古例である。

遷宮祭は臨時の大祭であつて、式年遷宮と臨時遷宮とがある。神宮の御造營は古來の重儀であつて、天武天皇の御代に二十年目御造營の制が定められ、後村上天皇の興國四年以來二十一年目となつたが、共に通じて二十年一回の制と呼び、之を正遷宮又は式年遷宮といひ、他の場合を臨時遷宮と稱してゐる。昭和四年十月には第五十八回の正遷宮が行はれた。遷宮に先だつ御造營は最も鄭重を極め、終始幾多の祭祀が嚴修せられる。随つて其の御造營



に關しては特に造神宮使廳の官制が定められ、造神宮使同副使等の職員が置かれてゐる。

神宮には皇大神宮及び豐受大神宮即ち内宮と外宮とにそれぞれ多くの宮社が附屬してゐる。即ち皇大神宮の別宮として荒祭宮、月讀宮、月讀荒御魂宮、伊佐奈岐宮、伊佐奈彌宮、瀧原宮、瀧原並宮、伊雜宮、風日祈宮、倭姬宮の十所、豐受大神宮の別宮として多賀宮、土宮、月夜見宮、風宮の四所を奉齋する外に、攝社、末社、所管社等が多く、その中には古史地誌などに著聞するものも少くない。

神宮に於ける恒例臨時の祭祀の外、明治以來は、御即位の大禮を始めとして、皇室又は國家の大事に際しては、天皇御躬ら神宮に行幸遊ばされ、皇祖に御親告又は御親謁の儀を行はせられるのである。皇祖に奉仕した神々の子孫たる國民は齊しく、其の御神威を崇め、其の御神徳を慕ひ奉つて、昔は少くとも伊勢參宮を一生一度

神宮大麻

大麻  
オホホメ  
一  
サ  
と  
一般に  
神宮と稱  
し、神宮に  
特異に  
申すに  
てあるなら  
ばし

の念願としたが、今は身は遠方に在りながら、毎年新春の參宮を例とする者も少くない。殊に滿洲事變に引續いて支那事變が起り、國民の敬神尊皇の念が高まり、祭政一致の精神が強められてから、種々の儀式を擧げるに先だち、宮城遙拜と共に、拜と拍手の禮を以て神宮遙拜を行ふ風が漸次普及せられる傾向が著しくなつた。

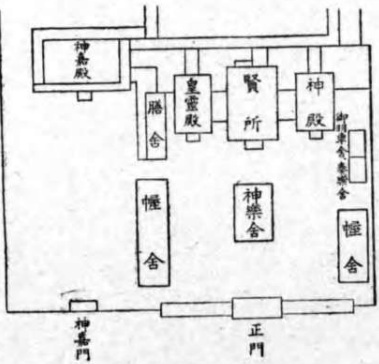
それと同時に、家々に神棚を設け、皇大神宮の大麻を奉安する風も益々全國に行渡つて來た。神宮大麻は即ち大神の御神徳を仰ぐ神靈であつて、神宮より頒布授與せられる貴い神札である。一般に大麻と稱するものには、もと二様の意義があつて、罪穢を攘ひ清めるところの祓の具と、祈願奉賽の祭を行つた御しるしとしての神靈お札とを意味する。中古の末以來民間に於いて、中臣祓を讀み、種々の祈禱を行ふ風習が盛んになつた結果として、一般に祭りや祝詞を祓と稱することとなつた。従つて祓のしるしとして



宮中の祭祀

遍の理論を以てしては、十分に説明し盡くされぬところの深い道理が存することが多い。

神宮の祭祀と相待つて宮中の祭祀が嚴肅に執行はせられることも、既に前章に述べたところであるが、神宮の祭祀をや、詳細に述べた關係上、ここに更に宮中三殿に於いて行はせられる年中★ける公の祭祀は、實に此の神宮並に宮中の祭祀の延長ともいふべく、全く聖旨を體し、神威を仰ぎ奉つて、其の祭祀の根本が立つので



宮中三殿之圖

★の諸祭典について述べる必要がある。之れ我が國に於いては國家の大祭祀日が宮中並に神宮の諸祭典に依つて定まり、又官國幣社以下神社に於

あつて、従つて國民の心には古來自ら其の精神が舍つてゐるからである。

宮中にて行はせられる祭祀は、御奥のみの祭祀は窺ひ奉るも畏し、御表の祭祀は普通、皇室の祭祀と申して、明治四十一年九月、皇室令第一號を以て公布せられた皇室令に大體現行の御儀が定められてある。即ち皇室の祭祀は大祭と小祭とに分れ、大祭には、天皇が皇族及び百官臣僚を率ゐて親ら御祭典を行はせられる。大祭及び其の期日と祭所とは左の如くである。

- 元始祭 一月三日 [賢所・皇靈殿・神殿]
- 紀元節祭 二月十一日 [賢所・皇靈殿・神殿]
- 春季皇靈祭 春分日 [皇靈殿]
- 春季神殿祭 春分日 [神殿]
- 神武天皇祭 四月三日 [皇靈殿・山陵に奉幣]

神嘉殿 三殿の西の宮  
に在つて、新  
儀の如く、行  
せられるは、  
嘗祭等を行  
庭方拜も其の  
る。に於ては  
南は

秋季皇靈祭 秋分日〔皇靈殿〕

秋季神殿祭 秋分日〔神殿〕

神嘗祭 十月十七日〔賢所〕

新嘗祭 十一月二十三日より二十四日に亘る〔神嘉殿〕

先帝祭 毎年崩御日に相當する日〔皇靈殿山陵に奉幣〕

先帝以前三代の式年祭

崩御日に相當する日〔皇靈殿山陵に奉幣〕

先代の式年祭 崩御日に相當する日〔皇靈殿山陵に奉幣〕

皇妣たる皇后の式年祭 崩御日に相當する日〔皇靈殿山陵に奉幣〕

幣)

右の諸大祭のうち、神嘗祭には神宮に於いて祭典の行はれるこ  
とは言ふまでもなく、當日天皇は神宮を遙拜し且之に奉幣せしめ  
給ふ。又新嘗祭は皇靈殿の西方や、後部に設けられた祭殿たる

綾綺殿

神嘉殿の宮中  
に在りて、  
御座に於て、  
御上神事、  
御至給ひ、  
御装束を召替  
へさせ給ふ、  
昔時、大内裏  
の奥向の折々  
に在りて、  
た。所となつ

御靈代 御神  
憑依したまふの  
物。しるし。

神嘉殿に於いて行はれ天皇親しく天照大神を始め天神地祇をこ  
こに御招請遊ばされ其の年の新穀を以て、神々を饗し給ひ御躬ら  
も聞食し給ふ夜曉にかけての御祭儀であつて、當日三殿には神饌  
を奉らしめ給ひ、神宮及び官國幣社には奉幣せしめられるのであ  
る。新嘗祭を行ふ前日、三殿の後方に在る綾綺殿に於いて鎮魂の  
式を行ひ、又大嘗祭の行はれる年には自然、新嘗祭は行はせられな  
いのである。尙左の場合には大祭に準じて祭典が行はれる。

一、皇室又は國家の大事を神宮、賢所、皇靈殿、神武天皇山陵及

び先帝山陵に御親告あらせられる時

二、神宮の造營に因り新宮に奉遷する時

三、賢所、皇靈殿、神殿の造營に因り、本殿又は假殿に奉遷する時

四、天皇、太皇太后、皇太后の御靈代を皇靈殿に奉遷する時

次に小祭には天皇は皇族及び官僚を率ゐて親しく拜禮し給ひ、

掌典長が其の祭典を奉仕する。宮中に於ける小祭と其の期日及び祭所は左の如くである。

歲旦祭 一月一日 [賢所皇靈殿神殿]

祈年祭 二月十七日 [賢所皇靈殿神殿]

賢所御神樂 十二月中旬 [賢所]

天長節祭 毎年天皇の御降誕日に相當する日 [賢所皇靈殿神殿]

明治節祭 十一月三日 [賢所皇靈殿神殿]

先帝以前三代の例祭 毎年崩御日に相當する日 [皇靈殿]

先后の例祭 毎年崩御日に相當する日 [皇靈殿]

皇妣たる皇后の例祭 毎年崩御日に相當する日 [皇靈殿]

綏靖天皇以下先帝以前四代に至る歴代天皇の式年祭 崩御日に相當する日 [皇靈殿]

右の歲旦祭當日には、之に先だつて、神嘉殿前庭に於いて四方拜

の式が行はれ、又祈年祭の當日には、神宮及び官國幣社に奉幣せしめられるのである。尙此の皇室令には附式として大祭及び小祭に關する祭式が定められてゐるのである。

宮中に在つては、官國幣社中の勅祭社に年々勅使を參向せしめられ、一月一日を除く各月の一日、十一日、二十一日の旬祭や、一年二季即ち六月三十日と十二月三十一日の節折及び大祓の御儀等誠に事繁き御神事に、只管敬神崇祖、敬神愛民の大御心が拜察せられて、畏き極みである。殊に國家的事變に際して、義勇奉公の英靈を靖國神社に合祀し給ひ臨時大祭に親しく玉歩を運ばせ給ふ叡慮の程、國民の齊しく感泣する所である。此の聖旨に本づき、又此の聖旨を體し奉つて、全國に於ける神社が存立し、又その祭祀が執行せられてゐるのであつて、昔藤原光賴が、崇神天皇の御時、天津社、國津社を定め置かれてより以來、神わざ事繁き國の營たゞ實祚長久

節折 神事の一宮中御  
來大祓の玉  
體及び皇后の  
皇太子等につ  
いで行はる。つ  
い節の節(竹の  
節の節)を以  
て、新一年の  
種を撒き、新  
古の集に、新  
な月のけなふ  
に竹のよけな  
せの君が千と  
歌ける。いふ

の爲也と叫んだやうに、神社崇敬の根本義は實に此の寶祚長久に在ることは言ふまでもなく、荷田春滿が

誰がためと誰れか思はむ世を守る

天つやしろも國つ社も (春葉集)

と詠じた一首も亦よく此の神社の本義を盡くしてゐる。而も此の神社を奉齋し敬神の誠を效すことは神代以來の手ぶりであつて、神社の根柢にも敬神の本質にも、日本民族の傳統的信念並に傳統的情操が深く潜んでをうて、神社存立の國家的體格的意義は、上下の奉仕の實際にも、國民一般の性格のうちにも、又國家乃至地方制度の上にも、十分に之を認めることが出来るのである。

斯やうに皇室を始め奉り、神宮以下全國の神社に於いて、興國の基礎であり、道義の根本であるところの祭祀が行はれてゐる神國日本には、古來、各地方に神社を中心とした種々の神事風俗が年中

國家の祝日祭

五節供 正月七日  
日 人日 三  
月 上巳 三  
日 端午 五  
午 五月五日 端  
九 七夕 七  
公 九月九日 重  
止 六年一月 廢治

新年節 一月一日、二月一日、三月一日、四月一日、五月一日、六月一日、七月一日、八月一日、九月一日、十月一日、十一月一日、十二月一日、

神社存在の意義

行事として行はれ、近世に及んで、國民的祝日として五節供が行はれたが、明治以來は神社の祭祀が國家的意義を發揮すると同時に、國家の祝日祭日も制定せられ、所謂大祭祝日として特に旗日として國民の擧つて慶賀すべき祝日と、深く敬意を捧ぐべき大祭日と定められることとなつた。是等の國家の祝日祭日は、畏くも天皇より賜はつた國民の休日でもあつて、新年節以外悉くこれ皇室に於いて特に厚く皇靈神祇を祭られる日でないものは無い。之れ正に神國日本に於いてのみ見る意義深い國民自覺の日であり、又心からの奉仕の日である。而して此のやうな祝日祭日が國家の大祭祝日として設けられるに至つた理由を省察して、國民は深く神宮並に宮中の祭祀を思ひ、更に官國幣社以下神社の祭祀に其の思を致さねばならぬのである。

神社は其の由來に於いて、又その祭神に於いて、更に其の奉齋の



二十二社 伊勢 神宮 及 伊弉 諾 伊弉 杵 等 神  
 清和 賀茂 野宮 等 神  
 松尾 春日 野宮 等 神  
 大原 春日 野宮 等 神  
 石上 春日 野宮 等 神  
 廣瀨 春日 野宮 等 神  
 住吉 春日 野宮 等 神  
 梅宮 春日 野宮 等 神  
 廣野 春日 野宮 等 神  
 北野 春日 野宮 等 神  
 船野 春日 野宮 等 神

の各國々の國司の崇敬と一般地方民の尊敬とは大抵自ら一致して國內に於ける最も高い位置を占める神社と、之に次ぐ格式の神社とが何時しか自然的に固定的の姿をとつて諸國に一宮、二宮、三宮等が相次いで定まることとなつた。一宮は各地方に於ける有力な神社として漸次公的の位置も重くなるのであるが、國司はまた其の國內尊崇の神社を一々巡拜する勞を省き、又國衛の權威を高める要求から、其等の祭神を國衛の近くに總べ祀つて一國の總社といふものが發生するに至つた。當時朝廷に在つては敬神の缺けむ事を案じて、屢々神宮を始め、京都近くの大社に使を遣して、或は十六社、或は十九社に嘉穀の豐饒國內の安泰を祈願せられたが、白河天皇の永保元年以來、其の數が一定し、所謂二十二社として、毎年二月七月の兩度に祈年穀奉幣が行はれ、其の崇敬は永く續いたのである。

本地垂迹 佛國古基  
 來我佛國古基  
 習合佛國古基  
 本地垂迹 佛國古基  
 調和佛國古基  
 山王佛國古基  
 神從佛國古基  
 漸次佛國古基  
 說及佛國古基

幕末、國家多事に際して、上下の敬神觀念は著しく活氣を呈し、諸社の祭祀も俄に復興し、忠君愛國の偉人を祭祀する要求も高まつて來たが、大政奉還と共に、王政復古は直に神祇官の再興となり、皇道の興隆は、中古以來、本地垂迹思想によつて神佛混淆の状態に在る全國大小の神社に對して神佛分離の勵行となり、所謂廢佛毀釋に次ぐ切支丹布教禁止の撤廢を見るに及んで、國民思想の統一、國民信仰の確立に必要な對策として、祭政一致の強調、敬神愛國の鼓吹は、惟神の大道を基調として、一方、伊勢の神宮に對する尊信に依る歸一的指標と、他方に平田篤胤以來の古代信仰を力説する大國主命の信仰に依る宗教的指標が示されつゝ、國民の神道的精神が力強く高揚せられてゐる間に、神社に關する諸般の行政が制度的にも又思想的にも急速に推し進められたのである。而して其のやうな複雑な情勢のうちにも、神社の祭祀を出來るだけ國家的、公



近衛忠房 治初年の神道家、神宮祭主となる。千家掌櫃と共に又神教要旨を著す。

浦田長民 治初年の神道家、神宮少宮司、神宮教院を活動し、著書が多い。

明治以來の神社制度

標榜成 初年の國學者、古河藩の學者、江戶藩に於て、義學を唱へて、又神道を以て著述が、明治二十年段、明治二十二年段。

的、道徳的、禮的に發展せしむべく、國民の神社崇敬をも、宗教の圈内より脱して、教育の對象に親しませるやうに細心の注意と、微妙な努力とが拂はれたのである。従つて神社は宗教に非ずといふ態度は、近衛忠房の「神教綱領」、浦田長民の「大道本義」、堀秀成の「神社非宗教説」等に於いて、既に早く相當鮮明であつた。

斯やうな譯で現行の神社制度を述べる爲には、一應、王政維新以來の神社行政に關する官制の沿革を考慮に入れて置く必要がある。即ち元年正月、太政官の下に七科の一として「神祇科」を設け、同年二月、八局の一として「神祇事務局」と改まり、其の三月、神祇官を再興し、京都に其の出張所を置いた。四年八月、官制の改革に伴つて、神祇官が廢せられ、新に九省の一として「神祇省」が置かれたが、五年三月、其の廢止と共に「教部省」が設けられ、同時に「祭祀に關する事務」は「太政官所屬の式部寮」の所管となつた。十年一月、五年以來の

大教宣布運動の頓挫に連れて、教部省の廢止せられると同時に、内務省に「社寺局」が新設せられ、越えて三十三年四月に至り、社寺局は「神社局」と「宗教局」とに分れ、宗教局は大正二年六月、文部省に移管されて、以て今日に至つた。

神社は本來國家の崇敬すべき宗祀であるからして、古來、神社を崇敬する禮遇の標準が自らに定まり、社格の制度として、各神社の有する歴史的、國家的の意義が大體、其の間に表現せられるに近いのである。明治元年十月、明治天皇が御東幸後間もなく、武藏國一の宮、氷川神社に行幸して、御親祭の典を擧げさせられ、當社を以て、當國の鎮守として、歳毎に奉幣使を差遣はされる例となつてから、勅祭社の名が起り、同年十一月、神祇官勅祭社、神祇官直支配社、神祇官准勅祭社といふ三等の社格的制度が部分的に、一時施行せられたが、四年五月に至つて、各府藩縣等の調査を待つて、次のやうに官

社以下の社格が制定された。

官幣大社、官幣中社、官幣小社

以上(當時大中小社三社)神祇官の祭る所、官幣社となす。

國幣大社、國幣中社、國幣小社

以上(當時中社六社)地方官の祭る所、國幣社となす。官幣

社と共に神祇官之を管す。

諸社、府社、藩社、縣社

府藩縣崇敬の社(藩社の格は此の年七月廢藩置縣と共に自然に消滅した)

郷社

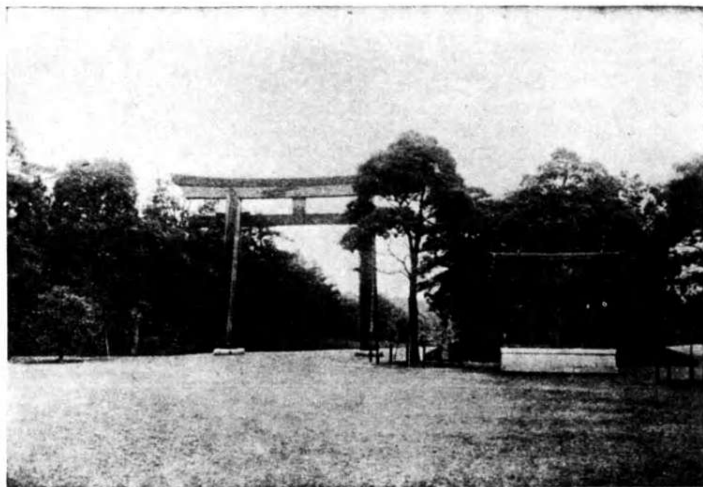
郷邑の産土神

この翌五年五月、曩に創立された兵庫の楠社を湊川神社と稱し、別格官幣社に列せられることとなり、新に一の社格が増した。別格官幣社は官國幣小社とほゞ同格である。之より先、四年七月に

官國幣社

郷社定則といふものが發布され、戸籍一區に郷社一社を設ける方針を定め、其の他の社は村社と稱し、村社として認められないものは無格社と呼ぶこととなつた。當時、神祇崇敬、皇道復興の機運によつて、壽永の前後、御不遇であらせられた天皇や、承久役後、皇權恢復の爲に宸襟を惱ませ給うた天皇や、其の御事業に殉ぜられた諸皇子を鎮祭して、白峯宮、吉野宮、鎌倉宮等が創立せられた。是等の宮號は、後に漸次一定して、大體皇族奉齋の神社の稱號となり、天皇を奉齋する神社は神宮と申す例となるが、古來の特例を除いて、神宮、神社の稱號は自ら社格に准ずる稱號となるのである。

神社として公の神社明細帳に記載されたものは、即ち公認の神社であつて、何れも國家の宗祀として、皇室の神祇崇敬の大御心の下に、國家の尊崇を受くべきものであるが、官幣社及び國幣社は直接國家の崇敬によつて、其の奉齋の實を擧げ、特に官幣社は皇室直



居鳥一第宮神治明



拜参の隊軍るけ於に社神國靖

勅祭社 此の  
 うち賀茂と泰  
 日の勅使を古  
 くより上郷と  
 稱する。

接の御崇敬が加はるのである。従つて官幣社の例祭には皇室から奉幣せられ、國幣社の例祭には國庫から幣帛が供進せられる。祈年祭と新嘗祭とは官國幣社共に皇室から奉幣せられるのである。此の官國幣社の例祭祈年祭新嘗祭は何れも大祭であるが、其の皇室又は國庫より供進する幣帛は、一定の幣帛料及び神饌料であつて、地方長官がその供進使として参向する。官幣大社の中、賀茂別雷神社賀茂御祖神社石清水八幡宮春日神社氷川神社熱田神宮出雲大社檀原神宮明治神宮朝鮮神宮の十社及び別格官幣社靖國神社の例祭には、年々特に勅使を差遣せられ、又官幣大社宇佐神宮同香椎宮には古例に因つて十年に一度臨時に勅使を差遣して奉幣せしめられる。是等の十三社を世に勅祭社と稱する。また官國幣社の経費は國庫より供進せられ、其の奉齋の制度は明治初年以來著々として進捗しつゝあるのである。

府縣鄉村社

神官神職の制度

府縣社以下の神社に在つては、明治三十九年四月に始めて例祭に限つて其の關係の地方團體から神饌幣帛料を供進する制が設けられたのであるが、大正二年に至つて、祈年新嘗の兩大祭にも、其の供進の途が開かれることとなつた。此の特典に預る神社は神饌幣帛料供進指定の神社で、府縣郷社には地方長官村社には市町村長が幣帛供進使として此の三大祭に参向するのを原則としてゐる。

神官神職の制度に關しては、明治四年五月に神官職員規則が發布せられ、二十年三月に官國幣社は神官を神職と改稱した。爾來、制度上に於いて神官と稱するのは、前述したやうに神宮に於いて其の祭祀に奉仕する職員を指すのであつて、官國幣社以下神社の職員は之を一般に神職と稱する。神官は官吏としての本官であり、神職は待遇官である。同二十七年二月、府縣社以下の神社には



官幣大社朝鮮神宮全景



官幣大社臺灣神社全景

社司、社掌を置くこととなり、次いで同三十五年二月に、官國幣社及び神宮神部署神職任用令と府縣社以下神社神職任用規則が同時に發布されたのである。官國幣社に奉仕する神職は、宮司は一般に奏任待遇、禰宜及び主典は判任待遇である。官國幣社宮司の中勅任待遇に選任せられる者があり、又官幣大社中、奏任待遇の權官司の置かれる社や判任待遇の宮掌の置かれてゐる社がある。府縣社以下神社の神職は、凡べて判任待遇であるが、大正以來、特に一定数の社司及び上席社掌には奏任待遇に預るものがあり、官國幣社の禰宜中にも近年、少數を限つて奏任待遇を受ける途が開かれることとなつた。

神社崇敬の基礎

神社は國家の宗祀であり、其の歴史は日本國家の發達と密接の關係を有してゐるが、其の創立には、或は國家的に、或は地方的に種種の場合があり、其の崇敬は高天原に千木高く、皇室の大御稜威が輝いてをり、其の奉仕は、底つ岩根に宮柱太く固く、國民の神威を崇め、國家を重んじ、氏族を貴び、郷土を愛し、文化を嗜むところの心々が其の基礎となつてゐるのであるからして、祭祀と事務とに直接奉仕する所の神職のみならず、近く其の神威を仰ぎ、遠く其の神徳を蒙る國民は、よく其の各地々々の神社を奉齋して、神宮を中心とした精神的、基礎的な日本の力を深く堅くして、眞に一億一心、祖孫一體、將た神人一致、以て皇室を奉戴し、皇國を守護して、神國日本の眞姿を顯現しなければならぬ。古來神社を鎮守の神、氏神の社と崇め、氏子、崇敬者としての奉仕的生活が營まれて來たのも決して偶然ではない。昭和十四年以來、皇室の彌深き大御惠の下に、國神社の神威が發揚して、各地方に護國神社が創立せられることとなつた精神的由來を思ひめぐらしても、此の心構の必要が痛感されるのである。護國神社は明治初年以來の招魂社が其の性質

を擴充し、其の制度を新にしたものであつて、社格の制度は無いが社司、社掌が置かれることとなつた。之と相前後して、朝鮮半島には漸次、官國幣社が創建せられ、大陸にも南洋にも、到る處、輝く國威と共に鳥居が高く聳えつゝある。

神社統計

官國幣社數 [昭和十八年十月一日現在]

官幣大社	六五	國幣大社	六
官幣中社	二三	國幣中社	四七
官幣小社	五	國幣小社	四七
別格官幣社	二八		
計	二二一		

府縣社以下神社數 [臺灣朝鮮樺太を除く]

[昭和十三年六月末日現在]

府縣社	一〇九八
郷社	三、六一六
村社	四四、八二三
無格社	六〇、四九六

計 一一〇、〇三三

護國神社數 [昭和十五年九月五日内務省報告數]

護國神社 一一九

總計 一一〇、三六六



神社の祭神

玉勝間  
卷・神祇・十四  
社・神祇・古  
典・民族性・古  
文化・感想等  
多に關する價  
値

至調度と奉齋し奉仕するところの制度職員崇敬する土地と人々、施設經營並に奉齋の心理や鎮座の歴史等について之を考察する必要があるのであつて、誠に意義と興味とに富む現象であるといはねばならない。

神社の祭神には、皇祖天照大神を始め奉り、列聖中の皇靈、國家の生成發展に貢獻の著しい天神地祇氏族の祖神、偉人の英靈内外の國難に殉じた人々及び文化の發達乃至地方の開拓に關して徳澤深き人々の英靈等が奉齋せられてある。神として神社に祭られながら、其の由緒の明かでないものは、却つて深き神徳のおはします例も多く、又一たび神社として公に崇められる場合、たゞ神として畏みまつるべき謂はれのあることは、本居宣長の「玉勝間」などに切論してある所である。而も如何なる神社に在つても、祭神の御事績と神社の由緒とが明かであれば、其の神徳を偲び奉り、神威を

發揚し奉る上に少からぬ力となるのである。彼の有名な西行法師の詠として、世に流布するところの

何事のおはしますかは知らねども

かたじけなさに涙こぼるゝ

といふ一首は、神社に詣でる日本人の神觀を有りのまゝに詠じたものとして極めて意義深いものであるが、之に對して橋曙覽が、

おはします辱なさを何事も

知りてはいいと涙こぼるゝ

と詠んだのも亦興趣深い。神威を畏む心は貴く、神徳を顯はす力も亦貴い。此のやうな心と力とが基本となつて、春夏秋冬種々のお祭りが行はれてゐる。

神社の祭祀は神威を畏みまつり、神徳を仰ぎまつる心を本として、皇室の隆榮、國家の發展を祈る真心のまに、國民の康福郷土



官國幣社以下  
神社の祭祀

の繁盛を感謝し祈禱して、以て神慮を慰め奉り、また冥助を憑み奉る至情が、或は深く神を崇め、或は神と偕に樂しむといふ姿に於いて表現したものである。之を極めて簡單な辭句で言ひ表はせば、所謂報本反始の誠を致し、神德敬慕の念を捧げるといふ所に神社祭祀の精神的基礎が存する。而して神社の祭祀を日本人の神觀や敬神思想の内容や、奉仕の心理状態や、神社創建の意義等から考察するならば、蓋し前述したやうな性質を包有して、古來我が國に於ける祭祀が展開して來てゐるのであつて、固より神社存立の意義と其の歸を一にしてゐる譯である。

全國に於ける官國幣社以下神社の祭祀は、言ふまでもなく、神宮及び皇室の祭祀を根本として、其の制度が定まつてゐるのであつて、神社によつては、種々なる特殊神事といふものがあり、又表立たぬ私的な祭祀もあつて、必ずしも際やかに國家的、公的色彩の表

舊豆ノ享  
儀ヲ供へて祭  
ること。

現されてゐないものもあるが、神社の祭祀そのものは、本來、國家的、公的の性質が最も著しいものであり、或は極めて深いものである。それ故明治元年三月、神祇官が再興せられた時の諭達には、

此度王政復古、神武創業ノ始ニ被爲基、諸事御一新、祭政一致ノ御制度ニ御回復被遊候ニ付テハ、先第一神祇官御再興御造立ノ上、追々諸祭典モ可被爲興儀、儀被仰出候云云

と布告せられ、明治八年四月、式部寮達によつて、始めて新に神社祭祀の定められるや、其の三月、坊城式部頭等の先づ之を上つた表文に次の如く述べてゐる。

臣等 伏シテ以ルニ、中世以降、祀典ノ修マラザルヤ久シ。維新ノ始メ、神祇ノ官ヲ置キ、古典ノ頽廢スル者漸ク以テ振興シ、全國ノ社格ヲ定ムルニ至ル。夫レ幣ニ官國ノ別アリ、社ニ府縣鄉村ノ等ヲ立ツ。幣帛ノ奠饗豆ノ享、一定ノ式無ル可カラズ。於是臣

俊政等聖諭ヲ奉ジ、古ヲ稽ヘ、今ヲ酌ミ、其虚飾ヲ去リ、其誠信ニ基キ、祭祀ノ恒式ヲ擬撰ス。書成テ進呈、恭ク天裁ヲ仰グ。 臣俊政等 屏營ノ至ニ堪ヘズ。謹テ以テ聞ス。

其の後、明治二十七年五月、神宮及び官國幣社以下神社に於ける祭儀中、特に重き祭祀を大祭並に公式の祭祀となし、以て毎月恒例の小祭又は諸種の私祭等と區別した。

一、神宮の大祭及び公式の祭祀

(甲) 大祭

- 一、神嘗祭 二、祈年祭 三、神御衣祭 四月次祭(六月及十二月)
  - 五、新嘗祭 六、臨時奉幣式 七、正遷宮
- (乙) 公式の祭祀
- 一、元始祭 二、紀元節 三、天長節 四、歳旦祭 五、風日祈祭
  - 六、遙拜式 七、大祓

二、官國幣社の大祭及び公式の祭祀

(甲) 大祭

- 一、祈年祭 二、新嘗祭 三、例祭 四、臨時奉幣式
- 五、本殿遷座

(乙) 公式の祭祀

- 一、元始祭 二、紀元節 三、大祓 四、遙拜式 五、假殿遷座
- 六、神社に特別の由緒ある祭祀

三、府縣社以下神社の大祭及び公式の祭祀

官國幣社の大祭及び公式の祭祀に準じて執行する。

祭祀の重く、敬神の貴いことは、素より國民の胸裏から其の心づかひの失はれることは無いのであるが、明治十年前後から日清日露の戦役の起つた頃にかけて、歐米の文明に眩惑せられ、物質的文化に精神的生活を輕視する傾向の著しくなつた國民一般の時代

的風潮は、たとひ教育的に敬神崇祖を説いても、實際的には神社の崇敬に深い意義を認めようとはせず、空しく科學と宗教との關係を遠ざけ、徒らに敬神と迷信との接近を危み、とかく神社の崇敬も形式的に流れる弊が見えたのであるが、露西亞に對する壓倒的大捷に目ざめた國民は、漸次固有の精神文化を尊重し、舊來の國粹を愛護する自覺を起し、一方戦後に於ける國力を充實し、思想を緊張する必要から、地方に於ける産業の振興、自治の啓發を呼ぶ聲の高まつて來た關係からして、明治の末期には、神社中心主義が力強く唱導されて來た。敬神思想の鼓吹、神社の整理、祭式の獎勵が目に著くやうになつた時、御代は明治から大正に移つたが、國民は今更ながら、明治天皇の篤い御敬神に感激し奉り、教育界には國民道德の振興に對する祭式の重要性を認識する者が漸く多くなつて來た。かゝる間に神社崇敬の指導が進むにつれて、神社の行政も著

しく改善され、祭祀や祭式に關する制度も著々として整備するこ  
となつた。

即ち明治四十年六月、内務省告示を以て、神社祭式行事作法が始めて制定せられ、大正三年一月、神宮祭祀令に次いで、官國幣社以下神社祭祀令が勅令を以て公布せられたことは既に述べたところである。次いで同年三月、内務省令を以て、官國幣社以下神社祭式が詳細に發布せられ、其の四月には靖國神社祭式が陸軍省令を以て公布せられた。現今、一般神社に於ける大中小の祭祀は、此の大正三年の官國幣社以下神社祭祀令を本とし、同年の神社祭式に依つて、それ〴〵一定の祭典が奉仕せられてゐるのであつて、其の祭儀に關する一々の所作は、明治四十年の神社祭式行事作法に則つて取運ばれてゐるのである。

神宮並に宮中の祭祀については、前章に於いて、大小祭祀の別に

ついで其の規程を述べたのであるが、こゝには官國幣社以下神社の祭祀に關する規程について一言したいと思ふ。即ち前述した現行の官國幣社以下神社祭祀令によれば、官國幣社及び府縣鄉村に於ける祭祀も亦神宮の祭祀に倣つて、左の如く大中小の三祭に分れる。

大祭

祈年祭

新嘗祭

例祭

遷座祭

臨時奉幣祭

靖國神社に在つては前項の外合祀祭

中祭

歲旦祭

元始祭

紀元節祭

天長節祭

明治節祭

神社に特別の由緒ある祭祀

小祭

大祭及び中祭以外の祭祀

祝詞(のりと)

是等の祭祀に關する祭式並に行事作法に關しては、それ〴〵前述した法規によつて一定の細則が示され、其の大祭及び中祭に奏上する宮司、社司及び幣帛供進使の祝詞も亦現行の神社祭式に於いて示されてゐる。古昔、朝廷に於いて行はれた重要な祭祀の祝詞は延喜式卷八即ち祝詞式に見えてを、つて、其の祈年祭の祝詞に



白幣帛青幣帛や劔などを取懸けて、神に上り、或は神を迎へた太玉  
 申の遺風とも見られる。たまぐしといふ語は、一般に宣長の「古事  
 記傳」の説に従つて手向串の約つたものであらうと云はれてゐる  
 が、又玉を著けた申の意であらうとの説もある。「萬葉集」には竹玉  
 を多く貫垂れたと思はれる歌が見える。玉串はまた玉籤とも書  
 き、其の奉奠は神祇祭祀上、重要な一作法となつてゐる。

神社の祭祀に奉仕する神官神職の服制に關しては、大正二年三  
 月、内務省訓令を以て、其服裝規則が發布せられ、其の服裝を分つて  
 正装禮装常装の三種とした。正装といふのは衣冠を着用するも  
 ので、天皇、三后、皇太子、皇太孫の御參拜あらせらるゝ時と大祭の時  
 とに之を用ひ、禮装は齋服を着用するもので、中祭の場合に之を用  
 ひ、常装は狩衣又は淨衣を着用するもので、小祭、日拜等に之を用ひ  
 るのである。之が祭祀の場合に於ける神官神職の服裝に關する

神社參拜

原則である。

神を齋き祀り、神を敬ひ拜むことは、日本國民の尊長を崇め、靈威  
 を畏む至誠の表現であり、日本古來の自然なる風習であるが、皇室



熱田神宮に於ける毎日月一日の參拜者

の御敬神は、申すも畏く、殊に明治以來、至  
 尊親しく玉歩を社頭に運ばせ給ふこと  
 は、年ごとに繁く、國民の齊しく感激し奉  
 るところである。國民の神社參拜も亦  
 實に淳風美俗の粹であつて、中世以來、參  
 拜作法に關する傳授の重んぜられてゐ  
 るのも、一つは其の至誠を表明し、其の祈  
 誓を貫徹しようとする熱意の然らしめ

た所である。

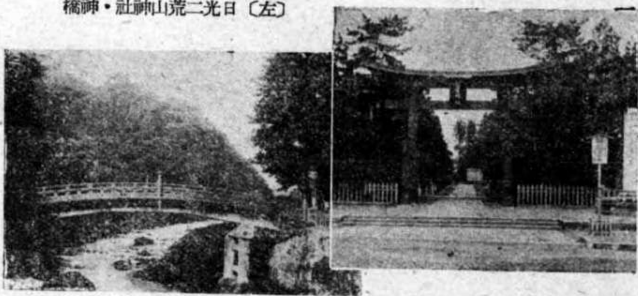
神社の參拜は日本國民の真心の欲求であり、正しい國民生活の

自然の姿である。それは實に我が國體と日本精神とに對する神社と國民との關係から來る當然の在り方であつて、我が國民としては、神社参拜を意義あらしめ、又此の美風を益々助長すべく、其の心がまへを愈々深くしなくてはならない。

神社に参拜するには、先づ其の心を清くし直くすることを怠つてはならない。社頭即ち神の廣前に参るに當つて、最初に神域若しくは境内に入る。境内の入口には大抵鳥居が聳えてゐる。そこから参道になつてゐる。神社によつては可なり高い石燈を登る所もある。参道の兩側に或は松並木の高く聳える所もあり、若しくは社側林の樹々の緑の色深い所もある。鳥居が程よく距離を置いて、一の鳥居、二の鳥居、三の鳥居と續く神社もあり、又社頭に追々近く石燈籠の立並ぶ所や拜殿間近く唐獅子や狛犬の据ゑる所もある。参道から境内のいよゝく神聖な區域に入るあ

神社の設備

居島ノ一・社神彦彌〔右〕  
橋神・社神山荒二光日〔左〕



たり、樓門や廻廊の構へられた神社もある。其のあたりに大抵社務所が設けてある。樓門近く手水舎や祓所や神樂殿や額殿などの建てられてゐる神社もある。更にそのやうな神社の拜殿中門幣殿本殿と奥深くなるにつれて、程よき距離に神饌所玉垣などが設けられてゐる。拜殿や本殿即ち神殿などには釣燈籠や狛犬の飾られてゐるものも多く、社殿の屋上には數本の鰹木が横はり、其の棟の兩端には搏風千木が交叉されて奥床しい神々しさを添へてゐる。かやうな殿舎の構造を遠い古へから、底つ磐根に



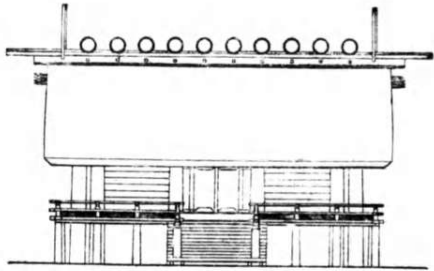


ある。鳥居は正に日本國家を代表するものだと言ふことが見えてゐる。神社を奥にして、蒼い樹木の間、聳え立つ鳥居は、やまと心の一表現として、神々しくも、又ゆかしい建築である。此の鳥居を神門とした神社全體の構造も、その本殿を中心とした一々の建築も、日本精神を基調として、神々を千木高く齋き奉る神殿として、誠に相應はしい日本的な表現である。

鳥居には神明鳥居、鹿島鳥居、春日鳥居、明神鳥居、八幡鳥居、稻荷鳥居、四脚鳥居、兩部鳥居、また、簀指鳥居ともいふ、山王鳥居、三輪鳥居等種々の形式がある。それらは大抵、其の神社の社殿の形式と相應して建てられるものであつて、自然、由緒の舊い大社には一社特有の形式を存するものがある。社頭や參道に左右相對して立つ燈籠も亦、神域に雅致を添へるものであつて、其の傳來も古く、其の種類も多いが、春日燈籠は最も普通の形式である。鳥居に木材や石

材が用ゐられるやうに、燈籠にも石燈籠、金燈籠、木燈籠等の數種がある。而して奈良の春日神社や安藝の嚴島神社や日光の東照宮などの燈籠のやうに、殊に人目を惹くものもある。鳥居や燈籠は神域に氣高く、明るい風趣を添へるものであるが、其の神域の中心たる社殿にも亦、大社造、神明造、大鳥造、住吉造、流造、春日造、八幡造、日吉造(聖帝造)及び權現造等種々なる形式が發達して、よく神明の御稜威を發揚し奉つてゐると同時に、又自ら我が國體の精華を表現し、日本精神の特質を具體化してゐるものがある。

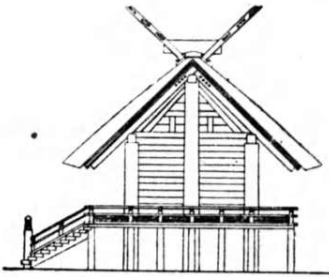
(一) 式様の殿本



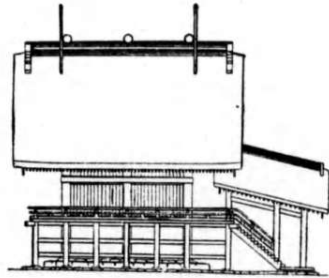
面正造明神一唯



面正殿本・社大雲出



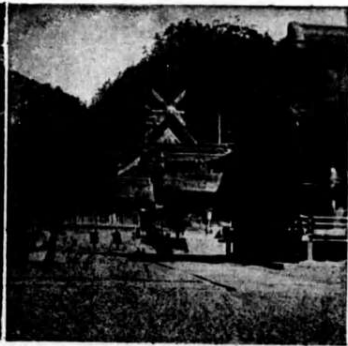
面側造明神一唯



面側殿本・社大雲出

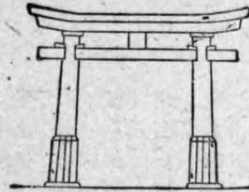


宮神大畠

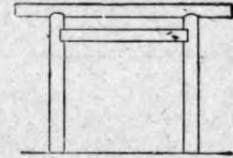


社大雲出

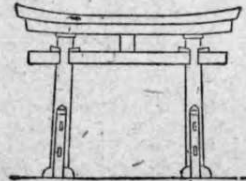
式様の居鳥



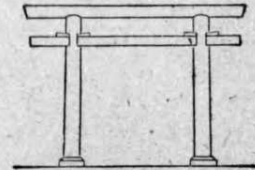
居鳥荷稻



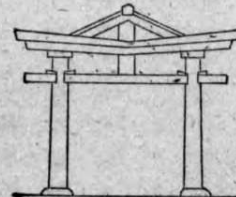
居鳥明神



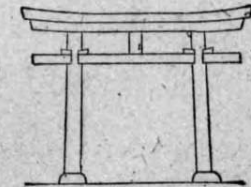
居鳥颯四



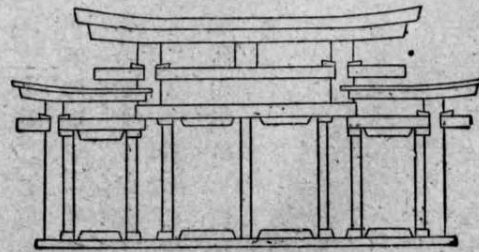
居鳥鳥鹿



居鳥王山



居鳥神明

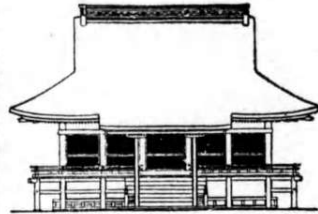


居鳥輪三

(三) 式様の殿本



殿本・社神吉日



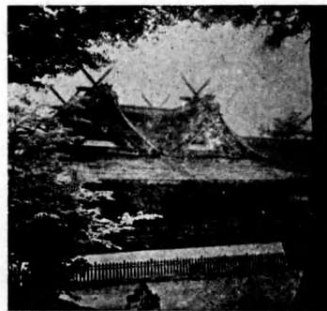
面正殿本・社神吉日



殿本・社神坂八



殿本・社神島大



殿本・社神津備吉



殿本・社神幡八崎大

(二) 式様の殿本



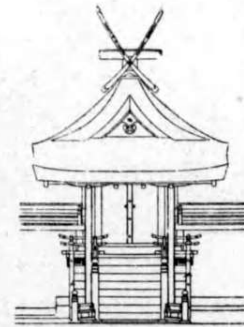
殿本・社神吉住



面正殿本・社神吉住



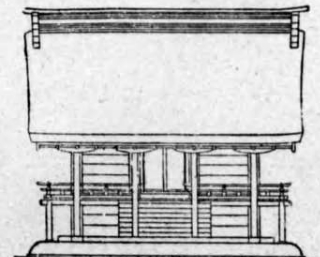
殿本・社神日春



面正殿本・社神日春



殿本・社神祖御茂賀



面正殿本・社神祖御茂賀

尚武祭(春日神社)



御柱祭に於ける木落(諏訪神社)



管絃御座船(嚴島神社)



時代祭(平安神宮)



七、神社と郷土

神社崇敬の地方性

第七章 神社と郷土

我が國の神社は、國家の宗祀として、國家的の性質を其の基礎としてゐると同時に、各地方々々に對しては、鎮守の社として其の生活全體に對する守護的關係を保ち、産土の神として其の土地の人々と文化とに對する郷土的意義を發揮し、又氏神氏子といふ關係に於いて家族的性質を育成してゐる。此の氏神産土鎮守の社としての性質は、素より互に共通性を有してゐるのであるが、其等多様の意義をもつて、神社と郷土といふ密接の關係を形成しつゝ、その性質を内容として、其のまゝ、國家的性格を維持し發揚してゐるところに、我が國の神社の複雑にして而も單純化した特殊性が存するのである。

神を祭つて其の神威を稱へ、或は其の神徳を仰ぎ、又其の神恩を

祈請し感謝し奉ることは、極めて遠く古い時からの我が國上下の風習であり禮儀であつて、天神地祇を神社に奉齋することは、既に述べたやうに、國內各地方に於いて、可なり古い現象として認められる事實である。而して朝廷に於いて、各地に於ける有力な大社を特に崇敬せられたことも、其の由來の頗る遠いことが、古典によつて之を推測することも出来るのである。其の神を奉齋する一定の形成が神の社若しくは神の宮として發達するまでには、或はひもろぎ(神籬)と稱し、或はかむなび(神南備)と申して、神々しい森林や岩石や乃至神聖な境域景觀を、神の天降ます處、又常に神の在します場所として尊ばれたことと思はれる。

氏神、氏子

斯くて年々の春秋に、或は臨時の場合に、親しい關係に在る一方の人々が相集まつて、其の常に尊信するところの神を齋き祀り、或は一族の氏人たちが多く集ひ來て、其の祖神に奉仕したのである。従つて一定の集團生活が各地に發達し、又氏族制度がよく其の機能を發揮した我が上代に在つては、多くの氏族が大氏小氏相率ゐて、其の祖先の神々に奉仕し、各地々々の人々が、其の生活の展開に伴なつて、相協同して、其の地方の神を齋き祭つて、そこに祖先と子孫との關係に基づく氏の神とか氏人といふ氏神氏子の意識とは別に、土地や職業や親密さなどの關係から自然に養はれた氏神氏子といふ信仰が發生したのである。それと同時に、我が皇室の大御稜威の下に、各地方の開拓者や一般の國民は、其の濃やかな家族的氣分と豊かな包容性と、廣く天神地祇を尊信する思想とからして、到る處に、其の土地々々に鎮座する神を崇め、又多くの人々と能く心を合せて、其の生活の守護を仰ぐべく、或る特殊の神々に奉仕する傾向に富んでゐるために、全國自然に氏神氏子の觀念を基調として、神社と郷土との關係を見出すこととなつたのである。

之れ一は日本國民が豊富な郷土觀念を有し、家族的意識に裕かであると同時に、實に此の尊嚴と親愛とに溢るゝ皇室と神宮とを戴いてゐる結果である。

神社の思想的本質が日本民族の傳統的信念並に情操に存することは、既に最初に述べたところである。而して此の神社の創立と發達とが國家的であり郷土的であることも亦、逐次説いて來たところである。斯やうな由來と特性とを有する神社には自ら種々の特質が形成されてゐる。今その最も顯著な特質を六つ擧げて聊か説明を加へてみたいと思ふ。

第一に神社は日本國民の道德的觀念を基礎として立つてゐる。祭祀は禮の最も大なるもので、敬神は心の最も純なるものである。我が國の敬神は皇室を中心とし國家を根本としてゐる。此の敬神觀念を根柢として、國民心を一にし、郷土力を協せて神を祭り神

## 神社の特質

に仕へる所に、神社の本義が存する。神社は日本國民の敬神尊皇敬神愛國敬神崇祖敬神愛郷敬神明倫の上に宮柱太く千木高く鎮座してゐる。而して我が國に在つては、私を去り、公に奉ずるところの心を以て、天皇に心服ひまつり、神祇に仕へまつり、國家に従ひ親に孝ひ、長上に順ふところに、道德の根本がある。神社は此の奉仕的精神即ちまつりの心、さむらふ心から創立せられ、又此のやうな心を養ひ育みつゝ、鎮りましてゐるのである。

第二に神社は日本民族の宗教的信仰の對象である。稜威速振る神のみいづ(神威)を畏み、靈幸ふ神のみたまのふゆ(神德)を辱なみ、ひたすらに皇國の神を神として崇め、皇國の爲に神とならうと誓うて、常に祖先以來の敬神觀念を承けついで、神と共に、皇室を始め奉り、國家と郷土と家族のために勤しむ心のまにまに、額き拜むところ、日本民族の敬神觀念の對象としての神社が存在する。そ

れは決して個人的な、若しくは特殊的な信仰から形成された宗教ではない。それは全く日本國民が祖先以來、其の自然な宗教的情操から、畏き極みの天皇の大御稜威を仰ぎ、輝かしい神代の傳へ事に自ら其の精神生活の安定を得て、藝術的な而も經濟的な生活意識を道徳的信念と宗教的信仰とのうちに織込んで、上は伊勢に坐す神宮より、下は自分たちの生れ故郷に鎮座する氏神までの日本の神、日本の神社を思うて、其の心の底の力に明るく生きてゐるのである。此の明るく生きてゐる力が時としては強く進み、時としては大きく動くのである。之れ實に日本民族の敬神觀念であつて、其の宗教的な情操が、實に神社の内面的な力としての信仰である。

第三に神社は日本民族の生活意識の表現である。河野省三著「神社崇敬の大義」には、此の神社の特質を説明し、元來日本人は陽氣

な國民で、生産と職業を重んじ、活動と繁榮を貴ぶ民族である。而して又一面に清潔と淡泊とを愛し、他面には神々しさと奥ゆかしさとを好む所の國民性を持つてゐる。神社はさういふ生活意識が之を創造し、又さういふ生活意識がその神社に依つて培養されてゐるのである。「清素な社殿でも、快活な神樂でも、五穀の豊熟や家内の安全を祈る祭祀でも、鎮守の森から郷土に響き渡る太鼓の音でも、氏神を中心として行はれる宮参り、相撲、獅子舞でも、一として日本民族の生活意識の表現でないものは無い。換言すれば、神社は日本心の姿である」と述べてある。郷土を愛し、家庭を楽しみ、國家生活を重んずる日本國民祖先以來の心もちが、其のまゝ、神社の姿となり、その祭祀となり、その祝詞となつてゐる。そこに神道精神の深い源泉が存する。我が國體の歴史的發達に伴なつて生じた生活意識としての特性即ち所謂國ぶりの一方面として、日本

國民の眞面目とお蔭様と、負けじ魂といふ氣分が發達したのも、此の神社の存在と其の祭祀上の風習と、又其の敬神思想の訓練とに負ふところが多いのである。

第四に神社は日本民族の郷土觀念の中心である。此の點は我が國の神社に於ける極めて著しく發達した特質であつて、鎮守の森とか氏神様とか、また産土の社とかいふ特別な郷土的、自治體的性格が根深く發達した所以は全くこゝに存するのである。こゝに再び前述した神社崇敬の大義から、此の點の説明を引用して、更に神社の郷土性を明かにしたいと思ふ。

神社は我々の郷土即ち産土に鎮座するうぶすな様である。我を氏子として立つてゐる氏神である。部落の心を纏めてゐるお宮である。村の生産と平和と幸福とを守護して、生く里の賑ふ郷と頼みまつる希望の輝く所である。子供連も若い衆も、

その社頭から少年團となり青年團となつたのである。子が生れても、男女が結婚しても、壯丁が入營しても、兵士が凱旋しても、商賣が繁昌しても、他郷に出稼しても、或は郷土藝術でも、スポーツでも、土地の傳説でも、役場の建設でも、或は瓜が出来ても、俳句の會が開けても、國家の慶事があつても、日本人の心は必ず氏神様を想ひ起し、其の郷土觀念は直に鎮守様に結びつけられる。此の神社を中心とした郷土觀念こそ、實に我が獨特の自治體觀念である。

第五に神社は歴史と慣習とを尊重する。畏くも明治天皇の御製に、神社と題して、

いにしへの姿のまゝにあらためぬ神のやしろぞたふと  
かりける

と詠じ給へる一首を拜する。神社の建築は最も深くその傳統を



重んじてゐる。ひとり社殿の建築のみならず、其の祭祀の慣例創立の由緒等種々の點について先例舊慣即ち歴史を重視し、又その神社と關係を有する各般の神事習俗に亘つて、出來うる限り慣習若しくは傳統を傷けぬやうに心してゐる。此のことはひとり其の神社に限らず、國家の上についても、又その鎮座する地方に對しても、凡て歴史と慣習とを尊重する立場に在るのであつて、神社の存在はやがて日本の傳統に對する鎮である。

第六に神社は日本國家の政治と密接の關係を有してゐる。以上述べたやうな種々の性質に基づいて、神社は自ら我が國の行政乃至制度と密接の關係を有して發達して來たのである。我が國の政治が神事を第一とし、神祇官が八省百官の上首に置かれ、大日本史神祇志に凡百の制度が皆神祇祭祀に淵源することを力説してゐる所以も亦こゝに在る。神社乃至神道を以て道徳的、宗教的

政治的基礎の上に立ち、其等の動きと共に其の發達を考察すべきものであるとする主張の存するもの、やはり此のやうな事實に因るのである。それ故、神社の政治的、國法的、行政的性質の一面に依つて、神社乃至神道の歴史に倫理的、宗教的、哲學的な考察を要する思想的發達の方面と相並んで、神社制度史、神社建築史、祭祀禮典史といふやうな形式的方面と、兩者に跨るところの神祇史、神社文化史若しくは神道史、神道文化史と云ふやうな特殊の史學が成立してゐるのである。

斯かる特質を有する神社が、我が國民の國體觀念を培養し、愛國心、愛郷心の搖籃となり、道場となる事は固より詳説するまでもない。神社は其の精神的本質の上から考へても、又その地方的發達の諸點から見ても、祖先の靈の宿る所であり、祖先以來の力の籠る所である。随つて地方風教の源泉となり、郷土繁榮の中心となつ

地方公共團體  
と神社

戊申詔書  
治四十一  
三月庚戌  
詔書十月  
我が國の  
傳統を  
重んじて  
立場に據  
つて國力  
を充實し  
て國威を  
發揚すべ  
し給ふを  
昭示し給  
ふ

我が國の郷土  
意識

てゐる。明治の末に、地方の産業を開發し、古來の淳風美俗を發揚して、國民道德の涵養と國家實力の充實とを圖り、以て戊申詔書の聖旨に副ひ奉るべく、官民共に神社中心主義を強調したことも、昭和の大御代の初に、議員選舉の公正を期し、國民の協同一致の美風を篤うして、憲政の發達と大和の精神の宣揚とに資すべく、神社の崇敬、神前の誓約を獎勵したことも、誠に意義深いことと云はねばならぬ。

抑も郷土といふ意識は單なる地方と云ふ觀念と異なり、生れた土地、永く住み慣れた土地、祖先の地、墳墓の地、親しい周圍の人々と懐かしい思ひ出の自然とを有する土地、口碑傳説を有する床しい土地、傳統の文化を有する地、さういふ情緒によつて形成された所謂ふるさとであり、故郷であるが、其の基礎に産土といふ信仰的な情味を有し、其の中心に氏神様若しくは鎮守の森といふ生活意識

の魂を有する我が國の郷土觀念は、更に國家的に展開して、肇國以來、皇室に奉仕し、祖先以來、神宮を尊崇してゐる神國日本の意識と結合して、誠に他國に比類の無い生活地盤を築いてゐるのである。皇國の道に立脚した國民の教育が、よく我が國體の精華と照し合せて、神社を中心とし、敬神を根柢とした教化を施し、訓練を與へるならば、必ずや萬邦無比なる地方公共團體を發達させ、極めて意義深い郷土觀念を培養して、又自ら神社の本義を發揮するであらう。それが爲には、先づ、其の心を明るくし、其の意を清くして、敬神の實に適ふやう、常に明治天皇の御製を拜誦して、其の胸中に誠の光を見出さねばならない。

明治天皇御製

目に見えぬ神にむかひてはぢざるは人の心のまことなりけり

めにみえぬかみの心に通ふこそひとの心のまことなり  
けれ  
鬼神もなかするものは世の中の人のこころのまことな  
りけり

八、神社と氏子

産土の神と氏子の社

第八章 神社と氏子

親の後が子に依つて永く續いて行くやうに、氏神の社の最も深い基礎は其の氏子の心のうちに在る。日本に於ける全國到處の神社は、古來、氏神と氏子といふ關係に於いて永く榮えて來た。神社の其の土地、其の地方に對する位置は、鎮守の神若しくは産土の社としての關係も濃やかであるに、拘はらず、中世後半期以降は専ら氏神氏子といふ因縁深い言葉によつて郷土に於ける神社の性質が自らに理解されるやうになつて來てゐるのである。

日本國民が不思議にも其の郷土の神社を氏神と仰ぎ、其の土地の自分たちを氏子と稱するやうになつたのは、主として日本民族の家族的、血縁的の生活氣分に基づいてゐるのであつて、それに國家の家族的性格と國民の農業生活とに依る自然の影響に負ふと

玉だすき 卷の毎、爲風が十  
 記の國を解神拜調  
 一つ國を解神拜調  
 神道の底を古  
 爲したも、の  
 附、爲風の名著、玉だすきには專  
 六人部是香は、産須那社古傳抄と其の解  
 山の國向日神  
 社の祠官、爲  
 合と號す。氏  
 神を中心とし  
 た眞信仰を  
 力説し、著書  
 に富む。五文  
 三、年生、文化  
 二、八、十  
 氏神の尊崇

ころが少くないと思はれる。此の氏神を産土の神と申し、氏子を稀に産子と稱するの、神代に於ける神々の國生みの傳へからして自然な表現であるが、又實に氏神氏子の意識と相表裏して發達した深い生れ故郷の觀念から起つたものである。それ故共に親類筋ともいふべき思想であるが、平田篤胤の名著、玉だすきには専ら氏神氏子といふ方面から、國民の神社崇敬を力説して、敬神崇祖の信念を發揚し、其の門人六人部是香は、産須那社古傳抄と其の解説書たる、産須那社古傳抄廣義に於いて、産土の神、即ち氏神の神徳と氏子の日常生活から、幽顯に亘る精神的な生活とに及ぶまでの關係を詳説して、國民の氏神の社に對し、天神地祇に對する信仰を強調してゐる。

氏神氏子の思想は、延いて一君萬民の國體觀念を涵養し、神宮を中心とした氏神の尊崇は自ら國本を無疆に培ふ所以であるから



鎮守の森

して、國がらや家がらや人がらと共に土地がらを重んずる我が國の一般教化乃至學校教育に於いては、極めて重要な現象である。明治維新後の神社行政に於いて、神社と氏子との關係を緊密ならしめる必要を認めて、明治四年七月、氏子調及び守札の儀を定めて、氏子の中に出産者の有つた場合には、直に其の旨を氏神に届出させ、それによつて氏子札を授與することとしたのであつたが、其の制は久しからずして中絶し、明治中年以降、神社の崇敬が其の行政と共に弛緩した時分に在つては、各地とも、鎮守の社を中心とする神事風俗も、又神社に傳はる特殊神事も、漸次衰微に傾きつゝ、あつたが、近年その頹勢を挽回し、府縣社以下の神社は勿論、官國幣社に在つても、其の土地々々に對しては、氏神氏子の

氏神氏子の意義

思想を濃やかならしめてゐることは誠に留意すべき現象である。大正時代からして、神前に於ける結婚式が盛んになりつゝある傾向に加へて、氏子の間に於ける七五三の宮参り、入學卒業の奉告式、各種團體の社頭参拜、或は氏神に對する記念事業等の盛んになりつゝある情勢の見えるのは國民思想上深く悦ぶべき事實である。氏神といふ語は、古い文獻には氏族の祖神を意味する氏の神としての氏神といふ文字が割合に多く出てゐるのであるが、其の氏神として齋きまつる多くの例を考察してみると、却つて今日のやうに、土地の關係を以て氏神と仰いだ場合も少くないやうであつて、其の生活するところの土地に對する親しみと、其の協同生活の間に生ずる親しみとが、神の御稜威に對する信仰からして、自然に其の部落一族の祖先神といふ意識を發達させたものと思はれる。それ故、氏神の氏といふ語についても、うみぢ(産み血)又はいづ(出自)

といふ意だといふ説もあるが、うち(内)といふ説も有力である。勿論、古代のやうに一族一部落の協同生活の緊密に行はれた上古に在つては、生み血といふも内といふも、自らに一致し易い意識であるから、餘り際やかに其の年代的區別は施し得ないものであると思はれる。何れにしても、氏族意識と郷土意識とが容易く結合するところに、氏神氏子といふ自治的意識が、斯やうに自然の發達を促したものに違ひない。それ故、此の意識を根柢とした神社崇敬の思想を教養指導することは、郷土風教の淵源を深くし、協同一致の美風を厚くする所以である。

斯やうな事實からして、氏子は常に其の氏神即ち産土神を奉齋しつゝ、其の國民生活の地盤に血縁的、郷土的情操を築き固め養ひ育て、ゐることが知られるのであつて、神社行政の上からも、國民教育の上からも、誠に重要な問題であることが認められるのであ



熊野那智神社例祭御田植式

る。今日の制度に在つては神社の鎮座地に接する一定の區域を氏子區域と呼び、こゝに居住する日本臣民を總べて氏子と稱してゐる。若し其の鎮座地を離れた氏子區域が存する場合は、そこに住む者を飛地氏子と呼んでゐる。即ち何れの場合に在つても、或る神社の氏子區域に居住する者は皆その神社の氏子なのである。ただ氏子の義務や権利を行ふ場合の取扱としては、その單位を一人々々に置かず、一戸々々の上に採るからして、狹義には、氏子區域内に住所を有する戸主若しくは竈主を云ふのである。即ち家族的制度の關係からして、其の戸主や竈主が代表の位置に在るのである。

氏子と崇敬者

此の氏子が他の土地に移住して、其の地の神社の氏子區域内の人となれば、やがて其の神社に對する氏子と爲るのであるが、其の以前の居住地に於ける神社に對する尊信敬慕の念からして、到底他の神社と同一に考へられない情緒が存する。此の場合には、其の舊居住地の神社に對して崇敬者といふ關係に立つこととなるのである。以前の居住地が懐かし味の深い生れ故郷である場合、此の崇敬者の心には依然として氏神氏子の思ひ出の消え難いのが常である。氏子は其の氏神の社の奉仕維持に關して一定の義務を有し、崇敬者は此の義務が好意的のものであるが、其の尊信の念には極めて厚い場合が少くない。崇敬者には土地の關係よりも寧ろ祭神の性質等に由るものが多い。崇敬者の單位は氏子と異なつて一人々々に在る。

氏子は一般に神社の基礎として重要な勤めを有するからして、

殊に府縣社以下の神社のやうに其の成立現狀共に地方民間の精神的、經濟的奉仕に待つところの多い神社に在つては、氏子が深く氏神を尊奉し善く其の神事の興行と神徳の發揚とに協力することは、之を地方的に觀ても、將た國家的に考へても、極めて重大な意義を存するのである。明治十五年一月、内務省から各府縣に發せられた左の通達は、自ら此の點を闡明するものである。

各町村鎮座氏神ノ儀ハ、其土地ニ就キ從前一定ノ區域有之儀ニ付、各自ノ信否ニ任セ、猥ニ去就スベキモノニ無之候條、町村分合等ニヨリ不得止場合有之、甲社ノ氏子一部落舉テ乙社ノ氏子ト相成節ハ、甲乙社神官氏子協議ノ上、雙方連署爲届出明細帳引直ノ儀當省へ可申出。此旨相達候事。

但雙方協議不整節ハ受理スベカラザル儀ト心得ベシ。斯やうな事情からして、遠く海外に在る同胞が或は神宮の御神

聖を始めとして、其の故郷に鎮座したまふ大社のお守札を祭つて、遙に母國を懐ひ、又近來、滿洲の原野に、内地の一部落舉つて移住するに當り、氏神の御分靈を奉じて、其の開拓の御守護を祈り、親しく大陸の一隅に郷土の産土神に奉仕しつゝ、國運の興隆に貢獻しようとする事例の屢々報道せられることは、又以て時代の感激を傳へるものといへよう。

## 氏子總代

氏子は素より其の氏神を崇敬して、其の祭祀を擧げ、常に其の維持經營を奉仕するところの義務を有してゐるからして、氏子總代を選んで、神職を扶け、神徳の發揚に直接助力せしめることとなつてゐる。氏子總代は普通三名以上の定めで、氏子中の徳望高き人のうちから之を選定し、一方氏子を代表すると同時に、一方よく神職と協力して、神社の興隆に貢獻すべきものである。其の神社に奉仕する神職に在つても、亦善く神明に奉仕すると同時に、常に其

の郷土に奉仕して氏子の康福を増進すべく、立信盡誠の努力を惜しんでならぬ。斯くして神職、氏子相待つて、國運の發展乃至郷土の進歩に寄與するならば、神社存立の本義は勿論、其の崇敬に基づく教化的精神的の作用も、ますく之を發揮することが出来る。崇敬者に在つても、氏子總代に倣つて、其の總代を選出することが出来る。而して崇敬者の多い場合は、多く講社を組織して、其の神社との關係を密接ならしめてゐる。

## 神社と宗教

我が國の神社は、是まで述べて來たやうに、其の歴史は遠く神代に溯り、其の基礎は深く人情に根ざしてゐるのであつて、伊弉諾尊、伊弉冉尊二柱の神が天神の命を承けて、八尋殿を建て、次々に島々國々を生み、多くの神々を生みなし給ひ、以て國家の修理固成を爲されたやうに、日本國民は夙に郷土愛と家庭愛とを基調として、國家生活を營み、各地方の開拓に勤しみつゝ、其の氏神を祭り、其の産

土の社を崇めて來たのである。而して國家も廣く此の神社を尊崇し、國民も互に各地の神社を尊信して、其の朝野の崇敬も、上下の尊信も、専ら寶祚の無窮、國運の興隆、郷土の繁榮、長上の無異、家族の幸福に、其の中心を見出し、神ながら言擧することもなく、畏き御靈貴き御力を拜み奉り、祈り奉つて來たからして、そこには特に教義を定めて強ひて教へることもなく、敢へて争ふこともなく、隨つて又宗旨を分つ必要もなく、自ら信否によつて氏子の去就を裁く憂ひもなく、全く日本國民特有の信仰的、道德的な、且つ生活に即した昔ながらの手ぶりとしての習俗を形成したのである。即ち一定の教團としての宗教を形成することなく、民族的、國家的の信仰的存立を保つて、國民生活各般の力を集注し提供しつゝ、あるのである。之れ實に日本國民が古來、尊嚴無比の皇室を戴き、包容純眞の特性に富む民族性を根柢として、國家的活動と郷土の生活とを結



合しつゝ、其の神社に奉仕し、天つ神國つ神を崇めて来たからであつて、其の固有の神觀が陰陽不測の神祕觀に基づかず、理智に偏した絶對神に赴かず、たゞ靈異なる力を畏み、尊貴なる長上を崇める人間自然の情操のうち、天神地祇八百萬神を見出し、其の最高至貴の御稜威を天照大神と仰いで、其の現實的な最も尊貴な御稜威を現御神とます天皇に仰ぎ奉つてゐる結果である。

斯やうな事情からして、神社は一面、國家と郷土と深い關係を有してゐると同時に、他の一面には、家族生活と緊密の關係を有してゐる事も、既に前述したところであるが、我が國の家は實に祖先祭祀の道場ともいふべき所であつて、家庭の祭祀が、家の一切の生活の中心として、敬神崇祖の大義を實踐發揚し、其の敬神崇祖の心が一切の道德の根本であるから、そこに自ら種々なる國民道德の根柢が培育されて行くのである。此の事は篤胤の「玉釋」に反復して

神社祭祀と家  
庭祭祀

切論してゐる點であつて、八紘一宇の理想が「八紘を掩うて宇と爲す」といふ家族的な情操を基調としてゐる事實に省察して、家庭祭祀の皇道に對する微妙な關係を等閑に附してはならぬのである。我が國の家督相續が位牌と系圖と墳墓とを其の重要な内容として、我が國特有の制度となつてゐる所にも、家庭祭祀の重要性が極めて顯著であると云はねばならない。家庭の祭祀を慎み、祖先の德澤を感謝する所には、自ら家訓も立ち、家風も揚り、一家の和合もまた一家の繁榮も、自ら其の正しい途を見出すであらう。此の家がらがやがて其の土地がらに反映し、更に其の家族の人がらを磨いて、よく我が國がらの發揚に貢獻するのである。家庭の祭祀は實に神社の祭祀をして内容と意義とを豊かならしめ、神社の祭祀は又自ら家庭の祭祀を感化して、其の内容と意義とを深からしめるのである。

神社崇敬は國家興隆の基礎

天を摩する樹木の根は深く廣く、聳え立つ家屋の基礎は深く堅いものがある。我が萬邦無比の國體を始として、或は地方々々に於いて淳風美俗が發達し、或は時變に際して日本精神の自覺が全面的に高調して來るのも、其の底つ磐根に、宮柱太しり立て、神社が存在してゐるからである。神國日本の信念を強め、忠君愛國の至情を深め、或は外國異域の信仰や思想や學說をよく攝取し包容して、之を日本化する日本精神の精髓を發揚し、更に又團結心の鞏固な皇國の軍隊に於ける統一性を教養し、日本國民をして知らず識らずの間に、宗教的情操や愛郷的情操を培育せしめる本源的、根本的な訓練は實に神社に於いて行はれてゐるのであつて、底つ磐根に宮柱太しり立て、高天原に千木高知りて、天神地祇の鎮座したまひ、忠臣烈士の英靈の鎮まり坐し給ふところ、皇國日本の高く深い姿が築かれ、神ながら言擧せぬ國の奉仕的精神が磨かれてゐる

のである。神社は正に意義深い皇國臣民の神聖な祭壇であり、其の境域は内容豊かな皇國の公民たる御民われ等の優秀な道場である。斯やうな祭壇に依つて照らされた道こそ、東亞永遠の安定を示すものであり、此のやうな道場に於いて磨かれた心こそ、世界新秩序建設の基本なのである。

## 神社讀本畢

天の下の政神事を先とせられし事

職員令に、神祇官をもちの官のはじめに、先づ擧げて、それが次に太政官を擧げられたり。延喜式も、同じくはじめに神祇式、次に太政官式なり。後の世ながら、北畠ノ准后の職原鈔も、令にならひて、ついであられたり。そもくよるづの事、さばかり唐の國ぶりをならひ給へりし御世にしも、かく有りしは、さすがに神の御國のしるしにて、いともく尊く、めでたきわざになむ有りける。世の中は何につけても、此ころはへこそあらまほしけれ。——本居宣長（玉かつま巻六）

附

録

- 一、神宮及官國幣社一覽
- 二、神社參拜唱歌
- 三、家庭祭祀の行事作法

一、神宮及官國幣社一覽

(昭和十八年十月一日現在)

宮名	祭神	祭日	鎮座地
皇大神宮	天照坐皇大神 〔相殿神〕 豐受大神 〔相殿神〕 御伴神	十月十七日	三重縣伊勢國宇治山田市
豐受大神宮	天照坐皇大神 〔相殿神〕 豐受大神 〔相殿神〕 御伴神	十月十六日	三重縣伊勢國宇治山田市
皇大神宮別宮	天照坐皇大神御魂	十月十七日	皇大神宮域內
荒祭宮	天照坐皇大神御魂	十月十七日	皇大神宮域內
月讀宮	月讀尊	十月十九日	三重縣伊勢國度會郡四郷村
月讀荒御魂宮	月讀尊荒魂	十月十九日	月讀宮域內
伊佐奈岐宮	伊弉諾尊	十月十九日	月讀宮域內
伊佐奈彌宮	伊弉冉尊	十月十九日	月讀宮域內
瀧原宮	皇大神御魂	十月二十三日	三重縣伊勢國度會郡浦原町
瀧原並宮	皇大神御魂	十月二十三日	瀧原宮域內
伊雜宮	皇大神御魂〔相殿神〕 玉柱屋姫命	十月二十五日	三重縣志摩國志摩郡磯部村
伊雜宮	皇大神御魂〔相殿神〕 玉柱屋姫命	十月二十五日	皇大神宮域內
風日祈宮	級長津彦命、級長戸邊命	十月二十五日	皇大神宮域內

官國幣社一覽

社名	祭神	祭日	鎮座地
倭姫宮	倭姫命	十月二十五日	三重縣伊勢國度會郡四郷村
豐受大神宮別宮	豐受大神荒御魂	十月十六日	豐受大神宮域內
多賀宮	豐受大神荒御魂	十月十六日	豐受大神宮域內
土宮	大土乃御祖神	十月十九日	豐受大神宮域內
月夜見宮	月夜見尊、月夜見尊荒御魂	十月十九日	三重縣伊勢國宇治山田市
風宮	級長津彦命、級長戸邊命	十月二十五日	豐受大神宮域內

社名	祭神	祭日	列格年月日	鎮座地
賀茂別雷神社	別雷神	五月十五日	明治四年五月十四日	京都府山城國京都市上京區上賀茂
賀茂御祖神社	玉依姫命、賀茂健甕命	五月十五日	同	同
石清水八幡宮	品陀別命、息長帶姫命、比賣神	九月十五日	同	同
松尾神社	大山咋命、中津島姫命	四月二日	同	同
平野神社	今木神、久度神、古開神、比咩神	四月二日	同	同

神宮及官國幣社一覽

稻荷神社	倉稻魂神、猿田彦命、大宮女命	四月九日	明治四年五月十四日	京都府山城國京都市伏見區深草數ノ内町
大神社	倭大物主權厩玉命	四月九日	同	奈良縣大和國磯城郡三輪町三輪
大和神社	倭大國魂神、八千戈神、御年神	四月一日	同	同 山邊郡朝和村新泉
石上神社	布都御魂劍	九月十五日	同	同 同 丹波市町布留
春日神社	建御寶豆尊命、伊波比主命、天之子八根命、比賣神	三月十三日	同	同 奈良市春日野町
廣瀨神社	若宇迦賣命	四月四日	同	同 同 北葛城郡河合村川合
龍田神社	天御柱命、國御柱命	四月四日	同	同 同 生駒郡三郷村立野
丹生川上神社	高禰神、罔象女神、鬮鬮神	（上社）十月八日 （中社）十月六日 （下社）六月一日	明治四年五月十四日	同 同 吉野郡（中社）丹生川上村
枚岡神社	天兒屋根命、比賣神、武甕槌命、齋主命	二月一日	同	大阪府河內國中河内郡枚岡町出雲井
大鳥神社	大鳥通祖神	八月十三日	同	同 和泉國堺市鳳町大鳥
住吉神社	表筒男命、中筒男命、底筒男命、息長帶姫命	六月三十日	同	同 攝津國大坂市住吉區住吉町
生國魂神社	生島神、足島神	九月九日	同	同 同 大坂市天王寺區生玉町
廣田神社	撞寶木殿之御魂天疎向津媛命	三月十六日	同	兵庫縣攝津國西宮市大社町
氷川神社	須佐之男命、大己貴命、稻田姫命	八月一日	同	埼玉縣武藏國大宮市高鼻
安房神社	天太玉命	八月十日	同	千葉縣安房國安房郡御戸村大陣宮ノ内

香取神社	伊瀨比主命	四月十四日	同	下總國香取郡香取町香取
鹿島神社	武甕槌神	九月一日	同	茨城縣常陸國鹿島郡鹿島町宮中
三島神社	玉籬入彦殿之事代主神	八月十六日	同	靜岡縣伊豆國三島市三島町傳馬
熱田神社	草薙神劍	六月二十一日	同	愛知縣尾張國名古屋市熱田區熱田新宮坂町
日吉神社	大山咋神、大己貴神	四月十四日	明治四年五月十四日、昭和三年十一月十日、祭神大己貴神一階増加仰出ル	滋賀縣近江國滋賀郡坂本村坂本
日懸神社	日前大神	九月二十六日	明治四年五月十四日	和歌山縣紀伊國和歌山市秋月
出雲大社	大國主命	五月十四日	同	鳥根縣出雲國糠川郡大社町杵築東
宇佐神社	譽田別尊、比賣神、大帶姫命	三月十八日	同	大分縣豐前國宇佐郡宇佐町南宇佐
霧島神社	天鏡石國鏡石天津日高彥火瓊杵尊	九月十九日	明治七年二月十五日	鹿兒島縣大隅國始良郡霧島村田口
伊弉諾神社	伊邪那岐命	四月二十二日	明治四年五月十四日、國中社ニ昇格	兵庫縣淡路國津名郡多賀村
香椎宮	仲哀天皇、神功皇后	十月二十九日	同	福岡縣筑前國糟屋郡香椎村
宮崎宮	神日本磐余彥尊	十月二十六日	明治八年八月十日、國中社ニ昇格	宮崎縣日向國宮崎市神宮町
檜原宮	神武天皇、饒瓊輪五十鈴媛皇后	二月十一日	明治二十三年三月二十日創立並列格	奈良縣大和國高市郡畷傍町
平安宮	桓武天皇、孝明天皇	四月十五日	明治二十七年六月二十九日創立並列格、昭和十三年五月一日祭神	京都府山城國京都市左京區岡崎西天王町

神宮及官國幣社一覽

氣比神宮	伊弉沙別命、日本武命、帶中津彥命、息長帶姫命、譽田別命	九月四日	福井縣越前國敦賀郡敦賀市
鹿兒島神宮	天澤日高彥靈々出見命	八月十五日	鹿兒島縣大隅國給良郡單人町
鷗戸神宮	彥波瀲武鸕鷁草葺不合尊	二月一日	宮崎縣日向國南那珂郡鷗戸村宮浦
淺間神社	木花咲耶姫命	十一月四日	靜岡縣駿河國富士宮市大宮櫻ヶ丘
建部神社	日本武命	四月十五日	滋賀縣近江國栗太郡瀬田町
札幌神社	大國魂神、大己貴神、少彥名神	六月十五日	北海道石狩國札幌郡圓山町
宗像神社	多紀理姫命、市杵島姫命、多岐都姫命	十一月十五日	福岡縣筑前國 田島村 田島
吉野神社	後醍醐天皇	九月二十七日	奈良縣大和國吉野郡吉野町
臺灣神社	大國魂命、大己貴命、少彥名命、能久親王	十月二十八日	臺灣臺北州臺北市大宮町
樺太神社	大國魂命、大己貴命、少彥名命	八月二十三日	樺太廳原市南豐原
月山神社	月讀命	七月十五日	山形縣前國 立谷村 立谷
多賀神社	伊弉那岐命、伊弉那美命	四月二十二日	滋賀縣近江國犬上郡多賀村
阿蘇神社	健甕龍命	七月二十八日	熊本縣肥後國阿蘇郡當地町
宮崎	應神天皇	八月十五日	福岡縣筑前國福岡市箱崎町

八坂神社	素戔鳴命、稻田比賣命、八柱御子神	六月十五日	京都府山城國京都市東山區祇園町北側
日枝神社	大山咋命	六月十五日	東京都武藏國埼玉縣坂戸市東二丁目
龜山神社	彥五瀨命	九月十三日	和歌山縣紀伊國和歌山市和田
熊野坐神社	家都御子神	四月十五日	同 同 東牟婁郡本宮村
熊野速玉神社	熊野速玉神	十月十五日	同 同 新宮市新宮上本町
諏訪神社	建御名方富命、八坂刀賣命	上社四月十五日 下社八月一日	長野縣信濃國諏訪郡(上社) 中洲村(下社)下諏訪町
明治神社	明治天皇、昭憲皇太后	十一月三日	東京都武藏國澁谷區代々木外輪町
丹生都比賣神社	丹生都比賣神	十月十六日	和歌山縣紀伊國伊都郡天野村
朝鮮神社	天照大神、明治天皇	十月十七日	朝鮮京畿道京城府南山
水無瀬神社	後鳥羽天皇、土御門天皇、順德天皇	十二月七日	大阪府攝津國三島郡島本村
白峯神社	崇徳天皇、淳仁天皇	九月二十一日	京都府山城國京都市上京區飛鳥井町
赤間神社	安徳天皇	十月七日	山口縣長門國下關市阿彌陀寺町
近江神社	天智天皇	四月二十日	滋賀縣近江國 大津市 津島
南洋神社	天照大神	十月十七日	南洋群島パラオ諸島コロル島アルミズ高地
(關東神宮)	天照大神、明治天皇		關東州旗原市

神宮及官國幣社一覽

附錄  
 (扶餘神宮)  
 應神天皇、齊明天皇、天智天皇  
 神功皇后  
 昭和十四年六月十五日創立  
 朝鮮忠清南道扶餘郡扶餘面

國幣大社

社名	祭神	祭日	列格年月日	鎮座地
氣多神社	大己貴命	四月三日	明治四年五月十四日國幣中社 大正四年十一月十日國幣中社	石川縣能登郡羽咋郡一ノ宮村一ノ宮寺家
大山祇神社	大山積神	四月二十二日	明治四年五月十四日國幣中社 大正四年十一月十日國幣中社	愛媛縣伊豫國越智郡宮浦村宮浦
高良神社	高良玉垂命	十月十三日	明治四年五月十四日國幣中社 大正四年十一月十日國幣中社	福岡縣筑後國三井郡御井町高良山
多度神社	多度神	五月五日	大正四年十一月十日國幣中社 社日昇格	三重縣伊勢國桑名郡多度村
熊野神社	神祖熊野大神補御氣野命	十月十四日	明治四年五月十四日國幣中社 大正四年十一月十日國幣中社	島根縣出雲國八東郡熊野村宮田
南宮神社	金山彦命	五月五日	明治四年五月十四日國幣中社 大正四年十一月十日國幣中社	岐阜縣美濃國不破郡宮代村

官幣中社

社名	祭神	祭日	列格年月日	鎮座地
錄倉宮	懷良親王	八月二十日	明治六年六月九日	神奈川縣相模國鎌倉市二階堂

社名	祭神	祭日	列格年月日	鎮座地
井伊谷宮	宗良親王	九月二十二日	同	靜岡縣遠江國引佐郡井伊谷村井伊谷
八代宮	懷良親王	八月三日	明治十三年八月三日創立 立並列格	熊本縣肥後國八代市松江城町
梅宮神社	酒解神、大若子神、小若子神、酒解子神	四月三日	明治四年五月十四日	京都府山城國京都市右京區梅津
貴船神社	關靈神	六月一日	同	同 愛宕郡鞍馬村貴船
大原野神社	建御賀豆賀命、伊波比主命、天之子八根命、比賣神	四月八日	同	同 乙訓郡大原野村大原野
吉田神社	建御賀豆賀命、伊波比主命、天之子八根命、比賣神	四月十八日	同	同 京都市左京區吉田
北野神社	菅原道真朝臣	八月四日	同	同 京都市上京區馬喰町
金鑽神社	天照大神、素戔鳴尊	四月十五日	明治十八年四月二十二日 日縣社日昇格	埼玉縣武藏國兒玉郡青柳村二ノ宮
金崎宮	尊良親王、恒良親王	五月六日	明治二十三年九月六日 創立並列格	福井縣越前國敦賀市景
太宰府神社	菅原道真朝臣	八月二十五日	明治十四年五月十四日國幣中社 大正四年十一月十日國幣中社	福岡縣筑前國筑紫郡太宰府町太宰府
生田神社	稚日女神	四月十五日	明治十八年四月二十二日國幣中社 大正四年十一月十日國幣中社	兵庫縣攝津國神戸市神戶區下山手通一丁目
長田神社	事代主神	十月十八日	明治十八年四月二十二日國幣中社 大正四年十一月十日國幣中社	同 神戸市林田區長田町三丁目
海神社	底津瀧津見命、中津瀧津見命、上津瀧津見命	十月十一日	明治十八年四月二十二日國幣中社 大正四年十一月十日國幣中社	同 播磨國神戸市須磨區西垂水
英彦山神社	忍骨命	九月二十八日	明治十四年五月十四日國幣中社 大正四年十一月十日國幣中社	福岡縣豐前國田川郡彦山村英彦山
嚴島神社	市杵島姬命	六月十七日	明治十四年五月十四日國幣中社 大正四年十一月十日國幣中社	廣島縣安藝國佐伯郡嚴島町

神宮及官國幣社一覽





宇倍神社	武內宿禰命	四月二十一日	明治四年五月十四日	鳥取縣因幡國若美郡宇倍野村宮下
水若酢神社	水若酢命	五月三日	同	鳥取縣隱岐國隱岐郡五箇村
中山神社	金山彦命	四月二十四日	同	岡山縣美作國吉田郡一宮村
安仁神社	安仁神	十月十一日	同	備前國邑久郡大宮村廣井
忌部神社	天日鷲命	十月十九日	同	德島縣阿波國德島市二軒町
大麻比古神社	大麻比古神	十一月一日	明治六年六月十三日	同 板野郡板東町板東
田村神社	田村神	十月八日	明治四年五月十四日	香川縣讚岐國香川郡一宮村一宮
土佐神社	一言主神	八月二十五日	同	高知縣土佐國土佐郡一宮村一宮
西塞多神社	西塞多神	四月十五日	同	大分縣豐後國大分郡東植田村
田島神社	多紀理尾靈命、市杵島比賣命、多岐都比賣命	九月十六日	同	佐賀縣肥前國東松浦郡呼子町加藤島
住吉神社	上筒之男命、中筒之男命、底筒之男命	十一月九日	同	長崎縣壹岐國壹岐郡那賀村住吉
海神社	豐玉姬命	八月五日	同	同 對馬國上縣郡峯村木板
金刀比羅宮	大物主命、崇德天皇	十月十日	明治十八年四月二十二日 <small>同小社</small>	香川縣讚岐國仲多度郡琴平町琴平山
大洗磯前神社	大己貴命	九月九日	明治十八年四月二十二日 <small>同小社</small>	茨城縣常陸國東茨城郡磯邊町大洗
酒列磯前神社	少彥名命	十月十五日	同	同 同 那珂郡平磯町酒列磯崎

美保神社	奉代主命	四月七日	同	鳥取縣出雲國八東郡美保町美保
新田神社	通々杵命	九月十五日	明治十八年四月二十二日 <small>同小社</small>	鹿兒島縣薩摩國薩摩郡川内市宮内町
都々古別神社	味鋌高彥根命	十一月一日	明治十八年四月二十二日 <small>同小社</small>	福島縣磐城國東白川郡近津村八槻
函館八幡宮	品陀和氣命	八月十五日	明治十八年五月二十八日 <small>同小社</small>	北海道渡邊島國函館市谷地頭
生島足島神社	生島神、足島神	九月十九日	明治三十二年七月七日 <small>同小社</small>	長野縣信濃國小縣郡東豐田村下之郷
伊和神社	大己貴神	十月十五日	明治十八年四月二十二日 <small>同小社</small>	兵庫縣播磨國宍粟郡東戶村須賀
眞清田神社	火明命	四月二十二日	明治十八年四月二十二日 <small>同小社</small>	愛知縣尾張國一宮市大宮町三宮
白山比咩神社	菊理媛神、伊弉諾尊、伊弉册尊	五月六日	明治十八年五月十四日 <small>同小社</small>	石川縣加賀國石川郡河内村三宮
玉祖神社	玉祖命、一座末許	九月二十五日	明治十八年五月十四日 <small>同小社</small>	山口縣周防國在波郡右田村大崎
諏訪神社	建御名方大神、八坂刀賣大神	十月八日	明治十八年七月五日 <small>同小社</small>	長崎縣肥前國長崎市上西山町
大縣神社	大縣神	十月十一日	大正七年十一月二十八日 <small>同小社</small>	愛知縣尾張國丹羽郡樂田村
遠谷神社	遠谷神	十月十二日	大正十三年十一月十九日 <small>同小社</small>	廣島縣安藝國佐伯郡平良村
伊曾乃神社	伊曾乃神	十月十五日	昭和十五年十一月一日 <small>同小社</small>	愛媛縣伊豫國西條市中野

官 幣 小 社

社 名	祭 神	祭 日	列 格 年 月 日	備 查 地
大國魂神社	武藏大國魂神	五月五日	明治十八年四月二十二日 日縣社ヨリ昇格	東京都武藏國北多摩郡府中町六所口
波上宮	濟玉男尊、伊非丹尊、事解男尊	五月十七日	明治二十三年一月二十日	神總縣流球國那霸市若狭町一丁目
寇門神社	玉依姬命	十一月十五日	明治五年十一月廿二日 同廿八日 同九月二十五日 同廿二日 同廿八日	福岡縣筑前國
住吉神社	底筒男命、中筒男命、表筒男命	九月十三日	大正四年十一月十日 社ヨリ昇格	同 福岡市大字住吉
志賀海神社	底筒男命、中筒男命、表筒男命、上津綿津見神、中津綿津見神	九月九日	大正十五年一月四日 社ヨリ昇格	同 同 精進郡志賀島村志賀島

國 幣 小 社

社 名	祭 神	祭 日	列 格 年 月 日	備 查 地
砥鹿神社	大己貴神	五月四日	明治四年五月十四日	愛知縣三河國寶飯郡一宮村一宮
小國神社	小國神	四月十八日	明治六年六月十三日	靜岡縣遠江國周智郡一宮村五川
水無神社	水無神	九月二十五日	明治四年五月十四日	岐阜縣飛騨國大野郡宮村

駒形神社	駒形神	九月十九日	同	岩手縣陸中國府郡水澤町
岩木山神社	宇都志國玉命、多都比呂賣命、宇賀能賣命	八月一日	明治六年六月十三日	青森縣陸奥國中津輕郡岩木村百澤
出羽神社	伊弉波神	七月十五日	明治六年三月七日	山形縣羽前國東田川郡宇向村羽黑
湯殿山神社	大山祇命	七月十五日	明治七年八月三十一日	同 同 東田川郡東村
古四王神社	武甕槌命、大彥命	五月七日	明治十五年四月二十九日 日縣社ヨリ昇格	秋田縣羽後國秋田市寺内兒
度津神社	五十猛神	四月二十三日	明治四年五月十四日	新潟縣佐渡國佐渡郡羽茂村飯岡
大神山神社	大穴牟遲神	十月九日	同	鳥取縣伯耆國西伯郡大高村尾高
日御碕神社	素戔鳴命	七月七日	同	鳥取縣出雲國鹿川郡日御碕村日御碕
物部神社	宇麻志摩遲命	十月九日	同	同 石見國安濃郡用合村川
沼名前神社	綿津見神	五月二日	同	廣島縣備後國沼隈郡新町後
都農神社	大己貴命	十一月五日	同	宮崎縣日向國兒湯郡都農町
枚聞神社	枚聞神	十月十五日	同	鹿兒島縣薩摩國姦宿郡類桂村十町
神部神社	大己貴命	三月三日	明治二十一年五月一日	靜岡縣駿河國靜岡市宮崎町
淺間神社	木之花開耶麻命			
大歲御祖神社	大歲御祖命			

戶隱神社	菅生石部神社	須佐神社	藤崎八幡宮	忌宮神社	柞原八幡宮	高瀨神社	津島神社	箱根神社	秩父神社	伊豆山神社	劔神社	佐太神社	吉備津彦神社	吉備津神社
天手力雄命	菅生石部神	須佐之男命	應神天皇	仲哀天皇、神功皇后、應神天皇	仲哀天皇、應神天皇、神功皇后	高瀨神	建速須佐之男命	箱根神	八意思金命、知知夫彥命	伊豆山神	素戔鳴尊	佐太大神	大吉備津彥命	大吉備津彥命
八月十五日	二月十日	四月十八日	九月十五日	十二月十五日	三月十五日	九月十三日	六月十五日	八月一日	十二月三日	四月十五日	十月九日	九月二十五日	十月二十三日	十一月二十八日
明治二十三年一月二十七日縣社ヨリ昇格	明治二十九年三月十二日縣社ヨリ昇格	明治三十二年七月七日縣社ヨリ昇格	大正四年十一月十日縣社ヨリ昇格	大正五年十二月十二日縣社ヨリ昇格	同	大正十二年六月十六日縣社ヨリ昇格	大正十五年十月十日縣社ヨリ昇格	昭和三年十一月十日縣社ヨリ昇格	同	同	同	同	同	同
長野縣信濃國上水内郡戸隠村戸隱	石川縣加賀國江沼郡大聖寺町敷地	鳥取縣出雲國飯石郡東須佐村宮内	熊本縣肥後國熊本市井川郡町	山口縣長門國下關市長府町	大分縣豐後國大分市八幡村	富山縣越中國東礪波郡高瀨村	愛知縣尾張國海部郡津島町	神奈川縣相模國足柄下郡元箱根村	埼玉縣武藏國秩父郡秩父町	靜岡縣伊豆國熱海市伊豆山	關井縣越前國丹生郡織田村	鳥根縣出雲國八束郡佐太村	關山縣前關國津郡一宮村大字一宮	廣島縣備後國廣品郡郡引村大字宮内

京城神社	龍頭山神社	大邱神社	平壤神社	伊奈波神社	倭文神社	尾張太國靈神社	穗高神社	雄山神社	千栗八幡宮	光州神社	新原神社	新竹神社	臺中神社
天照大神、大己貴命、國魂大神、少彥名命	天照大神、國魂大神、大物主命、素戔鳴尊、中筒男命、底筒男命	天照大神、國魂大神	天照大神、國魂大神	五十瓊敷入彥命	建葉槌命	尾張太國靈神	穗高神	雄山神	應神天皇、仲哀天皇、神功皇后	天照大神、國魂大神	天照大神、明治天皇、國魂大神、素戔鳴尊	大國魂命、大己貴命、少彥名命、能久親王	大國魂命、大己貴命、少彥名命、能久親王
十月十八日	十月十六日	十月十五日	十月二日	四月五日	五月一日	五月一日	九月二十七日	七月二十二日	九月十五日	十月十五日	十月十五日	十月二十八日	十月二十八日
昭和十一年八月一日	同	昭和十二年五月十五日	同	昭和十四年十一月一日縣社ヨリ昇格	昭和十四年十一月一日縣社ヨリ昇格	昭和十五年十一月一日縣社ヨリ昇格	同	同	昭和十五年十一月一日縣社ヨリ昇格	昭和十六年十月一日	昭和十七年十一月二十七日縣社ヨリ昇格	昭和十七年十一月二十七日縣社ヨリ昇格	昭和十七年十一月二十七日縣社ヨリ昇格
朝鮮京畿道京城府倭城臺町	同	慶尚南道釜山府佛天町	同	平安南道平穰府慶上里	同	慶尚北道大邱府邊城町	同	同	同	同	同	同	同
朝鮮京畿道京城府倭城臺町	慶尚南道釜山府佛天町	慶尚北道大邱府邊城町	平安南道平穰府慶上里	慶尚北道大邱府邊城町	慶尚北道大邱府邊城町	慶尚北道大邱府邊城町	慶尚北道大邱府邊城町	慶尚北道大邱府邊城町	慶尚北道大邱府邊城町	慶尚北道大邱府邊城町	慶尚北道大邱府邊城町	慶尚北道大邱府邊城町	慶尚北道大邱府邊城町

別格官幣社 (祭日欄中印チ附シタルモノハ例祭ニ由リ派遣ノ社ナリ)

社名	祭日	祭年	祭月	祭日	議定地
談山神社	應原鎌足朝臣	明治七年十二月二十二日			奈良縣大和郡磯城郡多武峯村多武峯
護王神社	和氣清原朝臣、和氣廣盛	同			京都府山城郡京都市上京區櫻町四丁目
小御門神社	藤原師賢卿	明治十五年六月十四日			千葉縣下總國香取郡小御門村名古屋
菊池神社	菊池武時、菊池武重、菊池武光	明治十一年一月十日			熊本縣肥後國菊池郡殿府町
湊川神社	楠正成朝臣	明治五年四月二十九日			兵庫縣播磨國神戶市濱東區冬島通
名和神社	名和長年	明治十一年一月十日			鳥取縣伯耆國西伯郡名和村
阿部野神社	北畠親房、北畠顯家	明治十五年一月二十四日			大阪府攝津國大阪府住吉區北畠西一丁目
藤島神社	源義貞	明治九年十一月七日			福井縣越前國福井市岩島町
結城神社	結城宗廣	昭和十五年一月二十四日			三重縣伊勢國津市八幡町藤方
豐榮神社	贈正一位大江元就	明治十五年十二月十五日			山口縣防府國山口市上野町
建勳神社	平僧長朝臣	明治十五年十二月十五日			京都府山城郡京都市上京區東山町
豐國神社	豐臣秀吉朝臣	明治八年四月二十四日			京都府山城郡京都市上京區東山町
東照宮	源家康朝臣	明治六年八月十四日			栃木縣下野國上野郡日光町日光

社名	祭日	祭年	祭月	祭日	議定地
常磐神社	贈正一位源光國、贈正一位源齊	明治十五年十二月十五日			茨城縣常陸國水戸市常磐町
照國神社	贈正一位源齊彬	同			神戶市
靖國神社	明治維新前後殉國者	明治十二年六月四日東京皇皇社 明治十二年六月四日東京皇皇社 明治十二年六月四日東京皇皇社			鹿兒島縣薩摩國鹿兒島市山下町
靈山神社	源親房、源顯家、源顯信、源守	明治十八年四月二十二日			東京府武藏國駒宮町區九段三丁目
梨木神社	贈正一位贈右大臣藤原實萬、三條實美	明治十八年十月十日			群馬縣岩代國伊達郡靈山村大石
東照宮	贈正一位源家康	明治二十一年五月一日			京都府山城郡京都市上京區東山町
四條畷神社	贈從二位楠正行	明治二十二年十二月十三日			靜岡縣設河國靜岡市根古屋
唐澤山神社	藤原秀郷	明治二十三年十一月二十一日			大阪府河內國北河内郡四條畷村南町
上杉神社	上杉謙信	明治三十五年四月二十日			栃木縣下野國安蘇郡田沼町
尾山神社	前田利家	同			山形縣羽前國米澤市南堀端町
野田神社	毛利敬親	同			石川縣加賀國金澤市西町
北島神社	北島顯能	大正四年十一月十日縣			山口縣周防國山口市上野町
佐嘉神社	鍋島直正	昭和三年十一月十日村			令野田
山内神社	山内豐信	昭和三年十一月十日村			三重縣伊勢國一志郡多氣村
福井神社	松平慶永	昭和八年九月二十八日			佐賀縣肥前國佐賀市松原町
		昭和九年四月二十日			高知縣土佐國高知市鷹匠町
		昭和十八年九月二十日			福井縣越前國福井市御屋形町

神宮及官國幣社一覽



### 三、家庭祭祀の行事作法

皇典講究所制定

#### 神棚奉安の仕方

神棚は、なるべく朝夕の奉仕に不便でなく、而かも、清淨なる場所に設け、皇大神宮の大廳、氏神、其他、諸神社の神札等を奉齎するのを通例と致します。

神棚の大きさは、適宜に致し、其の前面には、注連繩を引き、左右に神を立て、燈具を備へます。又、神棚に奉安の御旨形の正面に鏡を据え、左右に眞槨を立てるなど、神棚の大小、御宮形の様式等に従つてそれら、裝飾の例もあります。

御宮形 神明造の様式にかたどつた神形や、神社の社殿の前面にならつた片屋形や、又は、長方形の箱形の前面に、扉や高欄などを取附けた箱宮形などがあります。

注連繩 藁(又は眞菰)を左繩にし、紙垂の數に應じて、所々に藁の端を垂れるやうに作ります。(藁の端の垂れぬのがあります。)通例、向つて右より懸け始め、本(海始め)末あるものは、本を向つて右にして懸けます。

注連繩に附ける紙垂の作り方は、注連繩に應じて大小種々ありますが、一例を申せば、奏書、美濃紙、半紙等、一枚の紙を横二つに切り放ち、更に、縦四つに切り放ちたるものを一枚とし、之を縦四つに折り、折目通りに、紙の丈の三分の二を、上下交互に切り、それを二枚づゝ重ねて、向つて左の方より、順次に手前に折り、上の端を注連繩に挟み、又は、紙捻で結び附けるのであります。附ける數は、二垂、四垂、八垂などを例と致します。

神前 神前の左右に、適宜の大きさに、井桁形の枠を作り、それに立てます。また、枠の代りに、素焼製の花立等を用ひます。

又、眞槨と申して、左右共に五色の絹を垂れ、更に、向つて右には、鏡及び玉を懸け、向つて左には、劍を懸ける例があります。五色の絹は、青、黄、赤、白、黒(又は紫)と、上位より、順次に垂れ、鏡は、裏に眞紅の紐を通して懸け、(或は大和錦の袋に納れて懸け)玉は、水晶、瑪瑙、硝子、木等にて作つた曲玉・管玉、切子玉などを、眞紅の紐で貫きて懸け、劍は、大和錦の袋に納れて懸けます。

神 臺に立てるのであります。大きさは、神棚、または、御宮形の大小によつて適宜に致します。

#### 神饌及供進の仕方

神饌に用ふる品物は、洗米、酒、餅、海魚、川魚、野鳥、水鳥、海菜、野菜、菓、鹽、水、などありますが、特に、飯、強飯、其他、調理した物を御供へすることもあります。

以上の品々を揃へて御供へする事は、重い祭儀の場合でありまして、日常の御供には、洗米、(飯)、(酒)、鹽、水などを、用ひるのが通例であります。朝日、十五日、大祭祝日、其他、家庭行事の場合などには、更に、魚、菜蔬等を添へるも宜しいのであります。なほ、お初穂と稱へて、隨時、何品に限らず、先づ以て、神前に御供へ致します。

神饌を御供へする時の用具は、酒は瓶子に、洗米、其の他の物は皿に盛り、水は水器に容れ、之を載せる臺には、折敷、又は、三方などを用ひます。

神饌を御供へする仕方は、先づ折敷、三方は、縁の緩ち目の無い方を、神前に向けて御供へするやうに致し、神饌の臺

数が、奇数の場合は、先づ中央、次に左方（向つて右方）、次に右方（向つて左方）と、順次に御供へ致し、偶数の場合は、先づ左方（向つて右方）次に右方（向つて左方）に、順次に御供へ致すのであります。

神饌の品物の中で、魚鳥などのやうに、首尾あるものは、其の首の方を、上位（敬禮の作法中座席）に向けて御供へ致すのであります。撤下の品物は、鄭重に取扱ひ、苟にも、粗末にならぬやうに致したいこととあります。

### 神 拜 の 作 法

#### 神 拜 の 心 得

神事に關はる場合は、心身を清淨にして、苟にも、弛緩の無いやう、心構ひが第一であります。心得として、二三の事柄を、次に記述する事に致します。

**潔齋** 神事に關はるには、前日（又は當日早具）より沐浴して、衣服を改め、飲食、言語、行動を慎み、不淨汚穢に觸れないやうに心懸けることとあります。

**手水** 手を洗ひ、口を漱ぐ（杓水をせず、水を手に受けて漱ぐ）ことを申すのであります。

**修 祝** 知らず識らずの間に、過ち犯した罪穢を、赦へ清める行事であります。赦を受ける時は、祝詞を申す間、また、大麻、鹽湯の行事中、上體を、稍々前方に屈めて、慎みの意を表します。

**服忌の制規** 服忌の制規による服喪中の場合は、忌明までは、神事に關はる事を遠慮するのは、古來の重い慣例であります。忌中には、神饌、御宮形の御厚を閉ぢ、又は、其の上に、白紙を貼つて覆ふ事に致します。

#### 敬 禮 の 作 法

敬禮には坐禮と立禮とがあり、又、時と所とに従つて、作法にも、自ら一様にまらぬことがあります。

**座席の上下** 正中を上位とし、其の左（向つて右）を次とし、右（向つて左）を、更に其の次に致します。

**番** 會經、奉養で、腰を屈めることとあります。座を起つ時、座に着く時、列を離れたり、就いたりする時、尊前での進退などの時に行ひます。腰を屈める深淺の程度によつて、小拵、深拵の別があります。

**座 拵** 正坐して姿勢を整へ、上體を前方に屈めるのであります。小拵の場合は、兩手の指先を、膝頭の兩側の邊で軽く座につけ深拵の場合は、兩手を膝頭の前の邊で、左右相對して懸へ、掌を平に伏せさせます。

**立 拵** 直立して姿勢を整へ、腰を折る程度の違いで申すのであります。兩手は、腰の聊か前方につけて、自然に垂れます。小拵と深拵との別は、腰を折る程度の違ひで申すのであります。

**拜** 姿勢を端正にして、上體を屈める、最も重い敬禮の作法であります。これに、坐拜と立拜との別があります。

**坐 拜** 正坐して姿勢を整へ、上體を屈め、背を平らに伏せるのであります。左右の手は、膝の前で、指先の相接する程に、座に伏せ揃へるやうに致します。

**立 拜** 直立して姿勢を整へ、腰を折つて、上體を前方に屈め、背を平らに伏せるのであります。左右の手は、指先の膝頭に達する程、自然に垂れるやうに致します。

**拍 手** 兩手を胸の通りで、斜めに、上に向けて正しく合せ、肩の幅程左右に開いて、二度拍ち合すのであります。

**再拜拍手** 二度拜の作法を行ひ、次に、手を二つ拍つのであります。

**兩段再拜** 先づ再拜を致し、次に拍手二つ、次に拜詞奏上等の所作あり、次に拍手二つ、次に再拜を致すのであります。

**平 伏** 坐禮の時、上體を伏せることとあります。其の伏せたる形は、坐拜の態と同じであります。拜詞奏上、受敵などの時に行ひます。

**露 折** 立禮の時、立ちたるまゝ、上體を前方に屈めることとあります。坐禮の時の平伏と、同じ場合に行ひます。

膝行 跪きたるまゝ進退すること、退く場合は膝退と申します。神前に近い所などで行ふ作法であります。(其の程度凡そ  
三步)

逆行 神前に向つたまゝ、立禮で後すまりする作法であります。坐禮の場合には、膝退に似て行ひます。其の程度凡そ  
三步)

起居進退の作法

起居進退には、左右上下の別があります。進むには下座の足より進み、退くには上座の足より退き、廻旋をするにも、  
上座の方に廻るを通例と致します。神前の正中では、進むには左足より進み、退くには右足より退き、廻旋の場合に、神  
前より自席に復るには、其の席の方に向つて廻るのであります。

神前での起居進退には、坐禮と立禮とによつて、行ふ作法にも、また違ふ所があります。

坐禮の場合は、先づ小揖して座を起ち、進んで神前に設けてある帑(敷物)の前に至り、立ち留まつて深揖をなし、次に、跪  
いて帑に膝を掛け、三步程進めて、其の中央に着座して深揖を致します。此の時、玉串の奉奠とか、拜詞の奏上とかの所作がありま  
す。畢つて、深揖をなし、膝退を三步程して、帑を離れて立ち、再び深揖を致します。次に、逆行を三步程して、廻旋して自席に復  
つて小揖をするのであります。帑は、略して設けない場合もありますが、作法は、右に確じて行ひます。

立禮の場合は、先づ小揖して自席を離れ、進んで神前の正中に立ち留まつて小揖をなし、次に、徐に三步程進み、再び立留まつて  
深揖を致します。前記の坐禮の時のやうに所作があり、畢つて、深揖の後、三步程逆行して立留りて小揖をなし、次に、廻旋して自  
席に復つて小揖をするのであります。

拜詞奏上の作法

拜詞を奏上するには、坐禮と立禮との場合があります。神前に進み、座に着き、再拜拍手を致し、次に、拜詞を懐中よ

り取出して、己の左側で開き、正面で之を押し合せて深揖をなし、次に、拜詞を左右に開いて、目通りに捧げて奏上致  
し、終つて、再び、拜詞を正面で押し合せて深揖をなし、次に、前のやうに、左側で巻き納めて懐中し、次に、拍手再拜  
を致して、神前を退くのであります。立禮の場合も、また、之に準ずるのであります。奏上の拜詞は、奉書等に認め適宜  
に折り疊んで、豫め懐中してあります。拜詞を用ひない場合は、再拜拍手の後、浅い平伏(立禮の場合は聲折)の姿勢で詞  
を誦し、奏上終つて、深い平伏(立禮の場合は聲折)を致し、次に、體を起して拍手再拜を致します。

拜詞の例

掛けまくも畏き、何々大神の御前に、恐々恐々も白まく、大御代の御業を、常磐に堅磐に齋ひ奉り給ひ、家をも身をも、安く平か  
に守り惠み給へと、恐々恐々も白す。

玉串奉奠の作法

玉串を奉奠するには、坐禮と立禮との場合があります。神前に進んで深揖を致し、跪いて膝を進めて着座し、再び深揖  
をして、玉串の本を神前に向けて、案上に奉奠致します。奉奠の後、再拜拍手を致し、終つて深揖をなし退下するのであ  
ります。立禮の場合は、玉串を捧げ持ちたるまゝ、神前に進み、深揖を致して玉串を案上に奉奠し、再拜拍手の後、深揖  
をして退下するのであります。

玉串を捧げ持つには、表を上にし葉先を左に、本を右にし、右の手を伏せて本を上より執り、左の手を仰向けて裏より  
支へ、凡そ、胸の通りに、左高に持つのであります。

玉串奉奠の時、二人以上、同時に拜禮を致す場合は(團體、學生、生徒等の時も、これに準じます)、中一人總代となつて、玉  
串を奉奠して拜禮し、他の人々は、總代にならつて、共に再拜拍手を致します。列拜の時は、總代の座席の後に進み出るのを正



式と致しますが、多人数の場合とか、場所の狭い時などは、混雑を避けるため、各自、座席に在りながら、斜めに神前に向いて（左右側に在る場合）列拜することもあります。

〔附 記〕 神社参拜並祭典参列の心得

神社に詣で、正式に参拜を致さうとするには、相當の禮服を着用し、官位、勲等、功、爵等を記した名刺を、社務所に差出し、指定せられた位地に進んで、玉串を奉奠して拜禮を致します。（玉串奉奠の作法等参照）  
祭典に参列の場合は、左記の事柄に留意するを肝要と致します。

相當の禮服を着用すること。

被所に参着の前に、先づ手水を行ふこと。

被所に着いては、祝詞を申す間、及び、大勝又は鹽湯の行事など、祓を受ける間は、浅い平伏（立禮の時は還折）を致すこと。

神殿の開扉、又は、閉扉（或は降神、昇神）の時は、警蹕の聲と共に、諸員一齊に、深い平伏（立禮の時は還折）を致し、警蹕

の聲終らば、上位の者より、順次に起揚がること。

御幣物の通過の時は、捧持者が、己の前を、三步程通過する間、浅い平伏（立禮の時に還折）を致すこと。

祝詞奏上の時は、祝詞の聲を聴くと同時に、諸員一齊に、深い平伏（立禮の時は還折）を致し、奏上終らば上位の者より、順次

に起揚がること。

神饌の獻進、玉串の奉奠などの時は、特に、静肅を旨として、私語や中座など致さぬこと。



【書圖薦推省部文】 出版書承認う100041號

昭和十五年十一月二十日 初版發行  
昭和十九年十二月二十五日 第七版印刷  
昭和十九年十二月三十日 第七版發行  
(一〇、〇〇〇部)

編 者 財團 大日本神祇會

法 人 東京都渋谷區石町一丁目一番地

有代表者 秋 岡 保 治

東京都京橋區東區西七ノ一

發行人 齋 藤 一 寛

東京都小石川區久堅町一〇八番地

印 刷 人 大 橋 芳 雄

東京都小石川區久堅町一〇八番地

印 刷 所 共同印刷株式會社

(東京二二三)

東京都京橋區銀座西七丁目一番地

發 行 所 日本電報通信社出版部

電話代表(銀座)四二二・五九二

振替口座東京一四四三番

會員番號三四〇〇二八

配給元 日本出版配給統制株式會社

東京都神田區淡路町二丁目九番地

貴族院  
175

20.3.10

購入  
20.3.10  
和書

終

行設・社信通報電本日・京東